

平成27年第4回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4
平成27年9月2日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	13
会議録署名議員の指名について	14
市長の提案理由の説明	15
報告について	24
請願について	26
平成27年9月4日	
出席及び欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により出席した者	28
本議会に出席した事務局職員	28
議事日程	28
議案質疑について（議案第46号～議案第52号）	30
（議案第53号～議案第54号）	33
（議案第55号～議案第61号）	34
（議案第62号～議案第64号）	38
（議案第65号）	39
平成27年9月8日	
出席及び欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により出席した者	42
本議会に出席した事務局職員	42
議事日程	43
一般質問について	43

白谷 義隆 議員	44
近藤 未治 議員	56
高田千壽輝 議員	70
樽見 哲也 議員	76
伊藤 法博 議員	82
緒方 寿光 議員	90

平成27年9月9日

出席及び欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により出席した者	110
本議会に出席した事務局職員	110
議事日程	111
一般質問について	112
浦川 和久 議員	112
矢ヶ部広巳 議員	130
梅崎 和弘 議員	141
荒巻 英樹 議員	158
熊井三千代 議員	173

平成27年9月25日

出席及び欠席議員	189
地方自治法第121条の規定により出席した者	190
本議会に出席した事務局職員	190
議事日程	190
議会運営委員長報告について	192
各委員長報告について	192
総務委員長報告について	192
建設経済委員長報告について	195
教育民生委員長報告について	196
決算審査特別委員長報告について	197
議案第66号～議案第67号	212
議会改革特別委員会の設置について	214

第 4 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
9 月 2 日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
9 月 3 日	木	考 案 日	
9 月 4 日	金	本 会 議	議 案 質 疑
9 月 5 日	土	休 会	
9 月 6 日	日	休 会	
9 月 7 日	月	考 案 日	
9 月 8 日	火	本 会 議	一 般 質 問
9 月 9 日	水	本 会 議	一 般 質 問
9 月 10 日	木	休 会	
9 月 11 日	金	委 員 会	
9 月 12 日	土	休 会	
9 月 13 日	日	休 会	
9 月 14 日	月	委 員 会	
9 月 15 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 16 日	水	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 17 日	木	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 18 日	金	事務整理日	
9 月 19 日	土	休 会	
9 月 20 日	日	休 会	
9 月 21 日	月	休 会	
9 月 22 日	火	休 会	
9 月 23 日	水	休 会	
9 月 24 日	木	事務整理日	
9 月 25 日	金	本 会 議	採決・閉会

第 4 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 4 6 号	平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	27. 9 .25	認 定
議 案 第 4 7 号	平成26年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9 .25	認 定
議 案 第 4 8 号	平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9 .25	認 定
議 案 第 4 9 号	平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9 .25	認 定
議 案 第 5 0 号	平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9 .25	認 定
議 案 第 5 1 号	平成26年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	27. 9 .25	認 定
議 案 第 5 2 号	平成26年度柳川市水道事業会計決算の認定について	27. 9 .25	認 定
議 案 第 5 3 号	平成27年度柳川市一般会計補正予算（第 3 号）について	27. 9 .25	原案可決
議 案 第 5 4 号	平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	27. 9 .25	原案可決
議 案 第 5 5 号	柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定について	27. 9 .25	原案可決
議 案 第 5 6 号	柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	27. 9 . 4	原案可決
議 案 第 5 7 号	柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	27. 9 .25	原案可決
議 案 第 5 8 号	柳川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27. 9 . 4	原案可決

議案 第59号	柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について	27.9.25	原案可決
議案 第60号	柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	27.9.25	原案可決
議案 第61号	柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	27.9.4	原案可決
議案 第62号	市道路線の認定及び廃止について	27.9.25	原案可決
議案 第63号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	27.9.25	原案可決
議案 第64号	人権擁護委員候補者の推薦について	27.9.4	同意
議案 第65号	柳川市議会基本条例の制定について	27.9.4	原案可決
議案 第66号	柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	27.9.25	原案可決
議案 第67号	教育予算の拡充を求める意見書について	27.9.25	原案可決

報 告

報告 第4号	継続費精算報告書について	27.9.2	報告
報告 第5号	平成26年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	27.9.2	報告
報告 第6号	専決処分の報告について(専決第4号 和解及び損害賠償額の決定について)	27.9.2	報告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 2 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について	27. 9 .25	採 択

そ の 他

議会改革特別委員会の設置について	27. 9 .25	設 置
------------------	-----------	-----

柳川市議会第4回定例会会議録

平成27年9月2日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産	業	成	清	博	茂
経	済	樽	見	孝	則
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	郎
和	庁	白	谷	通	介
庁	舎	椀	島	謙	孝
舎	長	椀	島	謙	治
消	防	島	添	守	男
人	事	木	下		隆
秘	書	大	石	涼	子
課	長	原		忠	昭
総	務	武	田	眞	治
課	長	袖	崎	朋	洋
企	画	待	鳥		哲
課	長	林			誠
財	政	松	永	泰	治
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
長					
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
長	兼	庶	務	係	長	徳	永	喜	美
議	会	事	務	局	議	事	係	長	香

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成27年4月分、5月分、6月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第46号 平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成26年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 日程（４） 議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第54号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第55号 柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定について
- 議案第56号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 柳川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第63号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程（５） 議案第65号 柳川市議会基本条例の制定について
- 日程（６） 報告について
- 1 報告第4号 継続費精算報告書について

- 2 報告第5号 平成26年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 報告第6号 専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定について）

日程（7） 請願について

- 1 請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について

午前10時 開会

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成27年第4回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成27年第4回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、6月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

私が会長を務めております柳川土木協会、福岡県有明海漁業振興対策協議会、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会、有明海高潮対策促進期成同盟会、西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会、福岡県農地海岸協議会の総会と福岡県土地改良事業団体連合会、福岡県市町村福祉協会の理事会を開催いたしました。

中でも、8月17日に開催いたしました福岡県有明海漁業振興対策協議会では、議案審議終了後に県より今年度の福岡県有明海再生事業関連予算と今年度の気象、海況について説明を受けるとともに、委員の皆様から矢部川本流のしゅんせつや有明海研究所の充実などの要望のほか、アサリ養殖や有明海の海底陥没等に関する質問や意見が出されました。

また、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会、矢部川改修期成同盟会、国道443号道路整備促進期成会など7つの総会並びに福岡県道路協会、県営かんがい排水事業筑後東部地区推進連絡会の理事会に出席し、それぞれ国、県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに、事業運営についての意見交換を行いました。

さらに、都道府県土地改良事業団体連合会長等会議、土地改良事業団体連合会九州協議会と全国水土里ネットとの意見交換会、有明圏域定住自立圏推進協議会の会議に出席いたしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告いたします。

初めに、会長を務めております福岡県土地改良事業団体連合会と福岡県農業農村整備事業推進対策委員会で、7月15日に福岡県に対し、農業農村整備関係施策が計画的、効果的に展開できるよう必要予算の確保に関し5項目の要望を行いました。そして、31日には農林水産省幹部並びに関係国会議員に対して同内容の要望活動を行ったところであります。

8月19日には西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会において、福岡県と県議会、西鉄本社に対し、単線区間約16.1キロメートルについて全区間の複線化早期実現とあわせて、新たに朝の通勤・通学時間帯の運行時間短縮と増便などの利便性向上の要望を行ってまいりました。

筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会と福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会との合同で、7月14日に九州農政局に対し、30日には林農林水産大臣を初め同省幹部並びに関係国会議員に対し、平成28年度予算の確保及び関連施策の充実並びに福岡県営湛水防除事業クリーク防災機能保全対策工事についての政策提案と意見交換を行いました。あわせて同協議会において、7月24日に九州地方整備局に対し、30日には国土交通省並びに関係国会議員に対して、小石原川ダムの本体着工並びにダム群連携事業の早期着工の要望を行ったところであります。同日午後からは九州土地改良事業団体連合会と九州農業農村整備事業推進協議会との合同で、農林水産省幹部並びに関係国会議員に対し、農業農村整備事業予算の確保ほか4項目について政策提案と意見交換を行いました。

8月20日には有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会で、福岡県と県議会、九州地方整備局に対し、また、翌日の21日には国土交通省と地元選出の国会議員に対し、十分な道路予算の全体枠の確保や徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジ間の自動車専用道路の早期整備など8項目の要望を行うとともに、意見交換を行ってまいりました。現在、市内の徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジまでの4.5キロメートルの工事が着々と進められており、平成29年度に完成予定であります。そのような中、9月13日には荒尾競馬場跡地で三池港インターチェンジ連絡路の中心くい打ち式が予定されています。

次に、市政の近況について御報告いたします。

初めに、総会や諸会議についての御報告をいたします。

7月7日に柳川市観光大使実行委員会を開催し、新宮町在住の柳川伝承さげもん作家、緒方文香氏、本市出身で日本棋院囲碁棋士9段の大淵盛人氏、新潟の総合警備保障代表取締役社長で新潟商工会議所副会頭の廣田幹人氏の3氏を観光大使に選任することが決定いたしました。翌日の8日には緒方文香氏の観光大使就任式を行ったところであります。緒方氏を初め3名の方を加え、総勢21名の方々に観光大使としてそれぞれの立場で御活躍いただくこととなり、さらに柳川のPRや魅力の紹介などを期待したいと思います。

7月15日には柳川市有明海対策実行委員会総会を開催し、柳川産海苔ブランド化事業として産地マーク表示による産地PRを行い、柳川産ノリの付加価値向上と消費拡大、柳川市の知名度向上を図ることとなりました。

7月21日には第1回目の柳川市まち・ひと・しごと創生会議を開催し、本市が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略について調査検討を行っていただき、10月末には答申をいただく予定となっています。

ほかにも、柳川市「有明花の里」実行委員会、第2回柳川市総合教育会議などを開催するとともに、柳川市クリーン連合会、柳川市防災協会、柳川雛祭り実行委員会総会・意見交換会などに出席いたしました。

次に、7月27日に藤吉コミュニティセンター建設工事起工式がとり行われました。大和・三橋地域に整備しているコミュニティセンターの最後の一つで、今年度中の完成予定であります。これで市内全校区に地域コミュニティの活動拠点が整うこととなります。

8月3日には柳川市民文化会館（仮称）基本計画検討委員会より、新しい市民文化会館（仮称）の基本計画案の答申を受けました。答申を尊重し、本市のシンボリックな施設にしていきたいと考えています。

7月21日には柳川市有明海ツーリズム研究会が新たに設置したくもで網のオープニングセレモニーがひまわり園南側の橋本海岸堤防で開催されました。「有明海を遊びつくせ」ということで、市民や観光客の皆様にムツゴロウ釣り体験とともに、有明海を大いに楽しんでいただけるものと思っております。

翌日の22日には17回目を数える柳川ひまわり園の開園式を開催いたしました。昨年より5万本多い40万本のヒマワリが県内外からの多くのお客様をお迎えいたしました。

8月23日には第17回有明海花火フェスタが開催され、スカイナイアガラなど8,000発の打ち上げ花火が柳川の夏の夜空を彩りました。

本市の夏の風物詩となっていますひまわり園や花火フェスタは、回を重ねるごとに来場者が増加しており、好評を博しています。これもひとえに地元の皆様の献身的な御尽力と御協力により、本市の観光振興と地域活性化が大いに図られているものと思っております。地元の皆様に対しまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

最後に、台風15号の対応について御報告いたします。

大型で非常に強い台風15号が本市に接近するとの予報が出て、8月24日午後1時に災害警戒本部を設置し、市内20カ所に自主避難所を開設いたしました。同日午後10時には災害対策本部を設置し、台風に対する警戒を行ったところであります。台風は、翌日の25日午前6時過ぎに荒尾市付近に上陸し、本市付近を北上するコースをたどり、当地での最大瞬間風速38.2メートルを記録いたしました。自主避難された方は428世帯、673人にも上りました。人的被害1人、住宅被害2カ所のほか、樹木の倒壊等の被害をもたらしました。そして、25日午後4時に災害対策本部を解散しております。このたびの台風で被害に遭われた方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

本格的な台風シーズンを迎えますが、被害を最小限に抑えるため、これからも早目の準備を心がけて対応していきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成27年第4回柳川市議会定例会の会期日程等について、8月31日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日、9月2日から9月25日までの24日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、3日は考案日、4日を議案質疑、5日、6日は休日で休会、7日は考案日、8日、9日、10日を一般質問、11日を委員会、12日、13日は休日で休会、14日を委員会、15日、16日、17日を決算審査特別委員会、18日は事務整理日、19日、20日、21日、22日、23日は休日で休会、24日は事務整理日、25日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 は議案第46号から議案第52号までの7議案の一括上程であります。

日程4 が議案第53号から議案第64号までの12議案の一括上程であります。

日程5 が議員提出の議案第65号の上程であります。

日程6 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたし

ております。

日程7が請願についてであります。

本定例会に請願1件が提出されております。請願第2号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第46号から議案第52号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第46号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第47号から議案第49号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第50号は総務委員会に審査を付託、議案第51号及び議案第52号の2議案は建設経済委員会に審査を付託としております。

次に、議案第53号及び議案第54号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第53号は総務委員会に審査を付託、議案第54号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第55号から議案第61号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第55号は総務委員会に審査を付託、議案第56号は即決、議案第57号は総務委員会に審査を付託、議案第58号は即決、議案第59号及び議案第60号の2議案は総務委員会に審査を付託、議案第61号は即決といたしております。

次に、議案第62号から議案第64号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第62号は建設経済委員会に審査を付託、議案第63号は総務委員会に審査を付託、議案第64号は即決といたしております。

次に、議員提出の議案第65号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げて、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、7番熊井三千代議員、16番藤丸正勝議員を指名いたします。

日程第3 議案第46号～議案第52号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第46号から議案第52号までの7議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3．議案第46号から議案第51号までの平成26年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第46号 平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成26年度は、引き続き将来に向かって市民の皆様にしかりした行政サービスが行えるよう財政の健全化を確保しつつ、限られた財源をできるだけ有効に活用し、さまざまな課題解決に取り組んだところであります。

それではまず、決算内容を歳入から申し上げます。

市税については、固定資産税が増額になったものの、個人、法人及びたばこ税が減額になったことなどにより、平成25年度に比べ、金額にして66,596,150円、率にして1.1%の減額となりました。

また、地方消費税交付金については、平成26年4月に消費税が8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の税額も引き上げられたことから、平成25年度に比べ、金額にして146,314千円、率にして24.0%の増額となりました。

地方交付税については、平成25年度に比べ、金額にして255,898千円、率にして2.6%の減額となりました。これは特別交付税が22,888千円の増額となったものの、普通交付税が278,786千円の減額となったことによるものであります。

次に、国庫支出金については、平成25年度に比べ、金額にして2,136,749,759円、率にして30.8%の減額となりました。これは平成25年度に国の経済対策に伴う地域の元気臨時交付金1,593,999千円があったこと及び大和中学校校舎改築等事業や柳川駅周辺地区事業などが減額になったことによるものであります。

次に、寄付金については、平成25年度に比べ、金額にして93,245,370円、率にして521.9%の増額となりました。これはふるさと寄付金の返礼品として贈る記念品の見直しなどにより、ふるさと寄付金が73,309,155円増加したことなどによるものであります。

次に、市債については、平成25年度に比べ、金額にして382,119千円、率にして11.7%の増額となりました。これは柳川駅周辺地区事業が完成に向け事業が集中したことなどにより、大幅な増額となったものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

まず、総務関係では、定住化対策として新婚世帯への家賃補助などの支援制度を引き続き設けて人口減少への対策に取り組んだほか、地域おこし協力隊員を新たに1名雇用して、地域産業や資源の掘り起こし及びそれを活かした地域活性化の仕組みを検討させるなど、外部からの目線による地域おこしを進めたところであります。

また、平成27年3月21日で合併10周年を迎え、記念式典を開催したほか、新しい市勢要覧を作成しました。

そのほか、合併特例債の元利償還金に係る後年度の財政負担の軽減を図るため、引き続き減債基金への積み立てを行いました。

次に、福祉関係では、高齢者保健福祉施策のさらなる推進と充実を図ることを目的に、平成27年度から平成29年度までを計画年度とする柳川市高齢者保健福祉計画を策定したほか、国の補正予算（第1号）に計上されました臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を交付しました。

また、新たに認知症地域支援推進員を雇用して、認知症になっても住みなれた地域で生活を継続できるような環境を整えるための取り組みを開始したところであります。

子育て支援関係では、ふたば幼稚園が子ども・子育て支援新制度による幼稚園型認定こども園に移行したことに伴い、施設整備助成による子育て支援環境の整備に取り組んだほか、乳幼児医療については、市独自の制度として入院医療費の助成を中学校3年生まで拡大したところであります。

環境面においては、再生エネルギー導入促進に向け、住宅用太陽光発電システムの設置に対する助成を引き続き実施したほか、みやま市と共同で建設を予定している新たなごみ焼却施設については搬入道路整備に係る測量や設計業務を行いました。

また、両市における積極的なごみの循環利用とエネルギー回収促進、処理システム及び処理方式の検討を行い、その結果をもとに新ごみ処理施設の施設計画とともに、循環型社会形成推進地域計画を策定したところであります。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業関係では、本市の基幹産業である米、麦、大豆の生産の効率化と機能強化を図るため、強い農業づくり交付金事業を活用して、柳川農業協同組合が行う柳川東部地区カントリーエレベーターの改修についての助成を行うほか、園芸、い業などへの支援、クリークの保全事業など、農業振興のための各種施策に取り組みました。

水産業関係では、両開、皿垣開、久間田漁港のしゅんせつ工事を行ったほか、継続事業として実施している両開漁港の機能保全事業についても計画に基づき整備を行いました。

観光関係では、官民連携の“おもてなし柳川”市民会議を推進母体として、「おもてなしの心日本一」に向けた啓発アイテムを作成するなど、啓発活動に取り組むとともに、事業の趣旨に賛同いただける方々を「おもてなしなら柳川隊」として登録しました。今後はこの市

民会議を推進母体として、柳川市挙げての「おもてなしの心日本一」に向けた事業に取り組んでいくこととしております。

次に、商工関係では、市内中小企業の仕事の確保、受注の拡大による地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームに対する助成を行ったほか、市外で開催されている物産展等で本市の特産品の宣伝を行い、販売活動に要する経費の一部を助成することにより振興を図ったところであります。

次に、都市基盤の整備については、引き続き生活基盤道路の整備、柳川駅東部土地区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地整備事業、塩塚川番所橋かけかえ事業に取り組んだほか、西鉄柳川駅周辺の都市機能の充実、強化を図るため、同駅東西地域を結ぶ自由通路が完成し、3月21日から供用開始したところであります。

また、市営住宅東宮永団地（仮称）建設事業については、平成27年度の完成に向け、用地造成工事や測量設計業務等を行ったところであります。

次に、教育関係では、学力向上支援事業や市独自の特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、引き続き教育環境の向上や改善に努めたほか、平成25年度から平成28年度までを魅力ある学校づくりの期間と位置づけ、各学校独自の取り組みを行いました。

施設整備の面では、平成24年度から3カ年の継続費を設定して実施した大和中学校校舎改築等事業及び平成25年度からの継続費を設定した二ツ河小学校校舎改築事業について、平成26年度をもって事業を完了したところであります。

生涯学習関係では、大和・三橋地域における校区コミュニティセンターの整備について、藤吉校区を除いて全て完成したところであります。

なお、藤吉校区については平成27年度中に完成する予定であります。

また、本市出身の国民的詩人、北原白秋の生誕130年及び合併10周年を記念し、白秋にゆかりが深い全国の都市から首長及び顕彰活動に取り組む市民を招いて白秋サミットを開催し、参加5都市の首長の連名により、市民の文化交流を促し、次世代に白秋の偉業を承継していく共同宣言を行ったところであります。

体育施設の整備では、老朽化した市民武道場の改築工事が完了したほか、既存スポーツ施設のうち、大和・三橋テニスコートの改修工事等を行いました。

このように、平成26年度の取り組みの特徴的なところを述べましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額33,351,956,896円、歳出総額32,067,816,766円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,284,140,130円となりました。この

形式収支額から繰越明許費による平成27年度への繰り越し財源289,994,413円を差し引いた実質収支額は994,145,717円となりました。

次に、平成26年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、平成25年度に比べ3.2ポイント上昇し、92.1%となりました。

次に、市債の年度末残高については33,856,737千円となり、平成25年度に比べて708,710千円増加しました。

次に、基金の積立金残高については12,835,159千円となり、平成25年度に比べ303,681千円減少しました。これは平成25年度に地域の元気臨時交付金を財源として、まちづくり振興基金へ積み立てた620,000千円を市の投資単独建設事業に活用したことによるものであります。

今後の財政運営に当たっては、昨今の厳しい経済情勢により、現制度での市税等の大幅な増収を見込むことは厳しい状況であり、加えて平成27年度から5年間の激変緩和期間はあるものの、普通交付税が一本算定に移行することで交付額が大幅に減額となることを見込まれます。このため、費用対効果の検証を常に心がけ、経常経費の節減、定員管理の適正化など、行財政改革の推進を図り、行財政基盤を強化していく必要があると考えております。

次に、議案第47号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額9,641,936,135円に対し、歳出総額9,638,516,784円で、歳入歳出差引額3,419,351円の黒字となりました。しかしながら、前年度からの繰越金と基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では310,057,209円の歳入不足となります。

次に、議案第48号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額940,167,204円に対し、歳出総額936,750,604円で、歳入歳出差引額は3,416,600円の黒字となりました。

次に、議案第49号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この貸し付け制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策事業特別措置法として制度化されたものであります。

なお、平成8年度をもってこの貸し付け制度は終了しており、現在はその貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところであります。

平成26年度決算は、歳入総額3,364,841円に対して、歳出総額635,644円となっております。

次に、議案第50号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて御説明申し上げます。

平成26年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第51号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,049,834,997円に対し、歳出総額986,438,606円で、歳入歳出差引額は63,396,391円の黒字となりました。

公共下水道事業につきましては、平成26年度末で整備面積351.3ヘクタール、処理区域人口1万2,297人に対する接続人口は8,953人と、接続率72.8%となっております。

次に、議案第52号 平成26年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額1,481,536,371円に対し、事業費用総額1,299,697,972円で、差し引き181,838,399円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度の純利益は167,647,009円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額227,845,642円に対し、支出総額442,076,732円で、収入額が支出額に対し214,231,090円の不足となりましたが、この不足額については過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた512,853,102円に平成26年度より適用された地方公営企業会計基準の見直しに伴う未処分利益剰余金変動額597,919,595円を加えた1,110,772,697円を当年度未処分利益剰余金として平成27年度へ繰り越しました。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御認定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第53号～議案第64号

議長（浦 博宣君）

次に、日程4．議案第53号から議案第64号までの12議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4．議案第53号及び議案第54号の補正予算案2議案、議案第55号から議案第61号までの条例案7議案、そのほか2議案及び人事案件1議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787,858千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30,698,887千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款・総務費は570,444千円を増額補正しております。内容としましては、減債基金への積立金やふるさと寄附金の寄附者への記念品代、中山団地跡地整備工事費、地域コミュニティ推進費、個人番号カード交付事業費等を計上しております。

減債基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、後年度における公債費に係る財政負担の軽減を図るため、平成26年度の決算剰余金の2分の1を積み立てるものであります。

また、中山団地跡地整備工事費につきましては、旧市営住宅中山団地跡地について、若い世代の結婚・出産・子育ての後押し及び定住人口の増加を目的として、住宅分譲地として売り出すために整備を行うものであります。

その他、地域コミュニティ推進費につきましては、新たな地域のコミュニティづくりに向けた各種プログラムを実施することにより、地域との協議を進め、各地域に適したコミュニティのあり方を検討するもので、財源としては、全額、地方創生先行型交付金を活用するものであります。

3款・民生費は4,610千円を増額補正しております。

内容としましては、国の制度改正等に伴う国民年金に係る電算システム委託料と、学童保育事業については、保護者等からの強い要望もあり、必要に応じて保育時間を午後7時まで延長することに伴う助成を行うものであります。

6款・農林水産業費は25,923千円を増額補正しております。

内容としましては、農業規模の拡大や米の価格低下に伴い、生産過程の省力化とともに低コスト化を図るため、農作業機械の改修に取り組む事業者への助成のほか、市内水路に急速に分布拡大しているブラジルチドメグサや水路に堆積して流水を阻害している汚泥の除去費用、県の補助制度を活用して水路整備の進捗を図る農村環境整備事業などを計上しております。

7款・商工費では9,665千円を増額補正しております。

内容としましては、中小企業者等融資制度による1件の融資について、返済が滞ったことによる損失補償費、企業立地の促進に取り組むため、進出を希望する企業に情報提供できるよう企業立地の適地を把握するための調査費用、柳川温泉4号井ポンプの制御装置の取りかえに係る経費等を計上しております。

8款・土木費は27,455千円を増額補正しております。

内容としましては、高畑公園内のせせらぎ水路ポンプの取りかえ工事や柳河・城内地区都

市再生整備事業で整備を行っている内堀線の遊歩道の一部がバリアフリー対応になっていないことや老朽化が進んでいることに伴う改修費用などを計上しております。

9款・消防費では684千円を増額補正しております。

内容としましては、救護体制の充実及び救命率の向上並びに応急手当の普及啓発の推進を目的に、11月から市内の24時間営業のコンビニエンスストア23店舗に本市が提供するAEDを店舗内に設置していただき、周辺で重篤な疾病者が発生した場合の体制を整えるものであります。

なお、AEDの設置については5年間のリース契約を結ぶことから、平成32年度までの債務負担行為の予算もあわせて計上しております。

10款・教育費では84,452千円を増額補正しております。

内容としましては、豊原小学校を中核とする大和地区の6小学校が文部科学省が実施する人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業の採択を受けたことに伴い、ICTを活用した小規模校間の連携を推進する費用のほか、地区公民館建設費補助金交付要綱に基づく南二重及び宮下行政区公民館への建設費補助金、出来町地区に民間事業者による共同住宅の開発が予定されていることに伴う埋蔵文化財調査費、市民文化会館（仮称）整備推進事業について基本計画が完了したことから、今後の本格的な建設に向けた基本設計・実施設計委託料及び施設オープン後の有効活用に向けた調査に伴う経費等を計上しております。

なお、市民文化会館（仮称）建設に係る設計業務委託料については、平成28年度にかけて2カ年で実施することから、債務負担行為予算もあわせて計上しております。

11款・災害復旧費は64,625千円を増額補正しております。

今回の災害復旧費は、8月12日から13日にかけての豪雨により被害を受けました公共土木施設である道路の災害復旧及び6月30日から7月1日にかけての豪雨により被害を受けました農業用施設である水路の災害復旧のための経費を追加しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、12款・使用料及び手数料では、番号通知カード及び個人番号カードの再交付手数料100千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金では、現年発生道路施設災害復旧費等58,380千円を増額補正しております。

14款・県支出金では、現年発生農業用施設災害復旧費等58,773千円を増額補正しております。

16款・寄付金では、ふるさと寄付金25,395千円を増額補正しております。

18款・繰越金では、543,817千円を増額補正しております。

19款・諸収入では、埋蔵文化財発掘調査委託費8,123千円を増額補正しております。

20款・市債では、排水路整備事業費や臨時財政対策債等93,270千円を増額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では、コンビニ設置AED借上料や市民温水プール指定管理料など6件について追加を行っております。

第3表 地方債補正では、市民文化会館（仮称）整備推進事業費や排水路整備事業費など6件について追加、廃止、または変更を行っております。

次に、議案第54号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正では、歳入について、平成27年度における柳川市国民健康保険税条例の改正並びに保険税本算定に伴う国保税歳入の増額補正や平成26年度柳川市国民健康保険特別会計決算に伴う剰余金の減額を補正しようとするものであります。

また、歳出については、額の確定により、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、過年度国庫支出金等の返還金の追加を補正しようとするものであります。

なお、この補正予算の編成のため、不足する財源分を国民健康保険財政調整基金の繰り入れにより補填いたしております。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ60,782千円を追加し、補正後の予算総額を10,727,782千円とするものであります。

次に、議案第55号 柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年5月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、住民基本台帳法の一部が改正され、住民基本台帳カードに係る条項が削除されたことに伴い、自動交付機の利用等を定めた柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止するものであります。

なお、附則において、今回の条例廃止前までに交付された住民基本台帳カードについては従前どおりとすることや条例廃止に伴う柳川市印鑑条例の一部改正についても定めるものであります。

次に、議案第56号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、従来の「特定独立行政法人」が「行政執行法人」に改正されたことから、柳川市情報公開条例においてこれを引用している箇所を改正しようとするものであります。

次に、議案第57号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律が制定されたことに伴い、地方公共団体においても同法の趣旨を踏まえ、個人番号を含む個人情報の取り扱いに関し必要な措置を講じることが求められていることから、柳川市個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。

また、この改正にあわせて、オンライン結合の定義等についての条文の整備を行うこととしております。

次に、議案第58号 柳川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成27年10月1日に施行される被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、特定警察職員等の定義として引用している条文について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、柳川市税条例も同様に改正しようとするものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、たばこ税については旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減、廃止することになっており、本市においても同様の措置を講じるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定の個人を識別できるよう各種届け出用紙等に個人番号や法人番号を記入する項目の追加等の規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第60号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳に記載された市民に対し、各人ごとに付番された12桁の個人番号を通知する通知カード及び希望する市民に交付する個人番号カードの再交付に係る手数料等を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布され、これまで小規模保育事業所及び事業所内保育所に係る保育士の数の算定について、当該保育施設に勤務する保健師、または看護師を1人に限って保育士とみなすことができるとされていたものが准看護師も保育士とみなすことができるよう国の基準が改められたため、本市においても同様の運用ができるよう必要な改正を行うものであります。

次に、議案第62号 市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、中山団地跡地の整備に伴い、新たに路線を認定しようとする一方、既存の路線を廃止しようとするものであります。

次に、議案第63号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について御説明申し上げます。

本案は、柳川市と大牟田市との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たり、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります松藤正信氏の委員の任期が平成27年12月31日をもって満了となるため、後任の委員候補者に小山ミツ子氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第5 議案第65号

議長（浦 博宣君）

次に、日程5．議員提出の議案第65号を上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

16番（藤丸正勝君）（登壇）

それでは、議案第65号 柳川市議会基本条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

地方分権の進展に伴い、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大する中、議会には情報公開と市民参加を基本とした議会運営が求められております。そのために、議会は市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、市民生活及び市政の状況を的確に把握するとともに、政策立案能力の向上に努め、あわせて議会での意思決定に関する説明責任を果たさなければなりません。よって、ここに議会の基本理念、議員の活動原則等を定め、議会の目指すべき道を示す柳川市議会基本条例を制定するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

日程第6 報告について

議長（浦 博宣君）

日程6．報告について。

報告第4号 継続費精算報告書について、報告第5号 平成26年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び報告第6号 専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定について）、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 6 . 報告第 4 号から報告第 6 号について御説明申し上げます。

まず、報告第 4 号 継続費精算報告書について御説明申し上げます。

本件は、平成25年度から平成26年度までの2カ年の継続費を設定し事業を進めてまいりました二ツ河小学校校舎改築事業及び平成24年度から平成26年度までの3カ年の継続費を設定し事業を進めてまいりました大和中学校校舎改築等事業について、平成26年度をもって完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

内容といたしましては、二ツ河小学校校舎改築事業は2カ年の全体計画額584,380千円に対しまして、支出済額582,538,228円、大和中学校校舎改築等事業が3カ年の全体計画額1,530,200千円に対しまして、支出済額1,506,554,342円となっております。

次に、報告第 5 号 平成26年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した各比率について本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、同法第3条の規定による財政の健全化比率につきましては、平成26年度の決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものであります。全ての比率において国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、同法第22条の規定による平成26年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業特別会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものであります。いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

次に、報告第 6 号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成27年8月7日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成27年7月18日午後0時45分ごろ、柳川市下宮永町635番地13の店舗駐車場において、本市の観光課職員が駐車場から公用車両を出すため後進させたところ、駐車中であった相手方の車両の右前方に衝突し、損傷させたものであります。この事故に係る損害賠償額を186,688円と決定し、相手側と示談をいたしたところであります。

なお、損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は、本日の本会議終了後の

全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第7 請願について

議長（浦 博宣君）

日程7．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時2分 散会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成27年9月4日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次													
副市	長	成松宏													
教	育	長	日高良												
総	務	部	長	高崎祐二											
市	民	部	長	石橋眞剛											
保	健	福	祉	部	長	石橋正次									
建	設	部	長	野田彰											
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	樽	見	孝	則		
消	防	部	長	橋	本	祐	二	郎							
人	事	秘	書	課	長	平	田	敬	介						
総	務	課	長	白	谷	通	孝								
企	画	課	長	花	島	謙	治								
財	政	課	長	島	添	守	男								
税	務	課	長	木	下	隆									
健	康	づ	く	り	課	長	大	石	涼	子					
福	祉	課	長	原	忠	昭									
学	校	教	育	課	長	武	田	真	治						
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋						
農	政	課	長	林	誠										
水	路	課	長	松	永	泰	治								
監	査	委	員	松	藤	博	明								

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第46号 平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 議案第47号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 3 議案第48号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第49号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第50号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第51号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第52号 平成26年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 8 議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
- 9 議案第54号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 10 議案第55号 柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定について
- 11 議案第56号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第57号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第58号 柳川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第60号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第61号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第62号 市道路線の認定及び廃止について
- 18 議案第63号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 19 議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 20 議案第65号 柳川市議会基本条例の制定について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程 1 . 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第46号 平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

及び議案第52号 平成26年度柳川市水道事業会計決算の認定について

の以上 7 議案を一括議題といたします。

7 議案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

15番（緒方寿光君）

緒方寿光です。私は、議案第46号の平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算についての質疑を行います。質疑内容は、再任用制度による再任用の職員の人件費を中心にお聞きします。

1 点目ですが、決算書の中で、再任用職員の人件費がどこに、総額幾らで計上されているか。また、再任用職員の 1 人当たりの総支給額は幾らになっているのか、この点についてお聞きします。

人事秘書課長（平田敬介君）

緒方議員の質疑にお答えします。

1 点目の再任用職員の人件費はどこに計上されているかということですが、平成26年度決算書、94、95ページの 2 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費の中の 2 節・給料と 3 節・職員手当等と 4 節・共済費が人件費に当たりますので、その中に計上されています。決算総額では34,176,269円となっております。

それから、2 点目にお尋ねがあった 1 人当たりの総支給額については、26年度実績で平均約2,983千円となっております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

2 点目の質問を引き続き行います。

この10名の再任用職員を採用されている目的、そしてまた、その10名の配置部署、さらには再任用職員の勤務体制。例えば、1 週間の勤務日数、そして、勤務時間等々勤務実績を含めまして、2 点目のお尋ねをいたします。

人事秘書課長（平田敬介君）

まず、再任用職員の採用の目的はということですが、大きな理由としましては、少し長くなりますけれども、平成12年法律第18号国民年金等の一部を改正する法律により、60歳引退社会にかかわる65歳現役社会の実現を目的として、高齢者雇用の一層の促進を図るため、60歳台前半の年金の支給開始年齢を引き上げることとされました。これによりまして、厚生年金を初めとする被用者年金については、定額部分に加えて比例報酬部分についても支給開始年齢を引き上げることになり、平成25年4月以降、60歳定年では無年金支給期間が発生することになりました。このため、60歳で定年退職を迎えた高年齢の職員については、雇用と年金の接続ということから、民間では高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が施行され、平成25年4月から希望者全員の雇用確保を図ることが事業主に義務づけられました。この法律第9条では、定年を65歳未満に定めている事業主は、現に雇用している高年齢者について、65歳まで安定した雇用を確保するため、定年の引き上げか、継続雇用制度の導入、もしくは定年制の廃止のいずれかの措置を講じなければならないと規定されています。

一方、国家公務員については、平成23年に人事院が定年の引き上げについての意見の具申を行ったところですが、国においては当面、再任用制度を活用して、国家公務員の雇用と年金の接続を図るとされたところです。

以上を踏まえて本市においても、年金の無支給期間が発生する平成25年度の定年退職者から、希望する者について再任用を行っているところです。

2つ目の再任用職員の配置ということですが、配置に当たっては、それぞれの職員の経験や能力と職場の必要性などを勘案して、平成26年は三橋図書館、柳川市民体育館、柳川浄化センター、廃棄物対策課、水産振興課、農業委員会事務局、福祉課、柳川学校給食共同調理場、建設課にそれぞれ1人ずつ配置し、人事秘書課付で1名を柳川市シルバー人材センターへ派遣しております。

次の勤務体制、勤務実績ということですが、1週間当たりの勤務時間は全員が週31時間としております。

1日当たり7時間45分で勤務する場合は、週4日勤務となります。

ただし、勤務の必要性から、学校給食共同調理場については、31時間を週5日に割り振り、勤務をしてもらっているところです。

再任用職員については、それぞれ与えられた仕事に対して責任を持って従事をしてもらっているところであります。

以上です。

15番（緒方寿光君）

最後もう1点だけ質問しますが、再任用職員1人当たりの総支給額、年間およそ2,980千円という御答弁だったと思いますが、それでいいんでしょうね。 はい。

それで、柳川市内の源泉徴収によります給与所得者、これは年金者を含めてのところでお聞きしますが、その給与所得者で年間支払い総額が2,900千円以上の所得者は全体の何%になっているのか、その点についてお聞きします。

人事秘書課長（平田敬介君）

最後の御質問にお答えします。

お答えする数値のもと資料は、国が全市町村に対して毎年度実施している課税状況調査という調査の中に、給与収入金額の段階別という調書があります。その平成27年度分で申し上げます。ただし、その段階区分に2,900千円という刻みがありませんでしたので、3,000千円を超える区分で申しますと、全体2万2,283人中3,000千円を超える人たちは1万1,233人で、全体の50.4%となっております。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第46号 平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員である近藤末治議員を除く21名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本案は21名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である近藤末治議員を除く21名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました21名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第47号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第48号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第49号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第50号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第51号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第52号 平成26年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第54号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

は、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第54号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第55号 柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定について

議案第56号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 柳川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第61号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。質疑通告者の発言を許します。

10番（佐々木創主君）

佐々木でございます。議案第55号から57号及び59号、いわゆるマイナンバー制度について、お尋ねをいたします。

まず、このマイナンバー制度を実施するに当たって、柳川市の経費、総額、内訳、それと市の財源。それから、市の事務の中でマイナンバーを付与するものが、こういったものがあるのか、そして、それによって関係する所管課がどういうものがあるのか、お尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

佐々木議員の御質問にお答えします。

マイナンバー制度の導入経費ということでございます。年度別に申し上げますと、平成26年度の導入経費については、システム改修費と中間サーバー負担金を合わせて39,380千円です。そのうち23,753千円が国庫補助金でありまして、差し引きしまして、柳川市の負担額は15,627千円となっております。

また、平成27年度の経費については、確定はしていませんが、システム改修費と中間サーバー負担金で約47,000千円、マイナンバーカード発行関係で約30,000千円、合計で

77,000千円を予定しております。このうち59,000千円の国庫補助金を予定しておりまして、差し引き、柳川市の負担額は18,000千円となる予定でございます。

2年間の総額で申しますと、116,380千円で国庫補助金82,750千円を差し引きますと、33,630千円が柳川市のマイナンバー導入に係る経費というふうになります。

続きまして、市の事務でマイナンバーを利用する事務は、現在のところ、34業務を予定しております。主な業務としましては、税の賦課徴収、国民健康保険の手続、障害者手帳の申請、保育園の入所手続等に利用し、申請書等がある場合においては、その申請書にマイナンバーが付記される予定でございます。

続きまして、マイナンバーを取り扱う部署といたしましては、現在、市民課、税務課、収税対策課、健康づくり課、子育て支援課、福祉課、人事秘書課、会計課の8課を予定しております。

なお、今後、柳川市で独自利用などをする場合においては、取り扱う課がふえるということがあります。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。それで、けさの新聞にも出ておりましたし、最近テレビでもいろいろこのリスクでありますとか周知が報道されておりますけれども、聞くところによりますと、国民のうちの5割がまだこの制度を認知していないという状況で、これまでこの議会の場、いろんな委員会でも、市民がまだまだ知らないので、周知を徹底してくれという話で、市報等で御努力をいただいているんですが、やはり一番の関心事は情報漏えいといいますか、年金情報の流出ということがあったんですが、それに対する対策、実際の運用は来年の1月からなんです、どのようにされるのか、システムのリスク以上に人的なリスクが私は非常に怖いなという感じがするんですが、その辺のところをお聞かせください。

企画課長（桜島謙治君）

マイナンバーのリスクマネジメントということでございます。システム上においては、マイナンバーを閲覧できる職員とパソコンを制限する方法で対処したいというふうに考えております。

また、マイナンバーを取り扱う職員の操作履歴を残すことで不正利用を防止するというとも考えております。

それと、職員のリスク管理とコンプライアンス対策ということだと思いますが、10月に総務省地域情報化アドバイザーを講師に招きまして、全職員を対象にマイナンバーの取り扱い及び運用について研修会を開催して理解を促すとともに、特定個人情報の保護に努めることといたしております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

大体の概要をおっしゃっていただいたんですが、例の年金情報のあの件は、外部から業務関係のにせメールが来て、それをあけたと、パソコンでですね。そのパソコンが庁内のパソコンとつながっていると。それで一気に情報を取って外部に持っていったということで、このマイナンバーを、先ほど8つの課で活用するという事なんですが、マイナンバーを取り扱うそのパソコン、それと一般業務で扱うパソコン、庁内でもメールのやりとり等もされますよね。その辺が一番まず大事だと思いますし、それと、それを分けたとしても、マイナンバーを取り扱う職員、その課内の職員が全員アクセスできるのかですね。例えば、担当者を決めておいたとしても、ちょっと席を外したと。そしたら、別の職員が、ちょっと見させてねということで見れるとか、いろいろそういうことが考えられると思うんですね。そういう業務内容をしっかり取り組みをしておくということと、やはり職員の皆さんの意識が大事だと思うんですが、その辺の対策、これから4カ月間まだありますけれども、実際初めてのケースで、国もどうやったらいいのかわからん、その辺の対策をどうされるのかということと、それと、これまで平成15年以降運用されてきた住民基本台帳システム、ここにもいろんな情報が入っていると。このときもリスク、情報が漏れないかということでいろいろ議論になったんですが、このサーバーと今回のマイナンバーのサーバーと違いますか、その辺の切りかえがどういうふうになるのか、何かちょっと空白期間の中で住基カードは廃止になると。それもどういうふうになるのか、私もちょっと素人なんでわからないんですが、どういふふうになっていくのか、御答弁をお願いします。

企画課長（椋島謙治君）

年金問題の件は先ほど佐々木議員が言われたように、インターネット回線を通じて感染していったということでございます。現在、インターネットと住民基本台帳システムを閲覧できるパソコンを共用しておるところがございまして、それについては、セキュリティ上望ましくないという見解が先月末、総務省から県を通じて示されております。本市としまして、今後、住民基本台帳システムを閲覧するパソコンとインターネットへの通信するパソコン、もうこれを切り分けようということで現在検討をしておるところでございます。

それと、職員のリスク対策ということでございまして、先ほど申しましたように、職員にはパスワード、ID等で関係する業務を制限いたしておりますので、住基ネットシステムが全員使えるわけではございませんので、そういう人的、物理的にネットワークで切りかえをいたしておるところでございます。

それと、研修についても、先ほど言いましたように、国のアドバイザーを講師に招きまして、人的エラーを起こさないように職員には周知徹底をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。（発言する者あり）

済みません。住基ネットとマイナンバーのサーバーについては、これは別で運用したいというふうに考えております。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第55号 柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第56号 柳川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第57号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第58号 柳川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第60号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第61号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第62号 市道路線の認定及び廃止について

議案第63号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

及び議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦について

の以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第62号 市道路線の認定及び廃止については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第63号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり、小山ミツ子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり、小山ミツ子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、

議案第65号 柳川市議会基本条例の制定について
を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第65号 柳川市議会基本条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時31分 散会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成27年9月8日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	成松宏良	
教育長	日高良	
総務部長	高崎祐二	
会計管理者	田尻主範	
市民部長	石橋眞剛	
保健福祉部長	石橋正次	
建設部長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎長	成清博茂	
教育部長兼三橋庁舎長	樽見孝則	
消防長	橋本祐二郎	
人事秘書課長	平田敬介	
総務課長	白谷通孝	
企画課長	椛島謙治	
財政課長	島添守男	
税務課長	木下隆子	
健康づくり課長	大石涼昭	
福祉課長	原武田真治	
学校教育課長	武田真治	
生涯学習課長	袖崎朋洋	
建設課長	待鳥哲	
農政課長	林誠	
水路課長	松永泰治	
市民課長	徳永雅子	
生活環境課長	松嶋真一	
まちづくり課長	大淵洋祐	
商工振興課長	古賀和明	

4. 本議会に出席した事務局職員

議会議務局長	亀崎公德
議会議務局次長兼庶務係長	内田猛
議会議務局議事係長	徳永喜美香

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	8番 白谷義隆	1. 空き家対策 (1) 空き家・跡地の対策 (2) 危険家屋対策 2. 職員の接遇に対するその後の対応
2	9番 近藤末治	1. 道路問題について (1) 西鉄柳川駅前道路の整備について (2) 三橋町・枝光の高橋交差点について (3) 高橋・中牟田線の延伸について (4) 市道の維持管理について 2. 市職員の地域における役割は 3. 特別支援教育支援員について
3	12番 高田千壽輝	1. ピアス跡地活用について (1) 企業の問い合わせは
4	18番 樽見哲也	1. 休日開庁について 2. 西鉄蒲池駅周辺の整備について
5	19番 伊藤法博	1. 柳川南部地域地盤沈下被害について 2. 城堀の水位確保について 3. 公共交通整備について
6	15番 緒方寿光	1. 本市の「行財政改革」の取組みと今後の方針はいかに 2. 「柳川市民文化会館」基本計画を問う 3. 「県道高田柳川線」の整備計画はいかに

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、報告いたします。

9月4日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしておりますので、報告いたします。

委員長は荒木憲議員、副委員長に伊藤法博議員が決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程 1 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第 1 順位、 8 番白谷義隆議員の発言を許します。

8 番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。8 番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問に移ります。

まず最初に、空き家及び跡地の対策についてお尋ねをいたします。

人口減少や高齢化が進展する中、全国的に空き家の増加が問題となっており、その対策が今急務となっております。本市においても、空き家問題は、過去この議会でも取り上げられてきました。そうした中、国では空き家対策への市町村の権限を強化する空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、本年 5 月 26 日、全面試行されています。その間、本年 2 月には、空家等に関する施策の基本指針が、さらには全面試行に合わせ特定空家等に関するガイドラインが示されております。市町村の空き家対策が大きく前進するものと思われま

す。そこでお尋ねをいたします。本市における今後の空き家対策及び跡地対策についてお聞かせください。

あとの質問については自席より行いますので、よろしく願いをいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

白谷議員御質問の空き家及び跡地の対策についてお答えいたします。

空き家等の中には、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拡充などの観点から、所有者等以外の第三者が利活用することにより、地域貢献などに有効活用できる可能性があるものもたくさん存在すると思われま

す。例えば、利活用可能な空き家等またはその跡地の情報を市が収集した後、当該情報について、その所有者の同意を得た上で、インターネットや宅地建物取引業者の流通ネットワークを通じて、広く当該空き家等、またはその跡地を購入または賃借しようとする者に提供することが想定されます。その際、空き家バンク等の空き家等情報を提供するサービスにおける宅地建物取引業者等の関係事業者団体との連携に関する協定を締結することが考えられます。

また、空き家等を市町村等が修繕した後、地域の集会所、井戸端交流サロン、農村宿泊体験施設、住民と訪問客との交流スペース、移住希望者の住居などとして当該空き家等を活用したり、空き家等の跡地を漁業集落等の狭隘な地区における駐車場として活用することも考

えられます。

このように、空き家及び跡地の利活用方策につきましては、空き家等対策計画の実施に関する重要な課題であることから、今後設立予定の協議会等の意見を参考にしながら、具体的な検討を行っていく予定といたしております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。空き家、あるいは跡地の活用については、今答弁がありましたように、やはり第一義的には、空き家バンクを利用して利用促進を図っていくことが一番肝心だろうとは思いますが。

先ほどもありましたように、そのためには、所有者の自発的な登録を待つだけでなく、不動産業者や地域の人々の協力を得ながら、積極的に物件情報を収集し、発信していくことは大切なことであると思いますし、それがなければなかなか空き家の解消にはならないのではないかと思います。

また、そうした情報の発信と同時に、これらの物件を購入した場合、あるいは借りた場合、当該建物の改修費の補助を検討していただきたいと思います。そのことによって、空き家の流通促進を図ることができるとともに、定住人口の増加にもつながるものと思いますが、いかがでしょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

空き家物件の改修費用補助についての御質問でございますが、議員お尋ねの補助制度につきましては、現在、柳川市リフォーム助成事業がございます。居住するためにリフォームする場合は、最高100千円の補助を実施しております。このほかにも福岡県が実施している住まいの健康診断事業を受けた空き家を購入した場合、リフォーム費用として上限200千円の補助や、住宅ローンの優遇金利を受けられたりする制度がございます。また、50歳以上の方が一定の条件を満たした空き家を貸す場合については、一般社団法人移住・住みかえ支援機構のマイホーム借上げ制度等がございます。このため、現在の柳川市リフォーム助成事業の制度拡充を図るのではなく、まずこれらの制度の活用を図っていただくことが必要ではないかと考えているところです。

以上です。

8番（白谷義隆君）

今、リフォーム事業があるからそれに対応をしていきたいという答弁がありました。もちろん、リフォーム事業があることは十分承知をいたしております。ただ、私が今回提案したのは、先ほども言いましたけど、あくまで空き家対策の利用促進をしたらどうかということで、そして、そのことによって定住増加が図られるんじゃないかということです。

ですから、もともとリフォーム事業は趣旨が違うわけで、リフォーム事業は、例えば市内

の経済対策という意味でリフォーム、改修事業があるわけで、私が言っているのは、あくまで空き家の利用促進を図る、そういう意味では私は補助を新たにするのか、あるいはリフォーム事業に上乘せ、また特別の場合として上乘せをされるのか、私はそれなりに意義はあるというふうに思っておりますが、どのように考えられますか。

生活環境課長（松嶋真一君）

本年度、空き家の実態調査を実施いたします。柳川市内において利活用が可能な空き家等がどれだけ存在するのか等を把握しながら、柳川市空家等対策計画を作成する上で、議員提案の内容も含めて協議をしながら、空き家の流通促進を図るためにはどのような方策が効果的であるか等を十分検討していく必要があると思います。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

もちろんそうでしょうけども。私は先ほど言いますように、住宅リフォーム助成事業とは一線を画した空き家対策だろうと。壇上からも言いましたけど、空き家対策について、過去、この議会でも問題になってきました。そして、地域の中でもいろんなことが問題があります。現に私たちの地域においても、かなりの空き家が今現在出ております。

前回の質問の回答の中で、空き家の戸数も企画課長からでしたか言われましたけども、かなり早急な対応が必要だと。ですから、空き家をやはり活用していく、そのことは空き家対策の大きな柱になるだろうと思うんですね。ですから、そのことは十分検討をしていただきたいと思います。

ただ、先ほどよくわからなかったんですが、住まいの健康診断とかマイホーム借上げ制度がありますということでしたけど、そのことについて、私よく知りませんもんですから、私が今質問しておるようなことに対応できるのか、ちょっとそのことを、内容もあわせて説明をお願いいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

大変申しわけございませんが、ただいま答弁をさせていただいた分については、補助制度の概要のみをちょっとお示した状況でございます。詳細につきましては、それぞれの資料を後ほど提示させていただければと思います。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

ちょっと済みませんね。課長、私は空き家対策のための補助を考えていただきたいということを使ったわけですね。ですから、当然、住まいの健康診断とかありましたね、それは私がお尋ねしたのは直接は関係ないんですか、ちょっとそこら辺を。

生活環境課長（松嶋真一君）

議員が質問された分と私が答弁した分では、空き家対策の補助という意味では若干ずれて

いる分があると思います。

以上です。

8番（白谷義隆君）

いいですか、率直に、私はリフォーム事業と　　リフォーム事業のことはよくわかりますよ、当然市の分ですから。ただ、リフォーム事業ではなかなか対応できないんじゃないかと、やはり上限100千円なんですね。ところが、空き家事業については、もう既に多くの自治体が取り組んであるわけですね。そうした中で、空き家の利用促進を図るために改修事業に積極的に取り組んである自治体はいっぱいあるわけですよ。そうしたときに、やはり100千円とかじゃないんですね。例えば、200千円とか300千円とかということで先進地では取り組んであるわけですね。そういうことでお尋ねをしているわけですから、若干私は、先ほど住まいの健康診断では200千円という言葉が出ましたのでね、私はそういった補助があるのかなと、そういった事業があれば、必ずしも市の財源を使って出す必要はないじゃないですか、200千円ぐらいあればですね。ただ、残念ながら、200千円という金額も出ましたけどね、どうもこの空き家対策に果たして使えるのかどうかは、ちょっと疑問なような気がいたします。そのことについては後で十分調べられるんでしょうけどね、事前に通告しているわけですから、回答をいただいたから私はお尋ねをしよるわけで、そのことについては今後もう少し研究をしていただければと思います。

それから、先ほど空き家対策の活用策として、地域の交流の場とか答弁がありました。確かに私もそうだろうと。現に私、ことしの3月に空き家を利用して高齢者の生きがいづくり、そして健康保持などの場として活用することを御提案申し上げました。今それと同じような、それに呼応するような答弁をいただきましたので、そうしたことについても高齢者対策という面も含めて検討をしていただければと思います。ぜひ実現するようにお願いをしたいと思います。

それから、跡地の問題ですが、実は適切な管理が行われていない空き家の除去が進まない理由の一つに固定資産税の軽減の問題があるとも言われております。空き家を取り壊すことで税の軽減措置がなくなり、固定資産税の負担が増加するという話というのですが、そういう話も事実、現に聞きます。もちろん、売ればそれにこしたことはないんでしょうけど、なかなかいろんな状況で跡地を売ろうとしても売れない。かといって、税の負担だけが大きくなる。場合によっちゃ6倍とか3倍になるというふうに言われておりますけどね。結局、その結果、空き家には手をつけられず、そのまま放置されているものも現にあります。

そこで提案ですが、そうした跡地を所有者が市への無償譲渡を希望した場合、市で受け入れてもらうということではできないのでしょうか。活用方法はいろいろあると思いますけど、そこら辺をお尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

空き家の無償譲渡の申し入れに対する市の対応についての御質問でございますけれども、市の活用計画のない土地の受け入れにつきましては、仮に無償譲渡であっても、防災、防犯対策上や解体費用の負担、その後の除草などの維持管理等の面からお断り申し上げておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

8番（白谷義隆君）

課長の答弁は、そうだろうと思っております。なかなか財政課長は一般質問の答弁は慎重ですからね、おおっというようなことはなかなか出てこないのかなと。やっぱりどうしても立場上、慎重にならざるを得ないというのは十分理解できます。ただ、使用目的がないやつを買うとなれば、それは問題でしょうが、ただ、空き家で売るにも売れない。ところが、税金だけは払わんち、どげんかならんじゃろかちゅうのは聞くんですね、そういう話。今回、空き家対策という面から、やはりそうしたことも考えてもらいたいなと。

実は今回、私の空き家対策は全部が提案なんですけどね。もちろん、そのためには、提案するからには、やはり先進地事例を十分調べながら、これはいいなということについて実はお尋ねをしているわけで、何でもかんでも先進地は全部を言いよるわけじゃないんです。ただ、そうした中で、今現実には柳川市でもそうした問題が起きておるし、そうした声も、相談も実はあっておるわけですね。

ですから、先進地の事例を紹介しますと、課長が言われますように管理が大変だと、草取りとかですね。そういうところはどこでもあるようですね。そういうところは、やはりコンクリを張って手間が要らんようにしたりとかですね。そうするとコンクリを張っておけば、火事のとて、そこから先は延焼しないとか、そういった効果もありますし、例えば個人の土地を市に寄附していただければ、あるいは隣接の方に、どうせただでもらった土地ですから、時価よりか、現状よりか安い値段で売ることできると思うんですよ。人の土地ですから、隣接しておっても。そうすると、何も使われん土地でも相談をすれば、やはりそれなりの値段を出さなきゃいかんと隣の人は思っている方もいらっしゃるかもしれない。そうしたときに、やはり隣接のところに安価で売り渡すこともできるじゃないですか。あるいは、場合によっては、集落の中であれば、例えば市民農園として皆さんから活用していただくとか、そういった活用方法を考えればですね。

活用計画がないと課長は言われましたけどね、私は活用方法は考えればいろいろあると思うんですけどね。私はこれはぜひ、今ここで課長が答弁を、そんならいいですよとは言わないと思うけど、やはりまず活用策を考えてみて、現に困っている方がおられるわけですから、活用策を検討して対応していくと、そういうことも私は必要だと思いますけどね。頭から、いや、要りませんよと言うんじゃないで、私は活用法はあるし、ほかの人も、実は隣が

もし市でもらうて、安くして売ってくれるなら助かるなどが、そういうところもあるかもしれないじゃないですか。そういうところもちょっと考えて今後検討してもらいたいと思いますけど、なかなか即答できないと思うんですけど、どうですか、課長。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

偏るところではございませんけど、財政課長は、そういうことで厳しいことを回答しましたけれども、私が在職中にそういう形で無償譲渡という形で話があったのは4件ございます。1つは、近くの方でございます。そこは今、もえもん家（ハウス）ですかね、恐らく財産価値としては15,000千円近くの価値があると思いますけれども、それについては利活用しております。これと今度五拾町に綿貫邸というものも無償譲渡という形でありまして、その分等は受けたいというふうに思っておりますし、いたずらに全てをアウトという感じではおりません。

ただ1カ所、墓場みたいな形の、墓地みたいなところを持ってこられたことがあったんですけど、面積も少なく、それについてはきちんとお断りをしたケースでございます。

ここにおいて活用策を講じながら、受け入れについてはやっていきたいというふうに思っていますので、島添課長が答弁したのは、全体を押しなべて言ったことではないと思いますので、そういうふうに私のほうから答弁をさせていただきました。

8番（白谷義隆君）

今おっしゃるように大通りに面して寄附を話されましたけど、あれは本人の御厚意で寄附をされたでしょうけどね。ああいうところは売ろうと思えば売れるんですね。ところが、どうしても売れないところについてやっぱり悩んであるから、その活用策を市で検討していただければと思いますが、市長の答弁はそういうことも含めて検討をするということで捉えてよろしいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

次に、危険家屋対策についてお尋ねをいたします。

所有者の管理が届かず老朽化や台風等による倒壊、あるいは建築資材の飛散、または立木が生い茂り、火災や犯罪を誘発するおそれがあるなど、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす空き家があります。これらの空き家に対して、今後どのような対策を講じていこうと考えているのか、お尋ねをいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

白谷議員の御質問にお答えします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた対策について申し上げますと、まず地域住民の方から相談や通報があった場合など、生活環境への悪影響の程度を調べることになります。

特別措置法では、議員お尋ねのような危険家屋等を特定空き家等と位置づけております。

市長が特定空き家と認められた場合、その所有者に対し、建物の除去、修繕、立木等の伐採など周辺への生活環境への保全を図るための必要な措置をとるように助言、または指導の行政指導を行うこととなります。それでも改善されなかった場合は、必要な措置をとるよう命令をすることとなります。また、命令をしても、なおその措置をとらない場合は、所有者にかわって市が建物の除去や立木の伐採など必要な措置をとることができる行政代執行を実施することとなります。もちろん、その費用については所有者に請求することとなります。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

ちょっと基本的なことをお尋ねいたしますが、先ほど地域の方からの相談や通報で対策をとるといふことですが、ただ現実には、地域において、例えば区長さんに、あそこは危なかけん、どげんじゃいしてもらわれんじゃっかとか、本人さんにどげんじゃっかとかいうのはなかなか言いづらいところもあるんですね。そういう話も聞きます。そうした場合、例えば市に匿名で通報しても、市はそうした、今説明をされたような対応をしていただくのかどうか、基本的なことですが、まずお尋ねします。

生活環境課長（松嶋真一君）

空き家等に関する相談や通報に限らず、騒音や悪臭、野外焼却や不法投棄など、生活環境課への相談や苦情については、匿名だからといって対応しないということはありません。全て対応いたします。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。先ほどの説明で、市としての法律上の考え方はよくわかります。確かに個人財産ですから個人管理が基本だということもわかりました。ただ、先ほどの説明では、助言、指導、勧告、そういったもろもろの手続を経て行政代執行 行政代執行まで行けば除去はできるんでしょうけど、なかなかそこまで行くまでには行政執行も簡単にできるのか、法律上の問題でできるんでしょうけど、現実問題として、やはり所有者みずからが対応しなければ、危険家屋等の除去にはやはり相当の時間を要するだろうと思います。

しかし、中には経済的な理由で建物の解体ができない方もいらっしゃいます。これは、実は現に建物の老朽化が進み、台風が来れば屋根や壁の一部が飛び散る危険性が前回の台風でも非常に心配をされたところがあります。現に相談もありましたけど、そうしたときに、その方は勇気を絞って所有者の方に相談をされたんですけど、ただ、経済的な理由でなかなか、所有者自身も十分状況はわかられるんですね。隣近所に迷惑かけるなどというのは、それは周りの人よりか本人さんが一番わかっておられるわけですね。でも、事実、経済的にどうしても対応できない、そういう状況も実際あるわけですね。

また、実は小学校の通学路にある空き家で、立ち木が生い茂って、子供たちが横を通って

いくわけですね。空き家はまだ朽ち果ててはいないんですけどね。もうその一歩手前ですけど、その前に植木等があったもんですから生い茂っておるんですね。ですから、地域の方が、子供たちがあそこを通るときに非常に心配されるんですね。犯罪に巻き込まれないかということで心配をされるんですが、それも所有者にお願いをしても、なかなか対応していただけない。こうした切迫した状況がやはり随所にあるんですね。ですから、こうした切迫した危険な状況を一刻も早く取り除くために、危険家屋や、あるいは立ち木の伐採、そうした費用も含めて補助をしていただけないか。

確かに今、危険家屋除去事業があります、2分の1で400千円か450千円ですね。確かにそれはわかって申し上げておるわけで、現にそれでは対応できないから困ってあるわけですね。ですから、もう少し高額な補助を、先進地の事例だけで申しわけありませんけどね、やはりそうした危険箇所については、まだまだ高額な補助を、例えば80%で1,000千円とか、どこかは条件つきながら2,000千円、そこまではどうかと思いますけどね。やはり、今の危険家屋除去事業では対応できていない、そのことも事実なんですね。ですから、そのこのところについての補助ですね、上乘せするのか、あくまで空き家対策で補助申請されるのかは別としても、何かの対策をやはりする必要があるだろうと思いますが、どうぞお願いします。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

議員言われましたように、本市では平成25年7月から危険家屋解体の推進を図ることを目的に、使用されず適正に管理されていない一定基準以上の老朽危険建築物に対しまして、上限450千円を限度として当該建築物の除去費用の2分の1を補助する老朽危険家屋等除去促進事業を設けております。しかし、危険家屋等に対しては、現在においても多くの地域からどうかしてほしいという内容の要望が市へ寄せられているところでございます。

このため、議員が言われますように、現補助制度下においても経済的理由から家屋の解体が困難な方もいらっしゃるかと思いますので、この補助制度における補助金額等の見直しにつきまして、今後財政的な面なども考慮しながら検討を行い、危険家屋等除去の解消に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

ぜひお願いをしたいと思います。

それと先ほど説明、お話をしましたように、やはり立ち木の繁茂で非常に危険な箇所もあります。今の除去事業では立ち木等は含まれてはいないようですけどね。ただ、今回の特別措置法では空き家等の中には立ち木等も含んであるわけですからね、そこら辺もあわせて、やはり補助の新設なり増額、現実に皆さんが、住民の人が安心して暮らせるように、そして、所有者の方も、ああ、これだけ補助が出るならやろうというふうに、ぜひ検討をしていただ

きたいと思いますが、市長、それに対しての意気込み等がありましたら、ぜひお聞かせください。

市長（金子健次君）

先日も、うちの集落では、ボランティアで全員、それぞれの方が出て、道路にかぶっているような立ち木については伐採をされてあるというような形でしてはいましたし、いろんな形で、財政的な問題については一番知ってあるのも白谷議員であると思いますので、その分の財政的な分も含めて、今後どうしていくかということについて考えていきたいと思っています。

柳川市にいたしましても、7万6,000人の人口が6万9,000人ということで世帯が減りました。それらの集落にはもう空き家が四、五軒ずつあります。その対策もこれから重要な施策の中の一つではないかというふうに考えておりますので、きょうは白谷議員の意見等も十分拝聴しながら、今後の対策を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ぜひお願いいたします。

それから、ちょっと蛇足になりますが、先ほど空き地の問題、跡地の問題を申し上げましたけど、中には空き地を売り払って、そうした利益をこうした空き家対策に充てているというような自治体もあるようですので、そういったところもあわせながら考えて検討していただきたいと思っています。

それでは、次に職員の接遇に対するその後の対応についてお尋ねをいたします。

私は、さきの6月議会において、職員の接遇の向上について質問をいたしました。その際、市長から1カ月で成果を出すようにしたいとの決意の答弁をいただきました。その後、市長みずから各職場を回られたとも聞いておりますが、職員の接遇向上に向け、どのような取り組みをされたのか。それとまた、今後の計画についても、ありましたらお聞かせください。

人事秘書課長（平田敬介君）

白谷議員の質問にお答えします。

その後、職員の接遇向上に向け、どのような取り組みをされたのかという御質問でございますけれども、白谷議員も耳にされていますように、7月に市長のアクションweekという名前をつけた取り組みを行いました。これは市長みずから職員の意識改革と行動の変革を求めるため、3庁舎を初め、消防本部やクリーンセンター、図書館、古文書館、水の郷など40カ所の職場を回りました。市長が身近な距離で職員へ市長のメッセージを伝えていただいたところです。その際には、市長が自身の経験をもとに接遇のポイントとしてまとめ、作成された「接遇の秘策...「心のこもった接遇を」と題したペーパーを全員に配布しながら接遇の向上を呼びかけていただいたところです。

そして、その次の段階として、この市長のアクションweekを受けて、職場ごとに課長

のリードで職場討議を実施しました。職場討議では6つのテーマを示しておりましたので、それについて話し合いをして、どのような取り組みを行うか議論を深めることで意識改革を図り、決めたことを実行していくということで行動の変革に取り組んだところです。

6つのテーマを申し上げますと、まず1つ目は、窓口、電話における接遇、2つ目に、市民への声かけと挨拶の徹底、3つ目に、出勤目標時間の設定と朝のチョッキン体操の実行と、それから4つ目に、各課で取り組むおもてなしに関する行動目標、5つ目に、市民が声をかけやすい環境づくりの観点からの窓口やカウンター、机、キャビネットなどの配置の見直し、最後に、ボランティア活動や仕事以外でのまちづくりへのかかわりという6つのテーマを示しておりました。

この職場討議の結果については、各課ヒアリングや各課からの報告をもとに取りまとめをしましたところですが、全ての課から取り組むとした内容をいただきました。それを見ても、非常に前向きで積極的なものばかりで、非常によい職場討議が持たれたと感じているところです。

また、今後の計画はということですが、最も重要なことは、この職場討議で議論したことを忘れずに取り組むとした内容を、やはり継続して実行していくことが一番大事であるというふうに思っておりますので、人事担当課としましては、その後のための事後フォローの取り組みをしていきたいと思っております。もちろん、接遇に関する研修は、市の6次研修の中でも毎年1つは取り入れていきたいと考えているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。確かに各課でヒアリングをして協議をしながらということですが、確かに大事なことだろうと思います。

余り言いたくはありませんけど、接遇の話は議会でも前回取り上げてから、やはり声は、その後私のところに直接苦情が入ったわけじゃありませんけど、前の話ですけど「やっぱりあの窓口さい行ったらくさん、けんかことのあった」「けんかことのあった」「あげんことのあった」とか、「職員の口のきき方もやっぱりちょっと横柄やのうか」とかいう話を切り出したもんですから、そういった話もやっぱり入ってくるんですね。ですから、その後十分そういった研修をされたということも説明を受けましたけど、やはり課長は何か意義がある報告が上がってきたと言われますけど、最終的には職員の意識の改革だろうと。

ペーパーを出して、ペーパーを配ってしても、なかなか職員の意識というのはそう簡単に変わるもんでもなからうしと思えますね。また、前回も言いましたけど、どうしても個人個人の価値観の違いもありますから、やはり前回も言いましたように、自分の価値観で住民の人に対応するもんですから、自分は正しいと思っておっても、住民から見れば、せんか話はなからうだんというようなことも現に私も職員のとときにそういったことを経験してきたわ

けですね。ですから、いかに住民の目線に立って価値観をどこまで一緒に合わせていくかという、そういった意識改革が非常に大事なことだろうと。やはり研修も大事ですよ。ただ、それ以上に研修をしながら、そういった意識をどうやって変えていくのか、そのところが根っこの部分としてはあるんじゃないだろうか。ですから、そういったところもあわせながら、今後やっていただけたらありがたいなというふうに思います。

済みません、市長お願いします。

市長（金子健次君）

6月議会、白谷議員のほうから接遇の面について苦言をいただきました。白谷議員は私たちの職場の先輩でもあります。先輩議員としてこういう質問をすること自体が、非常に苦しい立場じゃなかったかというふうに思いますけれども、私はあのときに課長が半年見てくださいというお話がありました。しかし、それではいけないと、1カ月でということで、私はその後、質問の後に職場40カ所ぐらい回りました。それは私がペーパーを渡したという訓示という形ではなくて、私は皆さんを信頼して、よくやっているんだという気持ちを常々持っておったけれども、実際市民の皆さんが、ある議員さんとか、いろんな形で電話やメールが入ってきて苦言を言われるということは、やっぱりそこまで至っていないという立場で、私自身さえも毎日朝出てくるときには顔を見て、自分の顔にスマイルでいこうという形で、そういう形でやっているし、皆さんもそういう気持ちで、出てくるときに1回鏡を見て笑ってごらんと。そのことがお客さんは来て安心をして相談をされるというふうに私、言いました。

消防署の職員にも言いました。119番の電話を受けて、一生涯の中で初めて119をドキドキしながらかける方もいらっしゃるでしょう。それをきちんとやっぱり対応してもらいたいということも言いました。私がいろんな方に急に言っても意識改革ができないと思いますけれども、皆さんも市長になったつもりで頑張ってくれと、そういうメッセージを送りました。

まだまだ、きょうはこういう形で質問されるところまで至っていないというふうに私は思っております。しかしながら、今、おもてなしの心日本一を上げておりますので、職員が変わらなければ柳川市は変わらないんだという気持ちで500名の職員に、それを意識が変わるような形で私も今後も続けていきたいと思うし、各職場でも課長や部長が変わらんと課員も変わらないよというお話をしているところでございます。

そういう気持ち、決意を私も常々思っていますし、一過性の問題ではできないと、これからもずっと、10年先も、柳川市役所はいろんな形で対応がいいなというふうに言われるような形を目指していきたいというふうに思っています。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。市長の意気込みはよくわかりました。ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

それから、前回答弁をいただけなかったんですが、各課の窓口カウンターを低くして、廊下にも椅子を配置し、お客さんが座って職員の方と相對して、対面で相談等ができるようにできないかどうかお尋ねをしたわけですが、そのことについて検討がなんかされたのか、ちょっとお聞きします。

人事秘書課長（平田敬介君）

先ほど御質問等で窓口カウンターを低くして対面でとか、それから6月議会のときは、庁舎を歩いていて、距離が遠い、職員とお客さんとの距離が、キャビネットが間にあったりして遠いような、そういう職場が見受けられると感じますということがありましたので、先ほど申し上げた市長のアクションw e e kの検討テーマの一つに、先ほど申し上げたように市民が声かけやすい環境づくり、そういう観点からの見直しを各課で検討してもらいました。

その中で、幾つかの部署では、接客テーブルを通路側に配置をしたり、机の配置を見直したり、車椅子でも対応できる記載台を配置したりと、一部改善したところも見受けられます。中にはどうしてもハード的な見直しはスペースの問題で動かせないというようなところは、今回を機に整理整頓に努めたり、お客様のほうに声をかけて出向いていくというような取り組みをしたいというふうになってきております。ただ、柳川の1階のカウンターのところについては、なかなか簡単に適応ができず、カウンターを低くするためには少し改修工事が結構必要になりますので、今後の課題というふうになっております。

いずれにしても、今回のアクションw e e kを機に、全ての課で接遇とか市民サービス、おもてなし、ボランティアやまちづくりの課題について考えて話し合い、前進した、取り組みをしようということになっておりますので、一定の成果が上がっていると思います。

また、白谷議員がおっしゃってあるローカウンターを柳川庁舎に持ってくる、1階に特に持ってくるということについては、今のところちょっと少し改修工事の面などがありまして、今後の課題というふうに思っているところです。

以上です。

8番（白谷義隆君）

なかなか構造的にできない、ローカウンターにはできないということでしょうけどね、費用的なものもあるんでしょうけど、実際カウンターが高くて、どうしても職員とお客さんとの隔たりが、視覚から入るやつというのは現にあるじゃないですか。

どこでしたかね、これは以前ですけど、カウンターが全部ローカウンターになって、お客様のほうに全部椅子を配置されている庁舎も、これはもうずっと以前に見たこともありますけどね、かなり見た目も違うんですね。うちのようにカウンターがあんなに高いと、どうしても冷たいような感じを受けるんですね。そういうふうにローカウンターでしてあるところは、もう以前からありますしね。そこら辺はどうしても費用的な問題もあるんでしょうけど、今後の検討課題ということですので、検討課題と聞いたときは、なかなかできないんだ

なと思いますけどね、これはやはりぜひもう少し検討をしていただきたい、そういうふう
に思います。

そのことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時3分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、9番近藤末治議員の発言を許します。

9番（近藤末治君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番、柳誠クラブ近藤でございます。ただいま議長から発言
許可を得ましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

さて、金子市政も2期目の折り返しということでございます。市におきましては、今後、
市民文化会館建設、市庁舎の統合、またみやま市との共同処理ということで新火葬施設や新
ごみ処理施設の建設等々、大きな事業が待ち受けております。一方、住環境の整備といたし
ましては、特に国道443号バイパスの道路の延伸、同じく国道385号バイパスの供用開始、ま
た三橋筑紫橋線の早期着工等々、地域の発展のため、住民の皆さんが大いに期待をしてい
るところでございます。市長がよく日ごろから言われます、住みたいまち、住んでよかったま
ち、そういうまちづくりを進めていくためには厳しい財政状況の中ではありますが、メリ張
りのある行政運営で金子市長にはぜひとも頑張ってくださいと思います。

今回は、私は3点ほどお尋ねをいたしております。

1点目に道路問題4項目、2点目に市職員の地域における役割について、3点目に学校教育
現場の特別支援教育支援員についてということで質問をいたしておりますので、執行部に
おかれましては簡潔明瞭なる御答弁をお願いいたします。

なお、詳細につきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願
いいたします。

9番（近藤末治君）続

それでは、1点目の道路問題についてのまず1項目め、西鉄柳川駅前の整備についてお願
いいたします。

今回、駅周辺整備ということで事業を進められましたが、駅前ロータリーから国道208号
線までの道路、約140メートルぐらいですか、これは駅前の整備計画の中に入っておりまし
たか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

柳川駅前通り線につきましては、柳川駅周辺地区の整備計画に入っておりますが、同時期に自由通路や駅前広場、駅舎の工事が重なり、資材搬入の通路の確保が困難になること、議員御承知のとおり、東日本大震災の復興に伴う資材や人件費などの高騰並びに工法の変更などにより計画全体の事業費が膨らんだことで整備は行っていない状況でございます。

以上です。

9番（近藤未治君）

御答弁ですと、最初は入っておったと。ところが、資材の高騰とかで費用が膨らんだということで、この道路については整備を諦めたというようなことですね。

そしたら、この整備についていろいろ担当課において地域の住民の方々と何回か市民ワークショップを開催されたと思いますが、何回ほどされましたでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

駅周辺の市民ワークショップにつきましては、平成24年度から26年度までの3年間に13回実施いたしております。

以上です。

9番（近藤未治君）

その中で、今、課長が答弁されましたけれども、ワークショップの中でこの道路は事業計画に入っておったじゃないですかという中で、道路についての議論は今回落とされたわけですけれども、その議論はありましたでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

ワークショップの内容につきましては、駅周辺のにぎわいづくりに向けた駅前広場などの利活用に関することと自由通路や駅前広場、照明などの附属設備のデザインに関すること、この2点について議論を行っておりますが、御質問の柳川駅前通り線についての議論はいたしていない状況でございます。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございます。議論はされなかったということで落とされたということでございますけれども、せっかく柳川駅舎も9月末には立派に完成すると聞いておりますし、また、先ほど言われました自由通路も仕上がりまして駅周辺は立派になりました。

私は今回、いつも送り迎えに行くんですけれども、現道が中央分離帯はもちろん雑草が茂ったような感じであるし、路面も凹凸などがあって非常に、せっかく整備をしているのにちょっと残念だなと思っていて、今回、御質問しておりますけれども、今後この件について整備するお考えはございませんか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

柳川駅前通り線につきましては、現状は把握いたしておりますが、まずは適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

整備につきましては、今後、道路の老朽化の状況などを見ながら、補助事業等を含めて検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

9番（近藤未治君）

課長、せっかくきれいにしたんだから、現状を見ながらとかそういうことじゃなくて、前向きにお考えいただきたいと思うんですが、私も経験しておりますけれども、この整備をするためにはかなりの費用がかかると思います。市の単費だけではなかなか無理だと私も思います。ですから、いろんな国庫補助や県費補助、こういうのでは検討はされないでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども御答弁申し上げましたけれども、関係機関と協議をしながら補助事業等を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（近藤未治君）

先ほども関係機関と協議をしていきたいということでございますけれども、まちづくり課長でしたら、今までいろんな経験をなされております。また、知恵も多いです。ですから、せっかく柳川駅を含めて、柳川の顔になるような駅前になると思いますので、どうか今後精力的にこの道路整備についてお考えをしていただきたいと思います。

それでは、それはお願いをいたしまして、次の2項目めに移りたいと思います。

三橋町の枝光の高橋の交差点、これにつきましては、もう私は以前から何度も御質問をいたしております。最後の御答弁では、平成26年3月議会のときの御答弁で国道208号の大川市から柳川市との市境にかけて計画されている歩道整備を柳川市内に向けて延伸を強く要請していくとの御答弁でございましたけれども、その後の経過についてお願いをいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

平成26年3月議会以降、国道208号の大川市との市境の地元行政区長に、この大川市境の歩道整備計画の延伸とあわせて高橋交差点改良について説明を行いました。そうしたところ、地元としてもぜひ協力したいということで、地元関係者の同意書を添付されて市長宛てに早期整備要望書が提出されたところでございます。この要望を受けまして、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長へ国道208号歩道整備及び交差点改良の要望を行ってきたところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

精力的に何か動いてあるようでございますけれども、一応目安といたしますか、何年ぐらいまでにはそのような用地交渉から交差点改良まで進むのか、目安としてでもいいんですけれども、わかりますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほどお答えいたしましたとおり、ただいま国土交通省九州整備局福岡国道事務所長へ国道208号歩道整備及び交差点改良の要望を行ったところでございますので、現時点でまだ事業着手というようなことで決定は決まっておりませんので、現時点で事業完了のめどは不明ということでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

いずれにしても、この交差点改良については国、県が積極的にやっていただくというようなことで認識をしておいていいんですね。いいですね。

なぜこの交差点改良を今回、前回に続いて質問するかといいますと、この交差点に取りつきます北側が今、市道高橋中牟田線で整備をしております。西蒲池の泉橋ということまでが平成28年度までということで私は聞いておりますけれども、それでその交差点に伴って、北側はいわゆる市道、そうすると南側は新田西蒲池線、あそこの変則の交差点が新田西蒲池線になっておりますので、それまでの間の取りつけというのが関連をしますので、私はお聞きしておりますけれども、まず北側について、北側の高橋中牟田線、今現在やっていらっしゃいますけれども、平成28年度までに泉橋ということですが、今の進捗状況はわかりますか。

建設課長（待鳥 哲君）

現在の進捗状況についてお答えします。

西蒲池地区の泉橋までの現在の進捗状況につきましては、平成24年度に国庫補助事業として着手しました。平成26年度までに用地測量、地質調査、道路の詳細設計を行っております。平成27年度は地権者への道路計画線型の再確認を行い、用地買収を行っていきます。平成28年度からは用地買収が終了した箇所を中心に工事を行う予定をしております。

なお、平成24年度完了予定から遅延する形になりますが、平成29年度で泉橋までの事業を完了する予定でございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。29年度、1年間ぐらいちょっとずれたということですね。これは交付金事業でやっておりますから、いろんな事情があったと思いますけれども、今回、交差

点の関連、つなぎということで、まず今まちづくり課長が御答弁なさりましたけれども、建設課としても協議をしていかないといけないんじゃないかと思うんです、どのようにきれいにするのか。そのような協議はもちろんされておるとは思いますけれども、泉橋から南側、結局、有明沿岸道路であそこは穴をあけてありますけれども、それから208までの計画というか、それはいつごろになりますか。

建設課長（待鳥 哲君）

泉橋から国道208号線の枝光交差点までの計画は、泉橋までの事業区間完了後の平成30年度に事業の採択を受け、事業に着手してまいりたいと考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。30年度からということですね。北側はそんなことでお聞きしましたけれども、南側のほう、今の208から新田西蒲池線まで、これは170メートルぐらいですかね。それについては、私は県でやっていただくんじゃないかと思えますけれども、執行部としてはどんなお考えでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

議員御質問の国道208号から県道新田西蒲池線までの約170メートル程度の区間につきましては、今後、事業主体になると思われます国により歩道整備を含め、高橋交差点の事業化が決定した後に関係機関が集まり、交差点の協議が行われるものと思われます。その時点で関係機関と協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。これは国、県、そして市も高橋中牟田線は連結をしないとあの交差点改良にはなりませんので、十分お願いしたいと思います。

それでは、2に関連をしながら、3項目めの高橋中牟田線の延伸ということをお願いしたいと思います。

これは今、御答弁になった新田西蒲池線が一応交差点改良の中で取りつけ道路がされるんじゃないかと私は思っていて、その新田西蒲池線から南のほうへ、いわゆる昭代地区に入りますけれども、西浜武の大牟田川副線までですね、新田西蒲池線から。これは約1.2キロぐらいあると思えますけれども、この道路について私はお願いしたくて今回質問をしたんですけれども、いわゆる道路を新しくつくるときには手順があると思うんですけれども、その手順について執行部のほうから御回答をお願いしたいんですけれども。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

道路事業には多くの時間を要します。工事が始まる前の事業着手以前につきましても、道路の交通調査、道路及び交通現況の把握、道路網整備計画、比較路線の設定、検討、概略設

計の決定、そして都市計画決定と多くの手順を踏まなければならず、計画期間だけでも多大な時間を要することになります。その後には事業着手となります。用地測量、詳細設計、地元説明会、用地幅杭設置、用地買収、地元との施工協議、それから工事、そして完成後に供用開始というふうな流れになります。

以上です。

9番（近藤末治君）

確かに、今、課長が言われたようにこのプロセスというのはかなりの時間がかかります。普通地元から狭隘道路の拡幅とか新設改良の市道の築造というのは、これは地元が要望しているから地元で全て用意をしてきてください、そしたら事業を市のほうでやりますというのが、これが普通の陳情道路なんです。

今回私がお願いをしたいのは、平成20年度に都市計画マスタープラン、都市マスの中で図面に上げてあります、私も見ました。いわゆる柳川市街地の外環状というふうなことで大きく　　ということで上げてありますけれども、この道路について私は進めていただきたいということで。なぜかといいますと、昭代から蒲池は連結をいたしておりますので。そうすると、昭代の方もいわゆるこれは新しくつくっていただきますので、それを高橋中牟田線、今、交差点改良をやっていただく、その道路を通じて有明沿岸道路、また385のバイパスに乗ることができますので、非常にこれは重要な道路になるんじゃないかと思ひまして。

ですから、先ほど私が陳情道路みたいな道路じゃなくて、これは市が音頭をとってやらないと進まないんじゃないかと思って、私は質問をいたしておるんです。

それで、今、まちづくり課長が言われましたのは、街路的なことで進めると、一応都計を打たにやいかんですね。都計を打つためには環境アセスとかいろんな調査もんが入って、恐らく五、六年と言わんぐらいかかると思うんですよ。それで、私は経験上という失礼ですけども、今、市道の高橋中牟田線がやっておるでしょうが。ああいうふうな市道のほうでの改良というようなことで進めたほうが早いんじゃないかと思って質問をいたしておりますが、いかがでしょうかね、そこら辺の街路でつくるのか、市道の拡幅ということでつくるのか。

建設部長（野田 彰君）

今、議員おっしゃります　　線ですか、あれは確かに柳川市の都市計画マスタープランの中で外環状線道路として位置づけをしております。その道路を市道高橋中牟田線の市道で整備したほうが早いんじゃないかと、都市計画道路ですと時間がかかるんじゃないかというお話でございます。高橋交差点の改良がまだ事業化が決定をされておられません。まずはその事業化に向けて全力を注ぎたいと。それが決定して事業着手になれば、その事業も数年間かかりますから、その間に市道で整備するのがいいのか、実際、高橋中牟田線も今補助金はかなり減額しておりますから、予定どおりの年度で終わっておりません。したがって、市

道で整備するのがいいのか、県道で読みかえてするのがいいのか、その辺をその間に検討していきたいと。今の時点では、早く高橋交差点の事業化に向けて、そちらを先にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。わかります。ですから、私はこういう道路はもう一朝一夕にはできないと思うんですよ。だから、交差点改良とあわせながら地元と協議して、もちろん、地元の同意も必要ですから、ある程度の根回しをして、ここの路線だったら、このルートだったらいいなというのを前もって市のほうでやっていただきたいということで今回質問をしたんです。いつも陳情道路というのは、先ほど申し上げたように、地元が全て用意をしてからお願いに上がるからですね。そうじゃなくて、今回は市のほうが音頭を取っていただきたいということで質問をしたわけです。ですから、もう交差点とあわせながら早く進めないと、交差点ができてから計画を入れるということになると、かなりおくれるんですよ。ですから、この道路も路線名は高橋中牟田線の延伸ということでしておりますけれども、路線名は変わるとは思いますけど、その点、頑張ってくださいということでお願いをいたします。

それでは、最後に道路問題の4項目め、市道の管理についてということでお尋ねをいたします。

今現在、市内での1級道路、2級道路、その他の道路ということでありましてけれども、その総延長はどれくらいでしょうか。

建設課長（待鳥 哲君）

近藤議員の質問にお答えします。

市内の1級道路、2級道路、その他の道路についてお答えします。

1級道路は約126.2キロメートル、2級市道は約80.1キロメートル、その他の道路は838.5キロメートル、合計で1,044.8キロメートルです。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。今、建設課長が御答弁なされました総延長が1,044.8キロメートルということですね。そしたら、その道路の中で道路交付金、いわゆる交付税として入ってくる道路交付金になる道路、これはわかりますか。

財政課長（島添守男君）

近藤議員の御質問にお答えします。

普通交付税の対象となる市道の要件でございますけれども、幅員が1.5メートル以上の道路及び橋梁ということになります。

以上です。

9番（近藤未治君）

1.5メートル以上ということですね。そうすると、今、建設課長が御答弁になったその他の道路には、これは1.5メートル以下のも恐らく入っておると思うんですね。

そしたら、先ほど御答弁いただきましたけれども、平成24年度、25年度、26年度、それぞれの道路交付金額はわかりますか。

財政課長（島添守男君）

平成24年度、25年度、26年度の普通交付税の交付額ということでございますけれども、議員御承知のとおり、普通交付税は各地方公共団体の標準的な財政需要を算出した基準財政需要額と財政収入額を算出した基準財政収入額の差し引き分ということで交付されます。したがって、道路分の交付額ということではなくて、道路の維持管理に必要な経費として算入された額ということでお答えしたいと思います。

基準財政需要額に市道、橋梁関係の維持管理経費がどれくらい算入されているかということでお答え申し上げますと、交通安全施設の維持補修費や職員の人件費、ほか街路樹の維持管理費などを含めまして、平成24年度が306,000千円、25年度が305,000千円、26年度が約3億円と3カ年ともおおむね3億円程度が算入されております。

以上でございます。

9番（近藤未治君）

ありがとうございます。各年度約3億円ぐらいの道路交付金が入っているということで認識していいですね。

それでは、私はこの決算書で見たんですけれども、道路維持費の中で工事請負費ということですが、それぞれ平成24年度が201,100千円ぐらいかな、平成25年度が177,000千円、それから平成26年度は176,000千円ということになっておりますが、課長もかなり苦慮されておると思いますけれども、私が申し上げた各3年度の中で工事を必要とする要望、いわゆる現業員、職員で対応できるような要望もありますけれども、工事を必要とする要望、この要望件数はわかりますか。

建設課長（待鳥 哲君）

工事に対応する必要のある要望件数と工事発注件数をお答えします。

平成24年度の要望件数は284件、工事発注件数は86件、平成25年度の要望件数は290件、工事発注件数は89件、平成26年度の要望件数は290件、工事発注件数は88件です。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございます。本当に苦慮されておると思います。3分の1ぐらいですかね。

それで、先ほど財政課長が御答弁になりました道路交付金に当てはまるような交付金は約3億円ということで、半分ぐらいしか管理費はついていないわけですね。だから、今のよう

なケースが残るんじゃないかと私は思って質問しておりますけれども。

これから先、要望の内容といたしますが、舗装の補修、これが多くなると思うんですよ。かなりの要望は舗装が占めておるんじゃないかと私は思いますけれども、これは柳川といたしますか、旧柳川の場合、昭和40年代にこれはやっておるわけですよ。その後、ひび割れた、穴がほげたというふうなことでそれぞれ補修をしていっております、専門的なことですが、ほとんどオーバーレイということで上かぶせだけ、ずっとかぶせ、かぶせで手当してきておるわけですね。それで、もう今はほとんど2層、3層ということでかなり上がってきて、極端な話、10センチぐらい上がっているところもある。路肩のほうが側溝とはもうかなりあって、そこを自転車あたりがいくと危ない。

それで、今後、そういうふうな要望があるのに対して対応するには、結局剥ぎ取らにやいかんわけですね。切削のような大きな機械は入らないから、もう剥ぎ取らにやいかん。それで、オーバーレイと切削、掘削、この工法ではどれくらい違いますか。

建設課長（待鳥 哲君）

舗装打ちかえとオーバーレイの費用の差についてお答えします。

既設の舗装を剥ぎ取り新たに舗装を行う費用と既設舗装の上にオーバーレイを行う費用を試算しましたところ、4倍となりました。

以上です。

9番（近藤末治君）

かかるでしょうね。今は産廃でアスファルトの処理もせにやいかんから4倍。ということは、先ほど御答弁になった80件ぐらいやっておるのが20件ぐらいしか対応できん。そういうふうな極端な割り算をするとですね。それで、100メートルぐらい今までできておった工事も25メートルぐらいしかできないんじゃないかと。本当に担当課はもう苦慮されると思うんですよ。

そこで、こういうふうな予算に少しは財政課長、配慮してくれんですか。現場は大変なんです。今までどおり、ほとんど予算要望すると、前年度の10%カットというようなことで指示されますので、担当も大変だと思います。ですから、こういうことを今後、本当に要望は金のかかるような工法にしかならないと思いますので、どうかよろしく願いしまして、1点目は終わります。

それでは、2点目の市職員の地域における役割ということでお尋ねをしますけれども、既にもう皆さん御承知のとおり、現在、日本では少子・高齢化ということで65歳以上の高齢者が平成27年の3月1日には全国で26.3%、柳川市におきましても同じく27年の4月で30%ということで3.3人に1人が65歳以上ということになります。このような中で、今回御質問したいことは、地域、いわゆる行政区、集落、この中で住民が安全・安心に暮らしていくために市の職員がどのように参画していったらいいのかなということでお尋ねをしております。

例えば、集落の一斉清掃とかお祭り、その他いろいろございますけれども、そのようなときに積極的にそういうことに参加すべきじゃないかと思ひまして、御質問をいたしておりますけれども、よろしくお願ひします。

人事秘書課長（平田敬介君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

集落の行事に積極的に参加すべきではないかとの御質問ですけれども、全く同感でございます。職員には地域の行事には積極的に参加をして、地域とのかかわり深めてもらいたいと思ひているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

思っておりますということで言われれば、はい、お願ひしますということですが、このようなときにこそ、やっぱり積極的に出て参加すると。そうすると、普通、いろんなことは行政区長が要望を取りまとめられますけれども、じかに職員の耳に入ってくるわけですね、地域の問題とか要望、いろんな住民の思ひとか。それで、肌を感じるような行政ができるんじゃないか。それが裏を返せば市の職員としての待遇といいますか、先ほど白谷議員がおっしゃったような市の職員の待遇という中にもつながっていくんじゃないかと思うんですよ。また、今後、こういうふうな若い職員さんたちを地域のリーダー、またリーダーのサポーターという、そのような役割をしなければできないようなことになると思ひます。もうほとんど地域では高齢者の方が主にやっておりますから。

そこで、地域のコミュニティとかをいろいろ続けていくためには、いろんな地域の仕組みとか決まり事、こういう知識を持っております方から見聞きしておく必要があると思ひますけれども、市長、どんなにお考えでしょうか。

市長（金子健次君）

私に求められましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

近藤議員が言われるような形で、5時以降、または日曜日とか休みの休日のボランティア活動については、私は積極的に参加をしてもらいたい、参加すべきというふうに思っております。毎年新規採用の職員が10名近く入ってきますけど、一番最初に私が言う言葉の中には、8時半から5時までが公務員ではなくて、5時以降もいろんな形のボランティア活動、市民の参加に入っていく、そしてまた、公務員としての得意わざを持っていますので、それを十分生かしていただきたいということを新規採用時の訓辞もやっておりますし、これからも接遇の面を含めて、あわせてそのことも私は大事なことはないかというふうに思っております。

以上です。

9番（近藤末治君）

確かに職員も勤務中は非常に厳しい仕事をされて、5時から以降もそういうふうな拘束を

されるというのはなんでしょうけれども、やっぱり地域であるいろんな催し事には積極的に参加されるのが私はいいいんじゃないかと思っております。

そこでまた、ことしも新規の職員採用ということが公募されておりますけれども、平成18年度、平成21年度、平成25年度、それぞれ採用人数と市外からの職員の数はわかりますか。

人事秘書課長（平田敬介君）

平成18年度は8人中2人、21年度は4人中1人、25年度は12人中4人が市外からの採用となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

何か優秀な職員を採用するというふうなことで広く募集しないといけないというような決まり事があるんですか。

人事秘書課長（平田敬介君）

こういう職員の採用試験など、競争試験には広く門戸をあけて、そして居住地とか本人の能力とか適正に関係ない事項の制限をするというのは適当でないというふうに言われております。

以上です。

9番（近藤末治君）

先ほども言ったように、地域に根づくためには、どうしてもやっぱり市内の職員のほうがいいんじゃないかと私は思っているんですけど、これは今さっき言われた、そういうふうな決まり事があるということで、やっぱり優秀な職員を採用するという試験のありようでしょうね。わかりました。

それでは、ほかの市でこの特枠というか、地域枠を持ってある市はございませんか。

人事秘書課長（平田敬介君）

地元市内枠ということでありましたので、そういうところがないか、調べてみました。地元枠ということじゃありませんけれども、Uターン、Iターン、Jターン、そういう希望者枠ということで、採用後には市内に住んでくださいと、住む意向のある人を別枠で募集してあるという自治体は幾つか見受けられました。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

もう2点目を終わりにして、それでは最後になりますけれども、3点目の特別支援教育支援員について御質問をいたします。

教育現場における教育支援員は、今どのような立場でどのような支援をなされておりますか。

学校教育課長（武田真治君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

特別支援教育支援員につきましては、日額の嘱託職員として雇用しております。

また、業務内容につきましては、発達障害等により特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対しまして、例えば、トイレ、給食、衣服の着脱などの日常生活上の介助、あるいは担任からの指示の徹底や授業中のうろつき防止などの学習支援、児童・生徒の教室や学校施設等からの急な飛び出しへの対応などの安全面の確保、また教室間の移動など、授業、学校行事等の介助等のために配置しております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。いろんな支援をされているということですね。

それでは、現在、市内には小学校が19校、中学校が6校ありますけれども、平成24年度から26年度まで各年度に各学校に何名ずつ配置をされておりますか。

学校教育課長（武田真治君）

支援員につきまして、年度ごとの配置人数を申し上げます。

平成24年度が小学校23人、中学校5人、合わせて28人です。25年度は小学校27人、中学校5人、合わせて32人です。26年度は小学校34人、中学校7人、合わせて41人でございます。今年度につきましては、きょう現在で小学校が34人、中学校8人で42名となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。それでは、先ほどこの方たちの待遇といたしますか、日額の嘱託員ということで御答弁になりましたよね。日額の嘱託員と普通の臨時職員、この違いは何かあるんですか、嘱託と臨職との違いは。

学校教育課長（武田真治君）

支援員の待遇といたしましては、日額の報酬と通勤手当を支給し、社会保険への加入のほか、有給休暇を付与しております。勤務時間についても、一般の臨時職員と同じ7時間45分となっております。

臨時職員との違いは、勤務日が学校のあいている日のみでありますので、雇用期間中であっても、夏休みなどの休業期間中は勤務がないという状況でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

お尋ねしますけれども、学校には図書司書の嘱託員というのがいらっしゃるんですよね。この中にも臨時的に雇用されている方がいらっしゃいますか。

学校教育課長（武田真治君）

司書職員につきましても日額の嘱託ということで雇用している、それと一部図書館委員会の雇用の方がいらっしゃいます。

以上です。

9番（近藤末治君）

そうすると、先ほどの支援員の嘱託員の待遇、賃金とありますが、それと図書の司書の嘱託員の賃金の差はありますか。

学校教育課長（武田真治君）

司書の嘱託員につきましては、一般の臨時職員、嘱託職員と比べまして、国家資格を持っておられる方に報酬額を高く設定しております。報酬以外の待遇については、労働契約上、ほかの臨時職員、支援員と同じでございます。

以上です。（「同じ賃金……」と呼ぶ者あり）いいえ、賃金は国家資格を持っておられる方が高く設定をしております。司書の資格を持っておられる方に高く設定をしております。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。先ほども課長が御答弁になったように、この支援員は児童の安全のためにトイレとか給食とか衣服の手伝いとかをされますけれども、本当にどのような行動をとるかわからない児童なんですよね。ですから、この支援員は四六時中児童についていかにかん、同行しなくてはいけないということで、支援員は児童とずっと一緒におらにかんわけでしょう。ある児童に支援員がマンツーマンについておくわけでしょう。そうすると、この子がどんな行動をするかわからないから、ずっと見ておにかんわけ、授業中でも。そうすると、極端な話ですけども、この支援員が自分の生理現象、そのときにもなかなか自分の生理現象に合わせてトイレに行ったりとかできないというふうなことなんですよ。非常に厳しい支援をされておるようでございます。

また、団体での体育とか音楽とか、こういうときにもついておにかんわけ。ということは、ある程度の知識も持っておにかんわけし、体力にも自信がないと、この支援員というのはなかなかできないんじゃないかと思うんですよ。

それで、先ほど小学校23名、27名、34名ということで御答弁になりましたけれども、この支援員の増員というか、これは各学校からの要望はございませんか。

学校教育課長（武田真治君）

学校の要望につきましては、前年度の2月に学校要望を受けまして、予算の範囲内でより支援が必要な児童・生徒のいる学校から配置を行っております。その後新たに配置要望があった場合は、配置していた学校の児童・生徒が落ちつき、学校の教職員だけで対応可能になり、支援の必要なくなった学校の支援員の配置がえなどを行うなどいたしまして、状況に応じて、予算内で要望に応えるよう工夫をしております。

以上です。

9番（近藤末治君）

それぞれの支援員のやりくりで対応されておるといことですね。そうすると、やっぱり支援員の待遇といいますか、これが普通の一般の臨職の賃金、今は1日6,100円くらいですか、この対応で私は同じような賃金でいいのかなと。先ほど何か司書嘱託員は国家資格を持っておるといこと、この方はちょっと高いんでしょう。だったら、支援員が資格を取るように資格はありますか。支援員が何か資格を取ったら高くなる、だったら賃金も上げてやるという、その資格が何かありますか。

学校教育課長（武田真治君）

支援員の任用につきましては、資格といたしまして教育職員免許、あるいは社会福祉士、介護福祉士、保育士、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士などの免許を持っている者と、そのほかにそういう資格がなくても識見、もしくは経験を有する者、また熱意のある者といこと、任用をしております。実際、資格を持っておられる方はほとんどおられず、資格がない方がほとんどの支援員で熱意のある方を雇用しているとい状況でございます。

9番（近藤末治君）

はい、わかりました。だから、資格がないから一般の臨職と同じ考えといこと、今対応されておるわけですね。

それで、今後、本当に苦勞されて、児童の安全を守って教育現場で働いていらっしゃるこの支援員を幾らかでも待遇改善といいますか、をしてほしいなといことはほかにはないですよ、やっぱり賃金での待遇改善とかですね。それで、この支援員さんたち、もちろん、臨職もですけれども、この方たちは立場上、一番弱いです、正直申し上げてね。いろんな賃金交渉はできません。そういうこと、一番弱い立場の支援員さんたちに少し目を向けていただきたいといこと、今回質問をさせていただいておりますけれども、現場で教育に携わっていらっしゃいました教育長のお考えはいかがでございますでしょうか。

教育部長（・見孝則君）

近藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

本市におきましては、これまで支援数の確保に努めてきたところでございますが、議員御質問の支援員の賃金面での待遇改善につきましては、先ほど課長がお答えしたよう認識しているところでございますが、本市における他の職種との賃金バランスや支援員の職務内容、配置人数等を総合的に勘案しながら、今後検討してまいりたいと存じます。

あわせて、支援員の学校内における業務の役割分担を明確にした上で協力体制を構築し、支援員の体力の回復やストレスの軽減を図るための時間の確保をするなど、負担軽減にも努めまして改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。部長の一番最後の言葉に希望を託しておきます、改善という言葉で出ましたので。

本当に子供ですから、児童ですから、教室の中でどんなことをするかわかんわけですよ。飛び出していくとか。幸いに道路が近くないとそういうことはないでしょうけれども、飛び出して、もし交通事故に遭ったと、このようなときにもやっぱり支援員にもその責任といますか、監督責任というようなことも出てくるかわからないわけですね。本当に苦慮というか、やっぱり自分の思うとおり、支援員も人間ですからいろんな生理現象を起こすとか、きょうは気持ちが余り乗らないとか、いろんなことが家庭であったとかいうことで児童に接せにゃいかんわけだからですね。ですから、本当に教育部長のお答えに期待をしながら、私も平成28年度の予算を楽しみして全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、12番高田千壽輝議員の発言を許します。

12番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。お昼も過ぎ、皆さんおなかが膨れて睡魔が誘う時間となりました。この時間に質問をいたします。

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問いたします。質問は、6月議会に時間がなく、質問できなかったピアス跡地の活用の1点だけあります。

最近の日本は、何かごたごたしているように思います。自然災害での突風被害が各地で見られております。被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

国会では、安保法制案で、若者は毎日国会前で反対デモや集会を行っています。また、選挙権を18歳に下げているのかわかりませんが、飲酒も喫煙も下げようとする法案が提唱されようとしておりました。これは私は断固として反対したいと思います。それはなぜかという教育現場の混乱を避けるためであります。

また、この壇上で東京オリンピックが決まった際、5年後のオリンピックにぜひ見に行き、日本選手を応援したいと言っておりましたが、最近、組織委員会のごたごたや、新国立競技場も白紙になり、また、オリンピックのエンブレムも盗作が疑われ、これも白紙に戻りまし

た。本当に無事オリンピックが開催されるのか、心配するのは私だけでしょうか。相変わらず組織委員長は人ごとみたいな記者会見をして、本当にこの人に任せて大丈夫かと思うのであります。

一方、川淵三郎氏を御存じでしょうか。川淵氏はサッカーのJリーグ創設時のチェアマンであります。川淵氏は、日本バスケット連盟が国際連盟より組織改善をしないと国際大会には出られないという通告があり、外部から組織に入り、組織改善を行い、その結果、女子バスケットはいち早く予選を全勝して、リオオリンピックの出場権を得ました。いかにリーダーの力量が大切かと思うのであります。

また、足元を見ましたけど、本市ではノリ養殖の準備が始まり、漁家の方々の支柱立てが始まりました。今期のノリ豊作を願いながら質問をいたします。

さきの議会で、当時の石橋副市長は水面下でピアス跡地には企業誘致が進んでいると答弁されていますが、現在はどうなっているのかをお伺いいたします。

あとの質問は自席で行いますので、議長におかれましては、お取り計らいをよろしく願います。

商工振興課長（古賀和明君）

先ほど高田議員のほうから、ピアス跡地の誘致の現状はどうなっているのかという御質問がございました。ピアス跡地への企業誘致の現状についてお答えをいたします。

ピアス跡地に企業を立地したいという意向を持たれた企業のほうから、平成25年度以降、10件の問い合わせがっております。現段階におきましては、問い合わせがあった10件のうち、進出の断念が2件、市内の他の工場跡地への移転が1件、それと継続中が7件となっております。

以上でございます。

12番（高田千壽輝君）

今のところ、まだ継続中に7件とっておりますけど、ここでお聞きしたいんですけど、その7件の企業に、実際足を運ばれて、ぜひうちのほうに、柳川のほうに来てくださいというような行動を起こされていると多分思いますけど、何回ぐらいその企業に足を運んでありますか。

商工振興課長（古賀和明君）

今、高田議員のほうから継続中の7件について何回ぐらい訪問されたのかということでございますけれども、この7件の情報につきましては、企業支援相談員が日常の企業訪問を行ったときに、あるいは、企業のほうから直接私どものほうに出向いてこられたことにより収集をいたしましたものでございます。したがって、現段階においては、そういう情報を収集はしておるといことでありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

情報の収集じゃなくて、これは私はセールスだと思うんですよ。ぜひ柳川のほうに来てくださいという熱意がないと、全国の自治体が企業誘致には躍起なんですよ。していないところはどこもないと思うんですよ。私は今の答弁は、何か消極的にしか聞こえないんですけど、再度ちょっと質問します。本当に企業に足を運ばれたのか、8社のうち何回運ばれたのか、そこら辺の実態をお答えください。

商工振興課長（古賀和明君）

何回訪問したのかということでございますけれども、基本的には企業支援相談員と私ども担当のほうで、そういう情報があったところにつきましては数回は足を運んで情報を確認しながら今日に至っておりますと、そういう状況でございます。

以上です。

市長（金子健次君）

商工振興課長は企業に足をどのくらい運んだかという問いでございますけれども、苦しい答弁をしておりますけれども、それについてお答えしたいと思います。

1つは、10社のうち、市内の有力な企業じゃなくて団体から、あのピアスの跡地を活用したいという申し入れがありまして、現在、その団体のほうで、団体の組織の中で話し合いをしているという形でございますので、それについて今ちょっと団体名は言えませんが、そういうことで、1つの拠点にしたいということでございました。そういうことで、やっぱりしばらく時間がかかっているということでございます。

今、最初に前の石橋副市長が申し上げた1件については、大手さんの自動車会社のターミナルと申しますか、サービスセンターという形でお話ししてはいたしましたが、それについては道路が狭隘しておるといふのと、若干高速道路から遠いということで、柳川市じゃなくて、みやま市のほうに行くという形で回答があったというふうに私はお聞きをいたしております。

それで、もっと積極的にということの中に、できない理由としては、その分が解決をした後にじゃないと難しいということでございますので、その分については、第1次産業の中のいろんな団体でございますので、ぜひそこに私はその施設をつくっていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それで今現在、解体の問題もありますので、解体については、私はそれができる、できないにかかわらず、今年度中には解体をしていきたいと。それができなかった場合には、その後については積極的な誘致もしていきたいと思うし、ほかにもぜひ譲ってほしいという方もありますので、ただ優先的にはそういう市内の有力な団体のほうに私は使っていただきたいなという気持ちがありましたから、今、古賀課長のほうがちょっと苦しいような形で答弁しておるのはそういう理由でございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

ピアス跡地はそういうのがあるから、その結果が出るまではちょっと消極的なことでして
いますということですけど、柳川市全体を考えて、企業誘致というのは本当に大切なことな
んですよ。企業が来ることによって、市長もゆめモールができるときに、雇用も生むから賛
成ですということがあったように、企業が来ると本当に雇用が生まれ、また、固定資産税も
入る。いろんなことで、柳川市のほうで税収がよくなることは確実だと思うんですよ。だか
ら、これはピアスだけじゃなくて、企業誘致の姿勢としては、やっぱり積極的にどんどんし
ていただかなければいけないと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

市長（金子健次君）

私の考え方を申し上げたのは、ピアスに限ってという形でお答えをしたわけでございます
ので、それについては消極的というよりも、その問題が解決していないとなかなか難しかっ
たということでございます。

もう1つ、次に企業誘致の関係については、それは望むところでもございますし、私も5
月には大阪のほうに行きましたし、大阪の福岡県人会の中でもお話をしてきました。福岡県
の60ある市町村の中で最初に柳川市を選んでいただいて、そういうことの紹介をいただきま
したし、そういう面では、その人脈を大切にしていきたいなというふうに思っております。

今月末にまた東京のほうに行きます。それも柳川出身の方ばかりの方にお会いをいたしま
して、そういう誘致等についてもお話をしていきたいと思っております。ただ、今問題点は、工場
誘致とかいろんな誘致についても、その条件とも団地がございませんので、そこら辺につい
てはやっぱり大きな課題かなというふうに思っております。それで、これからについても積
極的にやっていきたいというふうに思っておりますけれども、ピアスについてはそういうこ
とで御理解いただきたいということでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

ピアスに限らず、これはやっぱり先ほども言いましたように、全国の自治体が企業誘致に
は躍起になっていると思います。そこで企業が求める条件があると思いますけど、何が必要
と思われるか、その点をお伺いいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

企業誘致につきましては、全国の自治体、どこも本当に全市的に頑張っているところであ
ります。本市における雇用の創出、定住化の促進、それからそれに伴う税収の確保、市内経
済の活性化等から本当に進めていかなければいけないというふうに思っております。

企業誘致に何が必要かということですが、やはり企業を誘致するための用地の確保、
それから、やはり税制面、また支援などの優遇措置、そういうのもそろえた上で、企業の判

断を行っていただき、積極的に推進をしていかなければいけないというふうに思っております。

以上です

12番（高田千壽輝君）

それはやっぱり全国的にどこも誘致合戦をしていると思うので、企業がそういう問い合わせがあったなら、即対応していただいて、企業とじかに面談して、本当に本気で柳川市に来てくださいというようなアピールもして、条件面を企業と話し合うことが一番大切と思うんですよね。

今、ちょっとお話を聞いたら、今現在、大体東京都の都心のほうから地震の影響を懸念して会社を九州のほうに移転するというような話が申し入れが、県にはいっぱい来ているという話を聞いておりますので、今がチャンスだと思うんですよね。だから、県とかの情報もいただいておられますという方、そういう情報が何かありますか。

産業経済部長（成清博茂君）

申しわけございませんけど、今はその情報は私どもにあっておりませんけれども、今回、補正予算で企業立地に向けた適地調査を行う予定にしております。そういうことから、柳川市内に企業立地のための可能性のある適地を探して、しっかりとその適地等を把握した上で企業誘致に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今年度、今回9月補正で行っております適地の調査をいたしまして頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

ありがとうございました。そういう情報を収集して、より多くの情報を集めていただきたいと思っております。

私、次に質問しようかなと思っておりましたら、市長が答弁されましたように、実は質問項目の中にピアス跡地を早く更地にして企業誘致に備えたほうがいいんじゃないかと、建物が建っていたら、それだけでマイナスになるから早く更地にしたほうがいいんじゃないかということをここで質問しようと思っておりましたら、市長のほうが今年度中に予算をつけて更地になかすというようなお答えをいただきましたけど、再度よろしいですか。

市長（金子健次君）

申しわけございません。逸脱したような答弁いたしましたけれども、解体のほかに、あそこの造成の護岸工事もありますので、その分については、水路課の松永課長に指示をいたしまして、補助金を使って全体的な水路は田んぼもありますので、その分についても計画的にやっっていこうということでございます。

それと上の本体の家屋の解体については、今年度中には解体したいということで、財政のほうにもそういう予算措置等についても考慮してもらいたいということで指示をいたしてお

るところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

ピアス跡地は1つの地域の団体の方たちの申し出があるということで、その結果待ちで、その答え次第では再度また動かれるということでありまして、今後の企業誘致の方針で、以前、昭代にありましたタキロンポリマーが八女市のほうに移転しました。その際に、その社長は、八女市の首長さんが何度も足を運ばれて、うちに来てくださいということをお願いされて、その熱意に負けて八女のほうに移転したということでありました。

だから、市長、荒巻議員がよく言われるでしょう、トップセールスをお願いしますと。私も本当に市長は優秀な部課長を適材適所に配置していますという答弁をよくなさります。本当にそうだと思います。でもやっぱり企業にとって、トップが来るのか、課長が来るのかによって相手方の姿勢が変わると思うんですね、本気度が。だから、その辺はどう思われますか。

市長（金子健次君）

不肖私でも、市長が来るのと担当の部長が行くのでは違うなと思います。それは常々、農業関係についても市場とか行きますと、向こうの相手方のほうも、トップの方がやっぱり会っていただきます。そのことによって、どちらかの町から来たときにはやっぱり柳川市さんを選びますと、そういう話もしていただいたことはございます。観光の面にしても、農業の面にしても、そういうことで大分回りましたけれども、今後は工場誘致、いろんな形の流通センターとか、そういう面を含めて、今回予算措置をいたしまして、適地を選びまして、そういうふうな誘致は積極的にやっていきたいというふうに気持ち的にはもう随分持っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

本当にピアスの跡地がそういう方針を立ててある以上は、ここでもう質問しても何もありませんけど、最後に市長に、本当に市長は適材適所に優秀な部課長さんを配置してあります。だから、市長がこの庁舎内にいなくても多分柳川市は回ると思うんですよ。だから、市長は積極的に外部と渉外をどんどんしていただきまして、出張旅費をどんどん使ったらいいじゃないですか。その分結果を出せばいいんですよ。50,000千円出張旅費を使って1億円ぐらいの利益を上げたら誰も市民は文句を言いませんよ。だから、どんどん渉外をしてトップセールスをよろしく願います。

以上です。

市長（金子健次君）

大きな励みの言葉をいただきましてありがとうございます。そういう意味では、不在にす

ることはできませんけれども、積極的な行動をこれからもやっていくという意味では担保していただきましたので頑張ってみます。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

第4順位、18番樽見哲也議員の発言を許します。

18番（・見哲也君）（登壇）

18番樽見哲也でございます。議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。長々と前語りは申しません。要点だけについて質問しますので、執行部の明瞭な答弁をお願いします。

まず1点目に、休日開庁窓口サービスについてであります。2点目に、西鉄蒲池駅周辺の整備についてであります。自席で一問一答で質問しますので、よろしくをお願いします。

18番（・見哲也君）続

まず初めに、休日開庁の窓口サービスについてお尋ねをします。

柳川市は自動交付機が設置されております。自動交付機で交付されるものは、住民票、印鑑証明書、税の証明書、この3つで間違いはないですか。

市民課長（徳永雅子君）

はい、そのとおりです。

なお、税証明書としましては、所得証明書、所得課税証明書及び市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税証明書を交付しております。

18番（・見哲也君）

自動交付機で使える市民カードの発行枚数はどのようになっていますか。

市民課長（徳永雅子君）

平成27年8月末現在の人口は6万8,822人ですが、うち自動交付機が使える市民カードの発行件数は1万8,976枚です。

18番（・見哲也君）

このカードは私もよく知りませんでした。もっと市民に浸透させて、市報に毎回でも載せていただきたいと思います。

次に、出生届に必要な手続はどのようなものがありますか。

市民課長（徳永雅子君）

出生届時の手続についてでございますが、柳川市の住民となられる赤ちゃんの場合で申し上げますと、児童手当や乳幼児医療証の申請手続、保健師等の訪問事業のための出生連絡票の届け出及び国民健康保険に加入する場合は、国民健康保険への加入届が必要でございます。全国健康保険協会や共済組合の保険に加入される場合は、勤務先に加入手続きをする必要が

あります。

以上です。

18番（・見哲也君）

はい、ありがとうございました。

次に、柳川市では婚姻届の控えは出されていないようですが、どうですか。

市民課長（徳永雅子君）

婚姻届の控えは渡しておりません。

なお、受け付け前にコピーを希望される方には、有料でコピーをし、写しをお渡ししております。

18番（・見哲也君）

それは、窓口を書いているだけで、口頭では言っていないわけですね。

市民課長（徳永雅子君）

窓口でお申し出があった場合にだけお出ししております。

18番（・見哲也君）

私もちょっとお聞きしまして、控えはもらえなかったということでございまして、その1週間ぐらいしたら、私の身内から写メールで、ある市役所で籍を入れましたというメールが入ってきて、ここに婚姻届がありますけど、控えを車の中で自分で撮って、これを私に転送したということで、やっぱり今は若者は記念日を特に大事にします。そういうことで、ぜひ控えといえますか、家庭保管用、これは私はぜひ必要だと思います。コピーで5円か10円かかるならコピー代を払ってでも希望する方は多いと思います。そこを踏まえて、どのようにか前向きに考えていただきたいと思います。他市では、この婚姻届、出生届をピンク色にしたり、この周りに何か、柳川でいえばヒマワリの絵でも描いて記念に残るようにしていただきたいと思います。これは法務省は、氏名、住所などの必要事項を盛り込めば、色やデザインは自由であるということでございます。そういうことでぜひこれはやっていただきたいと思います。どうですか。

市民課長（徳永雅子君）

今後どのようなものにするか、実施に向けて検討してまいりたいと思います。

18番（・見哲也君）

明るい話題をふやして少子化対策にもなればいいですから、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、税務課長にお尋ねします。

税務課で休日開庁した場合、どのような証明書の発行が一番多いと思われますか。

税務課長（木下 隆君）

樽見議員の御質問にお答えします。

税務課の窓口では、住民税の所得証明、固定資産税の評価証明、軽自動車税などの納税証明を発行しております。

お尋ねの休日開庁した場合ですが、やはり所得証明の発行が一番多く求められると思います。

なお、市民カードをお持ちの場合は、自動交付機で所得証明、所得課税証明、また、納税証明関係では、市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国保税の納税証明書が取れますので、今後は市民カードの普及も重要だと考えております。

以上です。

18番（・見哲也君）

はい、ありがとうございました。

今まで幾つか質問をしましたが、10月からマイナンバー制度、社会保障・税番号制度がスタートします。個人番号カードの申請が必要になります。それには、地方公共団体情報システム機構J-LIS（ジェイリス）に郵便で申請するか、市役所の窓口へ交付申請に行くかのどちらかの方法しかありません。つきましては、マイナンバー制度開始を機会に、先ほど私が質問いたしましたことに関係する窓口、市民課、税務課、子育て支援課を最低月に1回、日曜日9時から12時まで3時間、柳川庁舎のみでいいので開庁していただきたいと思っております。

他市では、月2回、第2、第4日曜日をあけたり、週1回夜7時まで開庁しているところもございます。また、マイナンバー制度で混雑を予想されてコールセンターを設けるところもございます。そういうことでぜひ実現していただきたいと思っております。市長、この件をどう思われますか。

人事秘書課長（平田敬介君）

樽見議員の質問に、まず人事秘書課のほうでお答えをさせていただきます。

現況の休日開庁のことについて、少し御説明をさせていただきます。

本市の休日開庁につきましては、平成22年度から年度末、年度初めの住民異動の多い時期に対応するために、3月下旬から4月上旬までの日曜日の3日間開庁をしております。この3日間は、転入、転出のときに必要となる手続に関連する窓口をあけているところです。

それから、出生、死亡、結婚、離婚などの戸籍に関する届けは、現在でも休日や時間外は管理人が預かり対応をしているところがございます。それから、平日の時間外の対応については、児童手当などの現況届の期間中などは平日の夜8時まで数日間集中して、関係する窓口をあけております。

また、手続を急いでいる方などから、どうしても午後5時までに来られないというような相談があった場合は、個別に関係窓口の職員が時間外でも対応をしているところです。

議員のおっしゃるとおり、他の自治体では、通年で月に一、二回の休日開庁を行ったり、

平日の窓口時間の延長を行っているところがありますが、よく調べてみますと、その多くが住民票や税の証明書の発行等の窓口業務でありまして、本市の場合では自動交付機でカバーできる窓口サービスであります。

ただ、先ほど議員が言われました関係窓口は、もう少しサービスの範囲を広げて、休日に開庁してほしいということですので、改めてほかの自治体における利用状況などを勘案しながら、窓口サービスについて検討をしていきたいと考えているところです。

また、マイナンバー制度の個人番号カードの申請のことを言われましたけれども、これにつきましては、制度が始まりますと一定期間に集中することも予想されますので、申請状況によりましては、別途、休日、夜間の対応を検討していくようにしております。

以上です。

市長（金子健次君）

少しだけ補足させていただきますけど、樽見議員からは休日開庁ということで、マイナンバーについては、制度の開始に当たりまして、一定期間集中して、そういうことで課長が答弁した内容で進めていきたいというふうに思います。

本市といたしましては、それとは別に毎週1回、夜7時までの時間延長を試行して住民サービスの向上を図っていききたいと考えているところでございますので、一応試行をこれから毎週1回、夜7時まで延長することを考えてみたいと思っているところでございます。

以上です。

18番（・見哲也君）

今、市長から答弁がございました毎週1週間に1回、7時まで、月に1回日曜日3時間が喜ばれると思います。これは市民の声です、本当に多くの市民の声を私は代弁して言っております。よろしくをお願いします。

それと、このマイナンバーが始まるについて、マイナンバー制度をかたり、預金口座番号など個人情報を聞き出そうとする悪質な電話や訪問があっているというところなんです。制度スタートに便乗した新たな詐欺の被害が広がるおそれがあるということですので、市民の皆さんも十分注意していただきたいと思ひまして、これでこの質問は終わります。

次に、西鉄蒲池駅周辺の整備についてでございます。

蒲池地区は柳川の北玄関であり、蒲池城掘割と集落の形が残る地域です。昔ながらの風景も残しながら、新しい住宅もふえています。そこで住民の皆さんの強い要望がございます。それは蒲池駅周辺の整備でございます。以前私は、この質問は平成21年6月議会、平成22年3月議会と2回質問をさせていただいております。今回3回目でございます。

そこで質問をいたします。

蒲池駅は、毎日多くの通学、通勤などの方が利用されています。その利用者の多くは車による送迎がほとんどでございます。朝夕の通勤、通学時間帯は駅周辺が大変混雑し、また踏

切も歩道部分がなく、大変狭いことから、歩行者にとっては非常に危険な踏切でございます。過去には重篤な事故も発生しており、その方は最近お亡くなりになられたと聞いております。大変痛ましい事故であります。このままでは再びこのような悲惨な事故が起きる危険性が十分にあります。

また、この道路は、蒲池小学校、中学校の通学路でもあります。さきに述べましたように非常に危険な踏切であるため、私がよく存じ上げている地元の方は、13年前から雨の日も毎日、子供たちと一緒にこの危険な踏切を横断され、子供たちの登校を見守られています。

平成21年3月の柳川市都市計画マスタープランでは、西鉄蒲池駅周辺は駐車場や駐輪場、駅前広場の整備を検討しますとうたっております。これがマスタープランですね。（資料を示す）

そこで最初に、現在の西鉄蒲池駅の1日の乗降客数はどのくらいか、お尋ねします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

樽見議員の質問にお答えいたします。

平成25年度のデータによりますと、西鉄蒲池駅の1日の乗降客数は416人ということで発表されております。

以上です。

18番（・見哲也君）

西鉄蒲池駅横の県道水田大川線、蒲池駅周辺部は、歩道もなく中央線もありません。特に朝夕は車の通りが非常に多い県道であります。また、駅利用者の送迎時間帯と小・中学校の通学時間帯とが重なり、踏切は混雑し、子供たちにとって大変危険であります。平成20年度の金納交差点改良工事に伴い、蒲池駅付近までは歩道の整備が行われています。この歩道整備を西鉄蒲池駅の踏切も含め、立石団地から来ている市道内宮田立石北ノ前線とT字で交差する箇所まで延伸していただけるような歩道整備についてどのようにお考えでございますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

樽見議員の質問にお答えいたします。

西鉄蒲池駅横の県道水田大川線は、御存じのように蒲池小学校、中学校の通学路でございます。議員が言われますように、蒲池駅周辺部分は歩道もなく中央線もございません。特に朝夕は車の通りが非常に多い県道でございます。金納交差点から行われている道路整備が、市道内宮田立石北ノ前線とT字で交差する箇所まで延伸ができれば、歩道が整備され、地元の小学校、中学校の生徒は安全に安心して登校できるものと考えます。

以上でございます。

18番（・見哲也君）

はい、ありがとうございます。

平成22年3月議会で西鉄蒲池駅周辺整備駐車場や駐輪場、駅前広場の整備についてお尋ね

しましたが、その後検討はなされましたか。

例えば、私の考えでございますけれども、踏切を含めた県道の改良事業が行われれば、踏切前後の住宅を道路用地として一部相談しなくてはならなくなると思います。その住宅地の残地を、物件補償がないわけですので、市で購入し、送迎用のスペースとして市で整備するような案はどうでございますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

樽見議員の質問にお答えいたします。

西鉄蒲池駅周辺整備駐車場や駐輪場、駅前広場の整備について、その後検討されましたかとのことでございますが、八丁牟田駅や三潁駅、そして現在整備が行われております犬塚駅前広場の調査を行っております。地域に合った立派な駅前広場ができていると思っているところでございます。

本市におきましても、本年3月に西鉄柳川駅東西の駅前広場や自由通路を完成させ、多くの方々に喜んでいただいているところでございます。

次に、整備の手法について、県道が整備されれば、西鉄蒲池駅への送迎用スペースが安価に取得できるという議員の私的な案でございますが、このことは本市にとっては非常に有利であり、検討してみる案であると考えます。仮に県道が整備されることになった場合、詳細設計により道路法線がどの位置に来るかで変わってくるとは思います。

また、踏切工事については、鉄道事業者である西日本鉄道株式会社との協議も必要となります。今後、地元から整備要望書が提出されれば、関係機関と協議していくことになると思います。

以上でございます。

18番（・見哲也君）

はい、ありがとうございます。

以前、金子市長からも八丁牟田駅、三潁駅等の駅周辺整備を招致され、整備について前向きな発言をいただいています。

まず初めに、踏切を含めた県道の道路整備について道路管理者であります福岡県への働きかけを行っていただきたいと思っております。そして、私の案であります残地を利用した送迎のための整備をぜひ行っていただきたいと思っております。

隣の八丁牟田駅も、ことし4月18日に150,000千円の総事業費で、西鉄さんもトイレ改修、男女別になり障害者にも対応できるように整備されております。西鉄の社長にもたまたまお会いする機会がありまして、私からもぜひお願いしますということをお願いをいたしております。市長は常に市民の目線に立って、市民のための市政に全身全霊を打ち込んで進めていくと言われておりますので、ぜひ市長にも頑張っていただきたいと思っております。地元のよき相談には私も全力で取り組む覚悟でございますので、どうぞ市長、よろしく申し上げます。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうから考え方について述べさせていただきます。

先ほど大淵課長のほうが申しあげましたように、県道でございますので、最終的には時期は別にいたしましても、福岡県になるべく早く要請をいたしまして、踏切からのTの字までのことについては早く歩道整備をお願いしたいと思います。

その整備の中で、余剰地、立ち退き等が出てきた場合、その分の駅前広場という問題が出てくるかというふうに思っております。これにつきましても、いろんな地元の盛り上がり等が必要であるかと思えます。地元の樽見議員、または近藤議員にもぜひ強力に地元の盛り上げをしていただきまして、それを福岡県にお願いをしていくという形のほうが早く済むんじゃないかというふうに思っておりますので、御尽力いただければというふうに、私も頑張りますので、よろしく願いいたします。

以上です。

18番（・見哲也君）

市長、ありがとうございます。地元はちゃんと地権者の人たちも前向きに協力をしたいということでございますので、よろしく願いいたしまして、これで私の全ての質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、樽見哲也議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時43分 休憩

午後 1 時53分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番（伊藤法博君）（登壇）

19番伊藤法博でございます。きょうは議長のお許しがありましたので、一般質問させていただきます。

きょうは3つの項目について質問したいと思います。1つは、柳川南部地域地盤沈下被害について、2つ目は、城堀の水位確保について、そして3つ目については、公共交通整備について、お尋ねをしたいと思います。

まず最初に、柳川南部地域の地盤沈下について、お尋ねをいたしたいと思います。

柳川南部地域の地盤沈下は、昭和50年代に始まり、平成9年の炭鉱閉山までの二十数年間にわたって、地域住民の土地、家屋、建物、施設及び海岸堤防、柳川市の道路、水路並びに有明海の海底陥没と私たちの地域に多大な被害を与えました。この地盤沈下、海底陥没の被

害は、地域住民、柳川市にとって底知れぬ労苦と莫大な経済的損失を与えました。現在でもその影響として海底陥没部は有明海の異変、地盤沈下については海岸堤防のかさ上げ、農地、道路、建物のかさ上げ、地表水の流れの逆流、土地改良区の給水パイプラインの露出、または深度化といったことがあり、今後にも大きな経済的損失を伴うこととなります。このような無過失責任の柳川市の地域住民や柳川市が、地盤沈下による多大な精神的苦痛と莫大な経済的損失を受け、何の補償もなく、これからも耐え続けなければならないのはおかしいと思います。

合併前の柳川市議会で設置されていた地盤沈下対策特別委員会での九州大学の3教授の証言では、柳川南部の地盤沈下は、地域住民の井戸水のくみ上げが原因であって、炭鉱の坑内水のくみ上げが原因ではないとの証言がありました。その後、三井石炭鉱業の閉山は平成9年3月で、1日当たり十数万トンの坑内水のくみ上げを行っていましたが、閉山によって中止され、全ての地下坑道は2年から3年で地下水の浸透で水没したとされています。三井石炭鉱業の閉山以前の二十数年間は、毎年、十数センチメートルから数センチメートルの地盤沈下が継続して発生していましたが、平成11年ごろには終息し、平成12年になると若干の地盤隆起が観測され、その後、地盤も安定することになります。このような現象を受けて発表された佐賀大学の鬼塚教授の論文では、柳川南部地域の地盤沈下は、炭鉱の坑内水のくみ上げが原因であると指摘しています。この指摘は、多くの柳川市民の考えと一致するものです。

このたび、福岡県公害被害者組合協議会議長、入江喜代治氏が平成24年に出版した「“ミステリー” わたくしの柳川物語」を手に入れることができました。この書物によると、「当時柳川市には確認されている福岡県採掘権登録鉱区は、22鉱区もあって、大別して二つの「系列」の炭鉱によって石炭採掘がされてきている。炭鉱名で述べると、一つの「系列」炭鉱は、柳川市南部西側に日鉄鉱業（株）有明炭鉱（昭和27年～47年）・有明炭鉱株式会社（昭和48年～52年）・三井石炭鉱業（株）三池炭鉱（有明鉱 昭和52年～平成12年2月）、この「系列炭鉱」の採掘権鉱区は、17鉱区総面積は、326,879 a。この鉱区は一般的には「三井鉱区」と呼ばれる。もう一つの「系列」炭鉱は山口慶八名で鉱業権を昭和21年11月に取得し、肥前炭田開発株式会社を設立。その後、昭和31年12月28日付で山口慶八は、柳川市で福岡県採掘権登録鉱区を取得し、山口鉱山株式会社を設立、柳川市大字南浜武小野開571番地に「柳川炭鉱」を建設し、石炭採掘をしている。昭和47年2月東洋開発（株）（東京都文京区千石2丁目32番13号）に鉱業権・採掘権（いわゆる譲渡契約による）を売却。東洋開発（株）は、それから石炭採掘を（北九鉱区で）平成9年3月まで行い、平成10年12月に閉山。炭鉱登録を放棄する。（鉱業原簿）この福岡県採掘権登録採掘鉱区は一般的には「北九鉱区」と呼ばれてきていてその鉱区は、第1399号・1400号～1402号・1978号の5鉱区を取得している。その鉱区面積は146,303 a（柳川市域）、その他に鉱業原簿によれば（北九鉱区）第1403号鉱区がある。」、このように記載があります。

多くの柳川市民にとって三井石炭鉱業（株）の三井鉱区のほかに、山口慶八・東洋開発（株）が関係している北九鉱区が存在し、平成9年の3月まで鉱業権を保持して活動していたことに驚きのほかありません。この点市長はどのように思われるか、お尋ねしたいと思います。

あとの質問については、自席から一問一答にて質問したいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

水路課長（松永泰治君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

この地盤沈下に関しましては、昭和50年ごろから柳川南部地域に原因不明の地盤沈下が発生しました。そのようなことで、昭和58年11月、福岡県筑後平野南部地域地盤沈下対策協議会が、大牟田市、大川市、大和町、三橋町、高田町の3市3町で構成する協議会が発足して、農林水産省、環境省や県へ原因究明並びに対策事業を講じていただくように陳情を開始しました。その後も各関係機関に原因究明のための調査の実施、被害の実態調査、被害地区の原形復旧等を要請してまいりました。

このような経緯を踏まえまして、平成26年の3月議会でも答弁しておりますように、平成14年1月31日に、新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOが、地盤沈下被害は鉱害と認めがたく鉱害賠償請求権はないとの最終的な見解をまとめ、市、市議会、地元の説明を行っております。このことを受けて、市、市議会、地元で対応を協議し、平成16年3月25日、柳川市長が記者会見で、今後、三井石炭鉱業に対して訴訟で争うことはしないし、何ら請求もしないと発表されております。

そういうことから、柳川市において鉱害に係る損害賠償事案は存在しないものと理解しております。

また、北九鉱区につきましては、現段階で事実確認もできておりませんので、コメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、当該地区におきましては、県の地盤沈下対策構想の策定がなされ、それに従って、現在までに3回の県営湛水防除事業等が実施され、完了しております。

現在の地盤沈下の状況調査につきましては、筑後農林事務所が99カ所の観測地点を調査しております。その調査結果でございますけれども、平成27年の2月に行った調査では、昨年に比べまして、最大沈下量が1点のみ12.4ミリメートルであり、ほかの測量地点は数ミリメートル程度の沈下量でございます。

そういうことから、県といたしましては、地盤沈下につきましては、終息傾向にあると分析しているようでございます。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

先ほどの北九鉱区については、ちゃんと鉱業原簿にも記載されておるので、そういった事実もあるということをご認識していただきたいと思っております。

平成16年3月2日の当時の柳川市長の記者会見での発言、「今後、三井石炭鉱業に対し訴訟で争うことはしないし、何ら請求もしない」との発言は、柳川市及び柳川市民800名余りがNEDOに対して石炭鉱害による地盤沈下での被害として170億円余りの請求を行っていて、しかも、三井石炭鉱業による被害を受けた住民の裁定潰しの裁判の中の発言としては納得のいかない行為であると思っております。

何ら罪もない善良な多くの市民や柳川市が全くの無過失責任で多大の精神的苦痛と経済的損失を受け続け、今後もその後遺症に苦しみ続けていかなければならないのに、何らの補償もなく耐え続けていかなければならないとすることはおかしいことと思っております。原因不明ということで対症療法的な対応での復旧工事は湛水防除事業、クレーク利活用事業、土地改良事業等での対策はなされてきました。しかし、筑豊地域で行われている石炭賠償臨時措置法に基づく補償は、この柳川地域では全くなされていません。無過失の被害の実態はあっても補償は全くありません。どのように思われるか、答弁を求めます。

水路課長（松永泰治君）

柳川地域では補償がなされていないということでございますが、これにつきましては、市と地元住民774人が、この地域の地盤沈下は三井石炭鉱業株式会社の石炭採掘が原因であるとして、鉱害賠償請求権申出書をNEDOに対しまして提出しましたが、三井石炭鉱業株式会社は、地盤沈下の原因は炭鉱の採掘ではないとしたため、平成15年9月1日、鉱害賠償請求権申出書に対して不同意のまま処理をいたしました。このため、石炭鉱業構造調整臨時措置法という鉱害賠償請求権申出書の効力はなくなりました。その後の手段としましては、三井石炭鉱業株式会社を相手に訴訟をするしかなかったようです。しかし、三井石炭鉱業株式会社は産業再生機構で整理をされました。

このような状況の中で、当時NEDOに対し住民774人が個人で鉱害賠償請求権申出書を提出していましたが、このうち752人、約97%の賛同を受け、地元において三井石炭鉱業株式会社に対し、今後、訴訟で争うことや何ら請求することもしないので、三井石炭鉱業株式会社所有の用地4万2,459平方メートルを柳川市の財産として譲渡するように平成16年3月に請願がなされました。これを受けて、さきに述べましたように、当時の市長が、議会や関係団体と協議をし、政治的に苦渋の判断をされたものであると思っております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

今の答弁について、やはり800名近い被害者の多くは裁判もしない、請求もしないということについて、よく理解もしないで、わけもわからないまま判子をついたというふうなことは後で多くの方からお聞きいたしました。そういった面で、非常におかしな実態があったの

ではないかと思っております。

この「“ミステリー” わたくしの柳川物語」の本の中で、北九鉱区での石炭の採掘が地盤沈下の原因である旨の指摘があります。そのことが本当であるならば、国の行政機関までも巻き込んだ重大な法律違反になると思います。

鉱業法第115条には「損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する。損害の発生時から20年を経過したときも、同様とする。」となっております。

柳川市における地盤沈下は進行し、また、その後に隆起 平成13年から平成17年ごろまで、そういう隆起が生じて被害の進行がやんだときから時効の20年を考えれば、この柳川地域での時効消滅時期は、平成35年ごろになると指摘されております。柳川市で生じたこの大地盤沈下は、政府として政治的にも鉱業法的にも時効の消滅はまだ続いていると書かれています。

炭鉱鉱害に関しては、筑豊地区においては8,000億円程度の国費が投入されたと聞いています。この本に暗示しているような石炭採掘が行われていたとするならば、無過失責任の柳川市の地域住民にとっての正義に対する二重の冒涇ではないかと思えます。

今から考えれば、この南部地域の地盤沈下に関して言えば、当時の国会議員の人たちは何をしていたのだろうかと思わざるを得ません。そういった意味で非常に現在の状況には不審なものを感じるものでございます。

次に、城堀の水位確保について、お尋ねしたいと思います。

8月9日10時30分過ぎに、沖端の南町で火災が発生し、洋品店と空き家の2件が全焼しました。火災の発生時には、洋品店の北側の船だまりには干潮時で水位がなく、放水できる状況ではありませんでした。南側の水路までは道が細く、消防車を横づけして放水することもできず、可搬の消防ポンプでの放水と消火栓からの放水に頼らなければなりません。多くの消防車のはせ参じてきましたが、十分にその威力を発揮できないでいました。

火災現場から南へ50メートルほど離れた、細くて浅い水路には可搬の消防ポンプの給水口が見つかる程度の水位があったおかげで放水が可能でございました。しかし、十分な放水ができず、火災発生から鎮火までに3時間近くかかってしまいました。火災現場の南側の水路は、今回は幸いにもある程度の水位があったために最低限の放水ができていたようですが、その水路には多くの場合、全く水が流れていないか、流れていても可搬の消防ポンプの給水口は沈まない水位しか流れていない状況をよく目にします。そのような状況で、今回の火災現場の南側の矢留町で発生していたら、道路も狭くて、多くの家が連なっていて、消防車も入れず、大変なことになり、今回程度の被害では済まなかったと思われそうです。

沖端町に限らず、城内、柳川市街の水路にある程度の水位を常時保つためには、城堀から下流に通水する取水口に差ぶたを設けて、城堀の水位を常時一定以上に保つ必要があります。

この点について当局はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

水路課長（松永泰治君）

現在、柳川市を流れるクリークの水は、矢部川を水源として取水をしております。その分流であります沖端川、さらに塩塚川、二ツ川、太田川などにより各地へ流入して、御存じのように農業用水、そして、防火用水等に広く利用されております。取水、排水につきましては、沖端川の右岸地域では花宗太田土木組合、左岸地域では柳川みやま土木組合、それぞれの用水組合が水位調整を行っているところでございます。

毎年、冬場につきましては、発電所の修繕工事などの影響で、例年低水位となり、二ツ川流域の柳川地区は、特に水不足の状況にあります。

城堀から下流に通水する樋門に差ぶたを設置して、城堀の水位を一定以上に保つというところでございますが、毎年、冬場は限られた水量のために、柳川みやま土木組合やそれぞれの機関と協議しながら、可能な限りの水調整を行っているところでございます。

城堀から下流に通水する樋門に差ぶたをして、城堀の水位を保つということになりますと、現状の水管理を変えるということになりますので、下流域の農業者の十分な理解と承諾を得なければできないところでございます。

また、常に水位が高い状態となり、水路の貯水能力が低下するので、今多くの地域で発生しているゲリラ豪雨が発生すれば、冠水のリスクが高くなることも考えられます。

8月9日火災時の城堀の取水口である新町水門付近の水位は、標高で1.93メートルでありましたので、市としましては、今後も、このくらいの水位が確保できるように、柳川みやま土木組合と十分協議しながら、城堀下流樋管の9カ所の管理人さんや水利関係者の皆さんの協力をいただきながら、水利調整を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

筑後導水の通水ができるようになってから、やはり農業用水の不足が近年はほとんどなくなってきたような状況でございますので、そういったことを踏まえて、やはり城堀の水利の確保を考えていただきたいと思えます。

昭和30年代までの水利慣行では、城堀から東西宮永及び両開地区への水路の通水は、取水口の樋門の操作を毎日行って調整されていたとお聞きします。毎日、朝の日の出とともに取水口の堰を閉め、城堀の水位を高めて市街地での用水及び小船での水運の確保を行い、日没には取水口の樋門をあけて下流域の水路への通水を行い、農業用水を初め飲料水を含めた生活水の供給を図っていたそうです。農村部では夜中に通水され、水位が高くなっている水路から水田へ、効率よく水車で取水するかが大きな関心事であったと子供のころよく年寄りから聞かされていたものです。ほかの人よりおくれて水車を踏むと、水路の水位が下がって、水田へくみ上げるのに大変苦労しなければならなかったそうです。沖端、城内、柳河地区の

市街地の細い水路にも常時一定の水位が保たれ、生活用水、防火用水が確保され、住環境の面でも快適さが維持されるよう知恵を出してもらいたいと思います。

以上、城堀の水位確保についてのお尋ねは終わりました、3つ目の公共交通整備についてお尋ねしたいと思います。

このことについては、現在のコミュニティ巡回バスでは、利用者の利便性、効率性、費用対効果、利用者数の面では甚だ不十分であることは毎回指摘しているところです。

私の質問に対する答弁として、私が提案しているドア・ツー・ドアの乗り合い巡回バスは、現在のコミュニティ巡回バスに比べて経費が多くかかるとの答弁です。現在、活用しているコミュニティ巡回バスをドア・ツー・ドアの乗り合い巡回バスにそのまま活用して、利用者の利便性、効率性がよくなれば利用客も倍増して、費用対効果の面でも遜色はないものと思われまし、多くの波及効果が出てきて、より活性化した地域社会の実現に資するものと思われまし。前回の私のこの件の質問に対する答弁で、ドア・ツー・ドアの乗り合い巡回バスを導入すると、タクシー業界に対する民業圧迫になるとの答弁でした。人口減少が割けられない地方都市で、いかに人口減少を食いとめ、活力ある地域社会をつくり上げていくためには、利用者にとって利便性がよく、効率的で多くの利用者が利用しやすく、活用できる公共交通システムを構築すべきだと思います。また、タクシー業界の民業圧迫にならないよう、タクシー業界に事業の委託、あるいは共同運営等の知恵を働かせる必要があると思います。現在のような不便で、非効率で、利用者の少ないコミュニティ巡回バスに固執しては地域の活性化には何ら影響は及ぼさず、ただ運行しているだけの存在だと思います。

人口減少に歯どめをかけ、より効率的で利便性があり、より多くの利用者が活用できて地域社会の活性化に好影響を与える公共交通システムを確立し、安全で安心な、住んでよしの柳川に、移り住みたい柳川になるよう知恵を出してもらいたいと思います。

答弁を求めます。

企画課長（桜島謙治君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

本市が運行するコミュニティバスにつきましては、利用者の利便性向上を図るため、ルート変更や運行時間の改正など必要な見直しを毎年行っており、現状では一定の効率的な運行はできているのではないかとこのように考えております。

利用者数についても、平成26年度は前年度より2,263人増加し、2万2,457人となりまして、12,880千円の運行経費で約2万2,000人を輸送したところであり、費用に見合った一定の効果はあっているというふうに考えておるところでございます。

また、本年4月から7月までの利用者も8,238人と昨年の7,285人と比較しまして、953人も増加している状況であります。

現行のコミュニティバスは、平成28年度まで委託契約を締結しておりますし、利用者の利

便性や効率性、費用対効果の高い運行を目指し、また、市内の交通事業者と連携を図りながら、引き続き、よりよい運行に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

私が申し上げておるのは、そういう改良とか、小手先の改良ではなくて、やはり抜本的な改革をしないことには、やはり今の程度に少しくらいの増加は見込まれるにしても、よそのドア・ツー・ドアの乗り合い巡回バスを運行している地域を例にとれば、やはり今の柳川市が行っている利用客の倍ぐらいの利用者数になっているように計算できます。

そういった面で、少し小手先の改良でするんじゃなくて、やはりもっと利用者が利便性のいいような、そういった制度に変えないことには、柳川市の活性化にはつながらないものと思います。

現在のシステムでは、いつでも、どこでも利用できるわけではなく、炎天下でも、寒風吹きすさぶ中でも、風雨の中でも、行くときには交通弱者を自宅からバス停まで、荷物を持たせて、少なくとも数分間歩かせ、さらにバスが来るまで5分、10分と待たせ、行き先によっては大回りをさせられます。また、帰りには荷物や買った品物を提げて、バス停まで同じように歩き、バス停で同じように待たなければなりません。しかも、コミュニティ巡回バスの運行日は8路線それぞれ違って、柳川市内どこへでも行けるわけではありません。まことにあって不便で、不親切で思いやりのない市民サービスじゃないかと私は思います。

市長は現在、運行しているコミュニティ巡回バスで十分であり、今後もコミュニティ巡回バスの運行形態を続けていくお考えでしょうか、この点についてお尋ねします。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうから考え方を述べさせていただきたいと思います。

伊藤議員におかれましては、この質問というのは、毎回質問の中の1項目に入っていて、随分いろんな考え方をお聞かせいただきました。今、榎島課長が申しあげましたように、平成28年度までは一応契約を結んでおります。その後については、いろんな形で御意見等も十分参酌しながら、ほかの市町村の実態等も十分考慮しながら、市民に対しての利用者の利便を図るためにどうしたらいいかということを考えていきたいというふうに思います。

現在、山形県の柳川出身の方から、バス4台寄贈いただいておりますので、それも生かさなければならぬと思っております、その分を含めて、どうやったら一番いいのかということと今後、28年度までには考え方を整理していきたいという考え方を持っております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今現在、コミュニティ巡回バスをそのままそういう乗り合わせ巡回バスに、ドア・ツー・ドアのバスに活用できるわけですので、ぜひそういった活用をお願いしたいと思います。

私が提案している乗り合い巡回バスは、近隣の市町村でも多く採用されています。この乗り合い巡回バスは、乗車30分までに電話で、乗車場所と下車場所を言いさえすれば、行きは自宅から目的地、すなわち柳川市内のあらゆる場所まで送り届け、帰りは柳川市内のあらゆる場所から自宅まで送り届けることができます。電話は予約すれば乗り合わせる人のそれぞれの乗車地及び下車地を専用ソフトのパソコンで瞬時に計算し、乗車、下車を短時間でつなぎながら運行するため、効率的で無駄のない運行が可能になります。一般のタクシーとの違いは、乗車地と下車地を30分までに電話予約すること。2つ目が、何人までの乗り合い
今のコミュニティ巡回バスは10人乗りぐらいだと思いますけれども、10人乗りの乗り合いバスであり、乗車、下車を最短で繰り返すこと。そして、3つ目に、乗車1回につき300円程度の料金で、市の財政支援があることが一般のタクシーとの違いでありますので、どうかそういった市の取り組みで、特に交通弱者の皆様の利便性を、やはり考えていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時29分 休憩

午後 2 時39分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第6順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

皆さん御苦労さまです。緒方寿光です。本日最後の質問者となるようです。どうぞ執行部におかれましては、市民にわかりやすい内容で、そして、簡潔明瞭の答弁を強く求めます。議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

早速、一般質問をします。

今回私の質問は、大きく3つです。1つ目に、柳川市の行財政改革のこれまでの取り組みと今後の柳川市の改革の方針を具体的にお聞きします。2つ目に、柳川市民文化会館の建設に向けて、現在提案されている基本計画内容での疑問点などを率直にお聞きいたします。3つ目に、県道高田柳川線、わかりやすく説明しますと、平成28年度供用開始予定の市営団地が鳥の水に今現在建設中ですが、その南に位置する東西に走る道路の今後の整備計画につきましてお尋ねをいたします。

まず初めに、柳川市の行財政改革のこれまでの取り組みと今後の改革の具体的方針をお聞きします。

現在、柳川市の財政は大変厳しい財政になっています。その根拠を申し上げますと、監査

委員の意見書でも触れてありますが、柳川市の短期での財政状況について、平成26年度の決算概要を私なりに簡単にまとめて説明をいたします。

1点目に、一般会計と特別会計を合計した決算額は約463億円で、前年度比較で、予算額は14億円減少をしています。内訳は、歳入が前年度比較で約670,000千円の減収、歳出が前年度比較で約250,000千円の減収、歳入歳出差し引き額は約410,000千円減少しています。

2点目に、歳入歳出の純計の決算額は、国民健康保険特別会計で入出の差額が約660,000千円の不足、下水道事業特別会計で入出の差額が約440,000千円の不足、後期高齢者医療特別会計での入出の差額が約310,000千円の不足となっておりまして、3つの特別会計の不足額合計は約14億円であります。

そこで、一般会計から合計で約1,490,000千円、先ほどの特別会計へ繰り出しているわけなのですが、前年度比較で繰り出し額は約1億円増加しています。

3点目です。

決算の収支状況は、単年度収支、つまりは平成26年度のみでの収入と支出の差額の収支合計は約260,000千円の赤字。また、実質単年度収支、つまりは単年度収支と財政調整基金積立金と市債繰り上げ償還額の合計から要は財政調整基金取り崩し額を引いたものですが、収支合計は約490,000千円の赤字です。前年度までは黒字でしたが、赤字に転落しております。

4点目に、将来にわたる財政負担額はプラスの要因の積立金残高は、前年度より約610,000千円の減少、マイナス要因の債務負担行為額と市債残高の合計は約10億円増加しておりまして、結果として、合併以降減少傾向でありました将来にわたる財政負担額は約16億円増加しておりまして、およそ302億円になりました。ちなみに柳川市民の1人当たりの将来にわたる実質的な財政負担額は、皆さん御存じのように約437千円となりまして、前年度よりも約30千円の財政負担が増加しております。

5点目です。

経常収支比率、つまりは財政構造の弾力性を判断する指数で、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に、地方税、普通交付税を中心とする経常的に収入される一般財源などがどの程度充当されているかを示す比率ですが、前年度より3.2%増加して92.1%になりました。これまでになく財政は弾力性に欠けております。

6点目に、収入では、自主財源の根幹の市税が減少しまして、その収入額合計は約61億円で、前年度と比較しまして約66,000千円の減少となっております。

7点目の、歳出での性質別経費の変化を前年度と比較しますと、義務的経費では、人件費の職員給料と再任用職員の人件費が増加しておりまして、金額にして約170,000千円の増加、扶助費も前年度と比較して約340,000千円の増加、任意的経費では、物件費が前年度比較で約150,000千円の増加、また、補助費も前年度比較で約260,000千円の増加となっております。

以上が平成26年度の決算概要を私なりにまとめた内容ですが、ざばり言いまして、これま

でなく大変厳しい財政状況となっています。

さらには、以上のことに加えまして、柳川市の財政をこれから長期に見た場合に、さらに今以上に厳しくなっていくと予想ができます。それはなぜか。その理由は4点私はあると考えております。

まず1点目、人口減少によりまして、現在6万9,000人の人口が10年後にはおよそ6万人前後以下になるのではないかと予測されること。

2点目に、合併算定替によりまして、合併後10年間にわたり加算されておりました地方交付税措置が今年度から段階的に削減され、平成31年度では総額でおよそ750,000千円が削減されること。

3点目に、今後、ごみ焼却場の建設、火葬場の建設など、大型公共施設が立て続けに建設の予定であること。

4点目に、扶助費は、皆さん御存じのように今以上に増加するということが予測されまして、さらには、少子・高齢化、地方分権、社会構造の変化によりまして、行政需要が多様化していくこと、このことが予測されるからであります。

以上の長期的な予測から、柳川市の財政状況は今以上に今後ますます厳しくなると考えられます。

そこで、市長に質問します。平成26年度決算での監査委員の意見書でも触れてありますが、柳川市の財政が厳しい状況を受け、平成26年2月に、市が策定された柳川市中期財政計画では、財源の確保、内部努力の徹底、施策の見直し等々の分類をされまして、それぞれに対して具体的な取り組みを上げてあります。それと同時に、継続的に安定した行政サービスを提供していくためには、さらに踏み込んだ見直しを行う必要があるとされてあります。

そこで、平成26年度は中期財政計画後の初めの年度であったわけですが、私には改革されたものは全く見えておりません。どのような改革をされたのか。

また、平成27年度、これも既に6カ月が経過しようとしているわけですが、その改革をどのようにされているのか、市長の行財政改革のこれまでの具体的な取り組みと、そしてその成果、ありましたらぜひお聞きしたいと思います。

次の質問からは、一問一答で自席より行います。まずは簡潔明瞭な答弁をよろしく願います。

以上です。

総務部長（高崎祐二君）

私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

平成26年度の決算状況につきましては、先ほど議員言われましたように、昨年度と比較いたしますと数字上厳しい数字になっていると思っております。

その原因につきまして一般会計で申し上げますと、平成25年度が国の要請に基づく職員給

の削減等を行っていたこと、及び国の経済対策の関係で地域の元気臨時交付金が交付されるなどの特別な要因があったことから、決算の数字上、例年以上に良好な結果となっております。

平成26年度は、そのような特別な要件がなくなったこと、及び後年度の公債費負担の軽減を図るために、現在建設しております市営住宅東宮永団地建設事業に活用しております公営住宅建設事業債の借入額を抑制いたしました。これによりまして、数字の上で前年度と比較いたしますとマイナスの結果となっております。

しかしながら、先日報告事項で説明いたしました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます健全化判断比率の各種数値については、前年度と比較して若干の改善を見ているところであります。

次に、26年度の改革内容、それから、27年度への取り組み内容ということでお尋ねだったかと思えます。

まず、平成26年度は、自主財源の確保策といたしまして、ふるさと寄附金の推進と基金運用に取り組みをいたしました。

また、平成27年度は、自主財源の確保策といたしまして、ふるさと寄附金の推進と基金運用に引き続き尽力いたしまして、市有財産の有効活用策といたしまして、子育て世帯への住宅地の提供による定住人口の増加を図るための市有地の宅地分譲に着手をいたしております。

さらに、公共施設の適切な配置及び長寿命化の推進のために、固定資産台帳整備と公共施設等総合管理計画の策定に着手をしております。このような取り組みをさせていただいておるところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

部長のほうから御説明があったわけなんですけど、例えば私は先ほどの内容ではちょっと抽象的でよくわからないんですけど、削減額などをやはり盛り込んで今後どれだけ削減をするだとか、どれだけ財源を確保するだとか、その目標数字をやっぱり決めて行動すべきだと思います。

具体的には、もう御存じだと思いますけれども、福岡県では、2014年2月に策定された改革プラン、既存事業の見直しで毎年55億円分を削減すると盛り込んでありまして、予算の編成過程で既存事業を見直す、そして、廃止、効率化をやる、事務費の削減などを実施する、社会保障費、そして事業費で約90億円、一般財源で約55億円の削減効果があったということでもあります。そして、その財源を社会保障費の増大による大幅な財源不足が続く中で、捻出した財源を新規事業や重点施策に充てると、こうされてありますが、柳川市の場合は、こういう具体策、何を具体的にどれだけの捻出をしたのかとか、これからどうするかとか、そこら辺の数字が私には全く見えませんが、そこはどうされるのか、ぜひ教えていただけます

か。

財政課長（島添守男君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

まず、大きく言いますと、財源確保対策として取り組んだ事項ということで、具体的な成果を上げているものは大きく2つありまして、まず1つ目は、先ほど部長が申し上げましたとおり、ふるさと寄附金でございまして、平成26年度は、お礼の品の見直しなどにより寄附金額が大幅に増加しまして87,386,655円の寄附がありました。これは平成25年度寄附金額の6.2倍になります。

次に大きなものは基金運用で、平成26年度は、市の基金を活用して国債を購入し、その売却益及び利息収入として75,740,959円を得ることができました。

さらに、平成27年度の予算編成におきまして、経常的物件費の1割削減というのを目標に掲げて予算査定を実施し、これにより捻出しました財源をもとに政策コンテストというのを実施しまして、市内統一ポイント事業など4つの事業に予算を措置したところでございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

先ほど経常経費の削減の話が出ましたが、私はちょっと具体的に御質問しますが、例えば柳川市役所には現在、正規職員が497名、再任用職員が20名、嘱託職員が218名、臨時職員が103名、合計838名の職員がおられます。人件費賃金総額で約4,470,000千円となっています。例えば一人一人の職員の資質を向上させ、そして、生産性を上げて全体の人員を何割か削減する考えはおありになりますか。それが、例えば全体の人件費、賃金総額を何割か、1割なら1割削減される計画があるんでしょうか。それとも、そのほかに経常経費の削減と言われるのであれば、何をどうされようとしているのか。ぜひそこを今後5年間、具体的方針をお聞きします。

人事秘書課長（平田敬介君）

まず、職員の関係についてお答えいたします。

先ほど正規職員、嘱託職員、臨時職員の数をおっしゃられましたけれども、まず、正規職員の削減の目標ですけれども、ことし4月1日現在497人いますけれども、中期財政計画で、32年度に480人まで削減をするようにしておりますので、5年後の目標数値は480名ということで、その目標を達成するよう進めていくようにしております。

それから、嘱託職員につきましては、外部委託や一部事務組合、それから市補助金による雇用でもともとサービスを提供していたものを市の直接雇用に切りかえて対応するということが嘱託に雇用したり、それから教育支援員など、人がサービスを提供する新たなサービスというのがふえてまいっておりますので、そういうことに対応するために配置をしております。いずれにしても、必要なサービスに応じて増減をしていくということになります。

それから、臨時職員につきましては、主に選挙や税の申告、統計調査など短期間に事務が集中する特定の業務に事務補助として任用をしておりますので、今後もこのような効果的な任用をしていきたいというふうに思っています。

いずれにしましても、増大し複雑になっていきます行政サービスに、嘱託職員、臨時職員を有効に活用しながら経常的経費を抑えつつ、必要なサービスを提供していくという視点でやっていっております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

人件費の件でお話がありましたが、そうしますと、事業の選択と集中を検討しますという、中期財政計画では大きく出されてありますが、そうしますと、何をどのように具体的にこの事業の洗い直しを、いつごろどんな財源を幾ら捻出するのかだとか、そこら辺の洗い直しはいつどの時点でどのような形でされるおつもりでしょうか、お聞きします。

財政課長（島添守男君）

「施策・事業の「選択と集中」の強化」の取り組みということでございますが、これは現在着手しているところでございまして、平成26年度に中期財政計画を策定いたしましたけれども、その後に、消費税率の引き上げや普通交付税の合併算定がえの見直しなど、国の制度改正等が行われました。

このため、現在、中期財政計画の見直し作業を進めておりますが、まず、この中期財政計画に沿って事業を進めていくことを第一としたいと考えております。

その上で、各年度の予算編成に当たっては、市の行政課題を見据えて重点施策を決定し、その施策に沿って計画された事業を中心に予算措置を行うことによって事業の選択と集中を図る仕組みをつくりたいと、このように考えて取り組んでおるところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

大変ちょっと残念な答弁だと僕は思いますけれども、先ほどからやはり県に見習えとは言いませんけど、28年度の今度の予算編成に当たって逆に質問しますが、それなら全体総枠でどれぐらいの金を捻出してどういう事業に充てるような、そういう幾ら捻出をして、何をどうするのか、28年度予算編成の過程においてですね。そこはどうされるのでしょうか。

財政課長（島添守男君）

来年の予算編成につきましては、これから方針を出してきちんと指針を示した上でやっていきたいと考えておりますので、今現在の段階ではお答えすることはできません。

以上です。

15番（緒方寿光君）

お答えすることはできませんと簡単に言われるんですけど、先ほどの私の、大変失礼です

けど、26年度の決算概要、多少説明をさせていただきましたが、こういう実態がありながら今後検討していきますとか抽象的な言葉を並べられても、なかなか納得ができないところなんですよね。もっと具体的に何をどうするのか、行政改革をどうやって何をどうして金をどれくらい捻出して何割、何をカットしていくのとか、そこら辺の答弁をぜひいただきたいと思いますが。

財政課長（島添守男君）

具体的な数値目標ということに関しましては、先ほども申し上げましたとおり、今後の予算編成方針を策定する上で、きちんと詰めて各課に提案をして編成を行っていききたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

このやりとりを何ぼしよっても、何ぼやっても何も答えは出てきませんので、もうやめますけど、率直に言います。柳川市議会も10年前の合併時に議員定数は半分と、そして、その後も、4年の任期置きに大体議員定数も約1割ずつぐらい減らしてきていると思うんですよね。そして、議員報酬も合併時に定められたときの議員報酬のまま、そのままスライドして今日まで来ているわけですよね。そういうことを考えますと、人件費を含めまして経費の削減について、何か甘過ぎるのではないのかなという感がして僕はならないわけですけど、ぜひ今の決算状況が本当に厳しい状況の中で、このままいきますと、夕張市とは言いませぬけど、大変な行政が厳しくなるというのは、私はもう目に見えてわかるわけでございますので、ぜひ市長の行財政改革に対する具体策、そして柱、そういうものがありになれば、ぜひここで述べていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

市長（金子健次君）

緒方議員は何かいつも言われるんですけど、夕張市のようになるよと。決してなりませんので、あえて市民の皆さんには申し上げておきたいというふうに思います。

本市は、これまで10年継続して行財政改革に取り組みました。その中で、職員の定員管理の適正化において一番大きな実績を上げてきたというふうに思っております。

合併当初、平成17年の4月では602人でした。現在497名、一番効果のあったのはやっぱり職員の削減、定員管理の適正というふうに思っております。10年間で目標より24人多い、105人の職員を削減したというところでございます。

金額にいたしますと、行財政改革全体の累積効果額が56億円でございます。そのうち、職員の人件費削減が約44億円となり、大幅な人件費削減を図ってきたというところでもございます。

今後も経常的な経費を抑えていくことは重要であると考えております。職員の勤務実態や業務量の把握をきちんとした上で、また今後発生する新たな行政課題への対応も予測しながら

ら、職員の適正な定員管理を行っていきたいというふうに考えております。

本市は合併をいたしまして10年がたち、クリーンセンター、火葬場を初めとして耐用年数が長くなってきた公共施設が多くなってきており、新設、改修、廃止の判断が迫ってきておるところでもございます。

人口減少時代へ全国的に突入した現在では、将来人口を見据えた公共施設のあり方が問われております。この数年間で公共施設の有効利用を検討、実施する必要があると感じているところでもございます。

このため、今年度から公共施設等総合管理計画の策定に着手いたしまして、計画的に公共施設の有効活用を進めていきたいと考えております。

さらには、地方創生という言葉が全国で叫ばれ、各自治体で定住施策が試行錯誤されておりますが、これも職員のアイデアや実行力で推進していかなければならないと思っております。今までの慣習にとらわれない発想力や企画力、実行力を備えた職員を育成しなければならないというふうに思っております。

来年度以降については、行財政改革大綱や中期財政計画に基づき、堅実な財政運営を行いつつも、現在作成しております柳川市総合戦略で示す定住施策を重点に置いて市政を運営してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

市長から答弁いただきましたが、そうしますと、具体的に今後改革プランと申しましうか、具体的改革数字を入れたものがプランとしてつくられるということで理解していいんでしょうか。そこをもう一度お聞かせいただければと思います。

副市長（成松 宏君）

ただいま行財政改革におきましては、委員会のほうに付託しております。その委員会の中で出水委員長さんが、実効性のあるものにしたいというのと、やはり数字的なものも考えながらということである事務所のほうとも話をしているところでございます。

答申が11月ぐらいに予定されております。その答申を受けまして、私が本部長を務めております推進本部のほうで答申を見させていただきながら、目標数値についても十分協議をしながら考えていきたい、実効性のある行財政改革になるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

副市長どうぞよろしく申し上げます。ぜひ実効力のあるプランをつくっていただきたいと強く期待をいたしております。

次に、柳川市民文化会館の建設に向けての計画の質問をいたします。

今、全国の地方自治体、財政が厳しくなる中で、要は、公共施設のあり方、これが盛んに議論をされてあるところでもあります。なぜか。公共施設を保有することは長い時間にわたって、維持管理コストを払い続けることになりまして、ましてや人口減少が進む中で、結果として財政がさらに厳しくなると考えられているからであります。そして、施設の建設には、建設するときは補助金はつくケースが多いんですが、建設後の維持管理費は補助金などはほぼつかない、市の財政から多額の金を毎年毎年持ち出していくことになるわけであります。

そこで、今回、柳川市は市民文化会館の建設に向けて、今、計画が進んでいるわけですが、当然のことですが、私は建設予定地を決定したのであれば、計画段階において、運営方法の結論、そして収支計画、そして維持管理費の試算、そしてまた稼働率の試算、そして将来の財政負担の試算、建設前の問題解決を行った上で初めて建設整備の予算の計上等々はされることだと強く考えております。当然の手順だと思えます。

今回、柳川市の市民文化会館建設の計画が7月に議会に出されまして、さらには今回9月議会におきまして補正予算で、整備推進費、基本実施設計、委託料43,000千円、測量業務委託料3,000千円、地質調査業務委託料7,600千円、合計で63,000千円もの補正予算が提案されてあります。

そこで、私は質問をいたします。

現時点におきまして、計画の内容で、抽象的過ぎてわかりにくいところがたくさんありますので質問しますし、多くの市民の方々からさまざまな疑問点が約11点ほど寄せられておりますので、それをもとに質問をいたします。

まず初めに、市民文化会館の施設本体の規模と事業費、計画では、大ホール2,800平米、イベントホール660平米、展示ギャラリー170平米、創造支援系の諸室230平米、交流系の諸室640平米、管理運営系の諸室1,000平米で、延べ面積は5,500平米と計画をされ、事業費として、設計費、備品費、そして、建設敷地内の外構工事を含む40億円と計画されてあります。そして、中期財政計画では、この40億円の予算の内訳なんですけど、財源の内訳は、合併特別債でおよそ9億円、まちづくり振興基金で15億円、国庫補助16億円、一般財源約6,000千円通されていますが、このような財源の数字でよろしいんでしょうかね、お聞きします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

居室の面積でありますとか財源については、先ほど議員からおっしゃられたとおりでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

2点目の質問をします。

今回の建設計画、建設地は市民グラウンドとされてあります。現在の市民体育センターも解体されるということでございますが、そこで質問をしますけれども、当然のことながら、

現在の施設の利用者の声を聞かれて、そして、協議をされて代替の施設をどうするかという
ような計画を策定されているものと考えておりますが、この代替の施設の計画、その事業費
をお聞きします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市民グラウンド及び市民体育センターにつきましては、現在、施設の利用実態を分析する
のとあわせて、市内の類似施設の利用状況を調査しております。調査結果がまとまり次
第、両施設の利用者の声をお聞きする場を設けたいということにしております。

これらの結果を踏まえまして、市内にありますほかの施設へ利用者を振り分けることが
可能か、また、新たな施設を再整備する必要があるのかについて今年度中をめぐり方針を出し
たいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

まだまだ今から検討しますよということですよ、そうですね。まだ全然煮詰まってい
ないということですよ。

そうしますと、今回の計画におきまして、建設用地の東側、つまりは現在のゴルフ練習場
のほうから施設駐車場へ入室できるように、そしてまた、駐車場を確保したいとの目的で当
該用地を買収する計画のようですが、現時点で、その状況、そして事業費、お話されること
ができれば、ぜひ答弁を求めます。

市長（金子健次君）

東口の用地の問題については、先般、全員協議会等で若干の説明をしておりましたけれど
も、あそこの底地のゴルフの練習場等につきましては、結論を申し上げますと、最終的に、
土曜日に本人とお会いをいたしまして、柳川市の市民の皆さんに待望される市民会館の建設
に関連をいたしますので協力をいたしますということで承諾をいただきました。翌々日の月
曜日には、そういう解体等を含めまして来年の1月には解体をいたしますということで書面
の確約書を取りつけたところでございます。そういう面で、総務委員会のほうにはその旨お
話を11日にはしたいというふうに思っておりますので、内容についてはそのときにお話を総
務委員会にしたいというふうに考えているところです。

それと、土地の問題については、一応、話が譲渡するということができておりますので、
それについても、11日の総務委員会でお話をして、ほかの関連予算もありますので、そうい
うことをやりたいというふうに考えておるところです。実際はきのうの昼ごろ、そういう書
面の確約ができたということでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

東側の用地、これ以上に私はここで質問をしても具体的なものはなかなか話せないという

状況だと思しますので、また今後の委員会でもお話をさせていただきたいと思っておりますが、次に駐車場の整備計画、これは市民グラウンドに計画の施設を仮に建設した場合に、駐車スペース250台前後しか確保できないようですが、既にこの計画では客席を800席、そうされている中で、敷地内では駐車スペースは完全に不足すると私は考えておりますが、どのような計画を立ててあるのか、お聞きします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

駐車場の整備につきましては、先ほど議員がおっしゃいますように、施設の中ではおよそ250台程度ということで試算をしております。ただし、この台数につきましては、施設本体の大きさでありますとか配置によって少々変わることもございますので、今後、基本設計、実施設計の中で詳細に詰めてまいりたいと思います。ただ、劇的にふえるというわけではございませんので、当初の構想の段階から皆様方には、水の郷の北の駐車場であったり、足湯広場の駐車場の相互利用ということで御提案というか、御報告をしておったかと思えます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

これもまだまだ具体的には今からということで理解していいですか。 いいですね。

次に質問をしますが、この市民文化会館、平成29年度着工、平成32年度開館とされておりますけれども、収支計画の試算、そして維持管理費の試算、これはいまだに説明がっておりませんが、特にこの点で市民の方々から質問がたくさん私のほうに寄せられておりますが、仮に私自身はこの規模の施設を建設した場合は、それは運営方法によって多少金額は前後するかもしれませんが、多分、維持するのに毎年およそ90,000千円前後の維持費が必要になるのではないかと、私はそう考えるわけでございますが、そこで建設後の10年間、ここに渡ります収支計画、そして維持管理費の試算をお聞きします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

収支計画を立てるためには、施設の維持管理にかかわる費用でありますとか、市民文化会館で主催いたします事業内容の詳細を詰めるなど、支出に関します精査を行う必要がございます。また、貸し館としてどの程度の利用者が見込まれるのかと、収入の精査をあわせて行いまして収支計画を立てることになります。

施設維持管理費用の試算に際しましては、どのような設備を備えているのかなど、施設の詳細な内容が必要となってまいります。そのために、基本設計・実施設計を通じまして施設の詳細を検討しつつ、並行して施設の管理運営に関して詳細を定める管理運営計画を策定する中で収支計画を明らかにしていきたいと考えております。

また、開館後の維持管理費についてですけれども、同様に現段階で施設の概要を示します基本計画までは策定しておりますけれども、設計業務に入っておりませんので、施設の細部の検討はこれからということになります。

施設の最終的な規模でありますとか設備などによりまして管理運営費用というのは大きく異なってまいりますので、設計業務と並行して策定いたします管理運営計画の中で維持管理に関します費用も試算してまいりたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

これだけの平米数もいろんなものも大体出ているわけですから、試算ぐらいはできるでしょう。（「できません」と呼ぶ者あり）できませんか。（「できないち」と呼ぶ者あり）

この辺が僕は不思議でならないんですね。本当に財政がこんなに悪いのに、もう少し煮詰めて、煮詰めた計画をやっぱり煮詰めながら、そして、ここぞというときに初めて設計業務なんていうのは委託される、委託なら委託、設計するという段階に、普通はそういう順番だと僕は考えているんですけどね。

次の質問をします。

管理運営方法、これも指定管理者と市の直営と、これは多分2つの方法があると思うんですが、現在のように厳しい財政の中では大体全国的にはほとんどの自治体、指定管理者での運営がなされているわけですが、ここの結論はどうなっていますか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

基本計画の策定に向けて議論を進めてまいりました柳川市民文化会館、仮称でございますが、基本計画検討委員会におきまして新たな施設の管理運営方法に関しても若干協議を行っております。

協議に当たりましては、ホール機能を備えます文化施設の管理運営に関します全国の動向を踏まえて、直営、当初直営から指定管理へ移行、当初から指定管理というさまざまケースを比較検討していただいております。

なお、基本計画策定の段階におきましては、諸室に設置する設備を初めとした諸機能などの細部まで議論することはできませんので、基本設計と管理運営計画の策定を並行に進める中で本市に最も適した管理運営方法の結論を出すことといたしまして、今回の基本計画においては管理運営に関する基本的な考え方を示したというところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

これもまだまだ今から検討をしますよという悠長な話だと僕は思うんですけど、次の質問をします。

稼働率の目標、ずばりお聞きしますが、現在の市民会館の大ホール、利用率、低迷しております、年間の利用日数、これは81日と、そして利用者合計、わずか2万7,000人ということでございますが、今度新しく建てられようとする市民文化会館、これの稼働率目標はお

よそ何%とされてありますか、お尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

現市民会館では、コンサートなどの主催者への施設の貸し出しなど、貸し館を中心とした事業を展開しております。ただ、地方で行われます民間の鑑賞事業が減少傾向にあることなどから、メイン施設であります大ホールを見ますと、議員おっしゃいますとおり、年間の利用率は30%を下回っているという状況でございます。

そのため、新たな市民文化会館で整備する大ホールでは、通常時は固定席と全く変わらない形状でありながら、利用者の希望によって平土間からセンターステージに変更できて、座席数も300席程度の少数から500席、800席など、利用者にニーズに応じましてさまざまな形態で利用可能な可動席ホールとして整備することにしています。

この方式によりまして、可動式のホールで大きな問題となっております座席の揺れやきしみ、音響の悪さなど諸問題が解決されます。また、高い……（「議長、いいですか。質問したのに対してお答えをいただければと思いますけれども」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

稼働率だけ。（「稼働率です」と呼ぶ者あり）稼働率だけ。（「僕が言っているのは稼働率、目標を聞きたい」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）続

稼働率を言う前に、どういったふうな扱い方をしたいという思いを述べさせていただきたいということで長々と答弁させていただいた次第でございますけれども、今、稼働率何%かというのは、具体的な活用方法というのはこれから検討するというところでございますので、出せないということでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

15番（緒方寿光君）

これもわからないということですね。そして、私がよくわからないのは、既に800席とされるその根拠ですよね。大体、貸し館事業の場合、興行主に要は施設を貸し出す場合ですけど、大体興行側も利益が見込めないような少ない人数、入場者であれば、なかなか施設を利用されるに至らないと僕は考えているわけです。そしてまた、近くには仮に市民グラウンドを建てられるとしますと、水の郷、要は500名弱ぐらいを収容できる水の郷の大ホールもあるわけですし、そして、先ほど何かいろいろお話をさせていただきましたが、自主事業についても、何をどう具体的に年間どれぐらいの利用見込みがあるのかも私はもう全くわかりませんよ。

そこで、質問しますけど、800席にされる根拠、これは何ですか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

少々長くなりますけど、よろしいでしょうか。

15番（緒方寿光君）

短く2分でお願いします。私の時間もありますから。

市長（金子健次君）

〔発 言 取 り 消 し〕

15番（緒方寿光君）

ずばり今、市長が答弁していただきましたが、私は8月31日に打ち合わせをしています。

市長（金子健次君）

〔発 言 取 り 消 し〕

15番（緒方寿光君）

そうしますと、お互い、課長と私いるわけですから、先ほどの市長のお話と私が打ち合わせたことは全然違いますよね、課長。

議長（浦 博宣君）

緒方議員、打ち合わせ等々がございますので、その中でのお話で、きょうは質問をどうするかと……

15番（緒方寿光君）続

いや、市長がそう言われるわけだから、違うなら違うと言ってもらわなくちゃいけないじゃないですか。

議長（浦 博宣君）

だから、執行部の人も一生懸命答弁しよるといことです。（発言する者あり）

市長（金子健次君）

緒方議員は、（「そういうやりとりをここでするのもおかしいでしょう」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

だから、言っておるじゃないですか。

市長（金子健次君）

〔発 言 取 り 消 し〕

〔 発 言 取 り 消 し 〕

議長（浦 博宣君）

簡潔明瞭をお願いします。（「お互い当事者はここにいますから」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

800席とする根拠というのは、昨年来設置してありました基本計画の検討委員会の中で、さまざまな利用者の声でありますとか、実際、館を運営していらっしゃる方の意見を聞いて柳川市には800席のホールが一番ふさわしいんじゃないかという御意見がございました。最終的には、これはこういった答申を受けまして市で決定したというところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

全般的に今までずっと聞いてきましたけど、まだまだ計画というのはなかなか煮詰まっていない状況にあるわけですね。それで、いろんな課題もまだまだたくさん残されているわけですけど、そんな中で、

〔 発 言 取 り 消 し 〕

簡単に言いますと、仮に、それなら業務設計委託出しましたと、そしてできました、その後いろいろなもろもろの問題がどんどん出てきて解決もしない、そしてそれから、収支計画を試算するだとか維持管理を試算するだとか、そんな順番は僕はおかしいと思っておりますので、ここに対して市長の見解がありましたらお聞きします。

市長（金子健次君）

柳川市民文化会館の基本計画は、市内の文化振興を図るための必要な機能について検討をし、施設の規模や諸室を明らかにするなど、施設内容の取りまとめを主な目的として策定をいたしました。

そのため、施設内容を具体化する基本・実施設計に係る費用やソフト事業の充実を目的とした専門委員の採用に係る費用などの関連予算を、今回、今あなたが言われているような補正予算に計上いたしております。

今議会におきましては、御了承をいただきましたら、速やかに設計業務や施設の管理運営等を検討する管理運営計画の策定業務に取りかかっていたいと考えているところでもございます。

なお、施設管理に係る詳細な積算や具体的な事業内容につきましては、設計により施設内容の詳細を明らかにした上でセットで議論する必要があるというふうに考えております。

現段階で概算による施設管理等の試算をすることは可能でありますけれども、それらに基づき実施する収支予測は具体的な根拠に乏しいものであり、かえって市民の皆様を混乱させる要因になるものと私は考えております。

説明ある責務を行うため、設計業務と並行する形で、施設の管理運営を初めとしたソフト面の計画についても議論を進め、基本設計とあわせて施設の管理運営費や収支予測を踏まえ、管理運営方針を市議会や市民の皆様にご報告をできるよう準備をしております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

市長答弁いただきました。答弁内容はこのままいきますというような答弁のように僕は聞かされたんですけど、私はなぜこの問題をお話するかと申しますと、要は、私自身は住宅の営業だとかいろいろ携わってきましたけれども、既に間取りだとか打ち合わせだとか、見積もりも含めまして全てある程度これでゴーサイン、いけると、大体維持管理費もこれぐらいかかってこうじゃないかと、そこら辺を煮詰めて煮詰めて、そして、ゴーサインを出して業務設計や委託だと委託を僕はやれというわけじゃないですけど、市の職員も立派な職員たくさんおられるので、僕は市で設計してもいいのではないかと考えるんですけども、要は、ちょっと雑じゃないのかなと。まだまだいろんなものを煮詰める段階にあって、なぜそんなに早く基本業務設計ですか、実施設計ですか、なぜそれを急がれるのか、ここに私は大変な疑問も持っていますし、市民の方々もそう言われている方はいっぱいいらっしゃるわけですね。多分メールでいろんな収支計画、維持管理費について問われている市民の方も多くいらっしゃると思いますよ。そこについて、もう少し雑な過程ではなくて、もっと練り上げる、今、この時期ではないかと思っておりますので、

〔発言取り消し〕

これ以上言っても市長は、今、答弁のとおりだと思いますので、これ以上は言いませんけど、何かありましたらどうぞ。

市長（金子健次君）

確かに緒方議員はそういう建築に係るものについては精通をしてあるというふうに一回伺ったことがありますけれども、そういう件で青写真もできていると思いますし、そういうことで、私が市長やったら建てられますよということかもしれないけど、やっぱりこれについては、合併のシンボリックなシンボルトワーでもあります。慎重にかつ大枠の予算は決めておりますので、そして、市民が喜んでもらえるような、また、後悔をしないような建物を

つくっていききたいと。かつ慎重なときも必要ではあるというふうに私は思っております。

それが出た段階では、最終的には議会の議決を要するわけでございますので、その分については、今これについては、あれについてはというのは、確かにきょうは答えできませんでしたものは時期が来れば議会のほうに諮りたいというふうに思っているところです。

以上です。

15番（緒方寿光君）

これ以上言っても、この市民文化会館はこれで私の質問は終わりますけど、あと6分ですので、次の質問に移ります。

県道高田柳川線の整備計画、これにつきましてお尋ねをいたします。

現在、御仮橋から雁喰の交差点の区間におきまして、一般交通、支障を及ぼす箇所が数多く見られます。そして、有明海沿岸道路、これとジョイントしたことによりまして、この県道の利用、物すごく車も多くなっていますし、事故も多発している状況でございます。例えば、横橋交差点は見通しが悪くて、ここは非常に交通事故も頻繁に起こっているわけでございます。そして、古い橋脚、橋梁の欄干もあるわけございまして、そこがネックになって接触もしているというような状況もありますが、県道の今後の整備計画、このことについて、今、計画があればぜひ、簡単に結構なので教えていただきたいと思います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

県道高田柳川線の雁喰交差点から御仮橋までの区間で、特に横橋交差点という御質問でございます。今後の計画について、現在の段階でのお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

横橋交差点につきましては、雁喰交差点から御仮橋までの間で最も狭い橋梁の区間、隣の花梅橋と同じく幅員が5メートルの最も狭い橋梁の区間というふうになっております。また、柳川警察署管内におきましては、この横橋交差点が交通事故が多い箇所の1カ所というようなことで挙げられているところでもございます。

そういうわけでございますので、道路管理者であります福岡県土整備事務所の柳川支所のほうにおかれましては、横橋の道路改良につきましては十分認識をされているところでございます。

現在、横橋の交差点改良につきましては、地権者の同意を得まして、地元の行政区長さん等の同意も得まして、道路管理者であります県土整備事務所へ改良の要望を出しているところでございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

改良の要望を出していただいているわけなんですけど、私は、この交差点もそうなんですけど、その先の道路の拡幅を含めまして、今、鳥の水に市営の団地も建設されておりまして、平成28年供用開始をされる予定だということなんですけど、もしこの場で話せば、今後のタイムスケジュール申しませうか、この要望を出されたその後どんなふうなことになるのか、そこだけをぜひお聞かせいただけますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども御答弁申し上げましたけれども、道路管理者はこの横橋の交差点改良を十分認識いたしております。

そこで、今後事業が決定されました後は、詳細設計等、また、交差点でございますので、関係する警察協議等も行わなくてはなりません。その中におきまして、交差点の形状であったり、そういう市道のほうに含めましても、そういう協議を県警等と行っていただくわけでございます。その中におきまして、前後の、どの範囲まで事業として取り込めるのか、また、先ほども申しました花梅橋も大変狭うございます。そこまで事業として取り組んでいただくことが可能であるのかにつきましても、今後関係する機関と協議してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

どうぞ今後とも前向きにこの整備計画は進めていただきたいと思っております。

終わります。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時39分 延会

平成27年 9 月 9 日（水曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

平成27年9月9日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産	業	成	清	博	茂
経	済	樽	見	孝	則
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	郎
和	庁	白	谷	通	介
庁	舎	島	添	守	孝
舎	長	木	下		男
消	防	大	石	涼	隆
長		原		忠	子
人	事	武	田	眞	昭
秘	書	袖	崎	朋	治
課	長	待	鳥		洋
総	務	林			哲
課	長	松	永	泰	誠
兼	選	松	藤	敏	治
挙	管	德	永	雅	彦
理	理	田	中	勝	子
委	員	松	嶋	眞	裕
会	事	安	河	一	一
務	務	中	村	正	章
局	局	古	賀	和	光
長		乘	富	祐	明
財	政	武	田	和	治
課	長				時
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
安	全				
安	心				
課	長				
市	民				
課	長				
子	育				
て	支				
援	課				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
下	水				
道	課				
課	長				
水	産				
振	興				
課	長				
商	工				
振	興				
課	長				
廃	棄				
物	対				
策	課				
課	長				
消	防				
本	部				
警	防				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 亀 崎 公 徳
 議会事務局次長兼庶務係長 内 田 猛
 議会事務局議事係長 徳 永 喜 美 香

5 . 議事日程

日程（ 1 ） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	4 番 浦 川 和 久	1 . 炎上火災の概要と火災から身を守るための行動について 2 . 消防力の強化充実に向けて はしご付き消防自動車の導入について 3 . 応急手当の普及啓発の推進 救マーク制度の活用について
2	14 番 矢ヶ部 広 巳	1 . 西蒲池お墓建立の影響 2 . クラゲの水揚げ 3 . ごみ焼却場等建設の“ 轍 ” 4 . 「個人情報保護条例」の限界
3	20 番 梅 崎 和 弘	1 . 戦争法案に対する市長の見解について 2 . マイナンバー制度に対する取り組み状況について 3 . 介護保険について 4 . 市民要望について (1) 「冷水器」の設置状況について (2) 柳川ファミリーサポートセンター事業
4	6 番 荒 巻 英 樹	1 . 交通渋滞の現状と対応策は 2 . マルシヨク跡地の活用策は 3 . 生活排水処理について (1) 合併処理浄化槽の維持管理は (2) 公共下水道事業の現状と課題は
5	7 番 熊 井 三千代	1 . 改正公職選挙法による18歳選挙権に対応する行政の取り組み (1) 主権者教育について (2) 投票率向上について 2 . 高齢者の薬飲み残し改善への取り組みについて 3 . 住民サービス (1) 手元に残る記念用つき婚姻届導入について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、4番浦川和久議員の発言を許します。

4番（浦川和久君）（登壇）

皆さん、おはようございます。4番浦川和久でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

きょうは9月9日 救急の日でございます。偶然にも、いいタイミングで消防の質問をできることを非常にうれしく思っております。

さて、今回は、消防力の充実強化に向けてというテーマで、消防関連について質問を行います。

消防の目的を一言で言えば、災害から国民の生命、身体、財産を守ることにあります。それでは、この目的を達成するために消防には何が必要かといえば、消防の3要素、人、施設、水、この3つだと言われております。

この中の施設とは、消防施設、消防車両、消防器具などですが、この3要素を合わせたものが消防力であり、消防力には、市町村がその責任を果たすため、国が定めた消防力の基準があります。

消防力の基準とは、市町村が火災の予防、警備、鎮圧、並びに救急業務等を行うために必要最小限度の施設及び人員について定めたものですが、国の最低基準すら満たされていないのが日本の消防力の現状です。

このような点を踏まえた上で、今回の一般質問は3項目に分けて行います。

まず1つ目が、ことし7月19日に起きた南浜武での炎上火災、それと8月9日に起きた沖端町での炎上火災、この2件の火災概要について、2つ目が、はしごつき消防自動車の導入について、3つ目が応急手当の普及啓発について、以上の3項目でございます。

なお、質問につきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしく願います。

4番（浦川和久君）続

それでは、質問に入ります。

柳川市は昨年の12月18日から、ことしの5月24日までの158日の間、長期にわたって火災ゼロの日が続きました。ここに来て、ことしの火災件数が7件、そして7月19日に南浜武で、8月9日には沖端町で炎上火災が発生しました。

この2件の火災は、昼間に起きた火災ですが、まずは火災概要についてお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

浦川議員の質問にお答えします。

まず、7月19日の火災について、時間経過、あと消防署からの距離等も含めまして御報告申し上げます。

場所は柳川市南浜武、作業場併用住宅を全焼した火災であります。119番入電時間は15時10分、消防隊到着時間は15時16分、鎮火時間は17時07分となっております。柳川消防署からの道路通行距離は3,118メートルです。

続きまして、8月9日の火災についてお答えいたします。

場所は柳川市沖端町、店舗併用住宅1棟、住宅1棟の計2棟が全焼、ほか2棟が類焼した火災であります。そのほかに植木と車両の一部に被害が発生しております。119番入電時間は10時32分、消防隊到着時間は10時35分、鎮火時間は13時15分となっております。柳川消防署からの道路通行距離は1,449メートルです。

いずれの火災も死傷者は発生しておりません。消防隊が到着したときには、窓等の開口部から炎が吹き出し、建物全体に火が回っている状態でありました。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

まずは負傷者がなかったということが一番ですが、それで、昼間の火災にしては炎上しているわけですが、南浜武の火災現場は柳川消防署から3キロ、119番通報があってから6分で現場到着と。それで、沖端町の火災については柳川消防署から現場まで約1.5キロ、119番の入電があってから3分で現場到着しています。

消防署から現場までの距離を換算しても、妥当な時間で署の部隊が到着していると思いますが、ただ、炎が上がるような火災が起きたとき、付近住民の方も含めて、ほとんどの方が舞い上がって慌てられると。こうした状況の中で火災から身を守り、その被害を最小限に食い止めるにはどうしたらいいのか、どのような行動をとったらいいのか、お尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

まず、火災を起こさないということが一番大切なことです。しかし、万が一、そのような場面に遭遇した場合、いち早く火災を発見すること、そして早く消防へ119番通報をしていただくことが重要です。同時に、多くの人に知らせるためにも、火事であることを大声で叫んでいただきたいと思います。そして、可能であるならば、消火器等での初期消火が必要となります。しかし、炎が天井まで到達するような場合は初期消火が困難となりますので、避難を優先していただきたいと思います。まずは身の安全を守ることが第一です。

早い発見については、一般住宅において住宅用火災警報器が有効となりますので、消防本部のほうでは設置をお願いしているところであります。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

基本は早い発見、早い通報と、それと早い初期消火ということで、本当に大事なところですが、ふだんはできると思っていても、いざ、そういうときになると、なかなかできないと、本当に、そういった方が多いのかなと思いますけど、防火に関する啓発活動をやっておりますが、特に市内の密集地域などより、その推進をお願いするところでございます。

次に、火災のときに鳴るサイレンについてお尋ねします。

本市では、火災が発生した地区、それとまた、その周囲の地区でサイレンが鳴りますが、この消防サイレン、火災の発生を知らせる、そして注意を喚起する上で非常に重要だと思っておりますが、本市の場合、どのような流れでそのサイレンが鳴るのか、お尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

火災発生を119番通報等により消防がまず覚知します。そして、消防団を招集するために、消防本部から各地区にあるサイレン設備に無線信号を送ります。そして、サイレンを鳴らす仕組みとなっております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

119番通報があつて、それを受けて、消防本部から各地区にあるサイレン設備に無線信号を送って、サイレンが鳴ると。ということは、サイレンを鳴らすためにも、早い発見、早い通報が肝心なわけですが、そうしたところも防火教室や防火訓練などで話していただければと思います。

それから、火災でも救急の現場でも同じですが、多くの人がある場に居合わせた場合、誰かがしたろうと、やっただろうと、そうした集団心理が働きやすいと。それで、結局、誰も通報していなかったとか、こうした事例が過去の事例を見ても往々にしてあります。

こうした火災現場に出くわしたとき、まずは通報する。慌てて、119番と110番を間違えても結構ですので、とにかく通報する。そうした意識を市民の皆様にも持ってもらうと。災害だけでなく、防犯の部分も含んで、非常に重要なところだと思いますので、防火や救急の啓発活動の中で、しっかりと話していただいて、専門的な立場から指導をやっていただきたいと思う次第でございます。よろしく申し上げます。

それでは次に、次の質問ですね。はしごつき消防自動車の導入についての質問に移ります。

柳川市も昔と比べたら、随分と高い建物がふえたなど、近ごろの柳川市の景色を見ると、そのような印象を受ける次第ですが、また柳川市駅東口の一帯についても、これから将来に向けてホテルやマンションなど高層建築物が建つんじゃないかなと予感されるところでございます。

そこで、まず最初の質問ですが、本市における中高層建築物がどれくらいあるのか、まずは階数が4階以上の建築物、それから高さが15メートル以上の建築物、これらの数についてお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

消防本部が把握しております防火対象物台帳で申し上げます。

市内の4階建て以上の建築物は106棟、そのうち高さ15メートル以上の建築物は72棟となっております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

4階建て以上の中高層建築物が106棟で、高さ15メートル以上の建築物が72棟ですかね。思っていたよりも意外と多いかなというような印象を受けます。階数が4階以上になると、消防車に積載している3連ばしごでは届きません。それで、火災防御上、非常に難しくなってくるわけですが。

それと、15メートル以上の建築物についてお尋ねしましたが、消防庁告示で消防力の整備指針というのがあります。市町村が消防の責任を果たすためには、その規模に応じて、これだけの消防力が必要ですよと、整備について定めたものですけど、ちなみに、この整備指針の第7条によると、はしごつき消防自動車については、一の消防署の管轄区域に中高層建築物、これ15メートル以上ですけど、の数がおおむね10棟以上ある場合には、はしご自動車を1台以上、消防署、当該消防署またはその出張所に配備するものとなっています。

15メートル以上の建築物が72棟ですので、国が示した基準をはるかに上回っているという状況ですが、ただし、この第7条にはただし書きがありまして、管轄区域内の中高層建築物が90棟未満の場合は、当該管轄区域から隣接する消防署に配置されたはしご車が出動して30分未満で活動できれば、この限りではないとあります。

そこで、隣接する消防本部のはしご車の配備状況という問題もありますので、ここで、福岡県内の他消防本部のはしご車の配備状況についてお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

全国消防長会が発行しております平成26年度版消防現勢によりますと、福岡県下26消防本

部のうち、はしご車の配備がない消防本部は、柳川市を含めて4消防本部であります。

以上です。

4番（浦川和久君）

はしご車の配備がないのが4消防本部ということですが、柳川市以外の3消防本部について、どこの消防本部か、お尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

みやま市、大川市、京築広域圏消防本部でございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

はしご車の未配備については、県内26消防本部のうち、筑豊のほうですかね、京築と、大川、柳川、みやま市と、たった4消防本部だけなんですけど、ちょっと驚きですが、大川、柳川、みやま市の、この横に3つ並んでいるというのが、ちょっと寂しいような感じがします。

それで、柳川市と隣接する消防本部で、はしご車の配備があるのは筑後市、それと隣り合っていないんですが、近接しているところでは大牟田市になります。

消防力の整備指針では、隣接する消防本部からはしご車が出動して30分未満に活動開始できれば、この限りではないとありますが、多分に筑後市、大牟田市からも緊急走行で30分以内で来られるとは思いますが、それと、応援協定も結んであるとは思いますが、ただ、これです、ね、柳川市内で中高層建築物の火災が発生したからといって、その都度、ほかの筑後市とか大牟田市の消防本部に出動要請はできませんよね、現実的に。要請するときは、柳川市だけでは手に負えないと、鎮火させるにはどうしてもはしご車が要ると、そこまで行き着かないと、よその消防本部に出動要請はできない、現実的にですね。要請を受けたほうも、自分の管轄区域から出るわけですから、警備力が手薄になるというわけですから、それなりの理由がないと、応援協定を結んでいても、要請できないのが現状ではないでしょうか。

とにかく、火災は初動の対応が大事です。はしご車で消火するにも、人命救助を行うにも、その効果を十分に発揮するには初動の活動が重要なところです。

そこで、お尋ねしますが、本市にとっても、はしご車が必要なかどうか、必要性について消防本部としてはいかにお考えなのでしょう、お尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

消防本部といたしましては、西鉄柳川駅前開発など中高層建築物の状況を考えますと、はしご車導入の必要性は認識しております。

はしご車導入については、高額な費用が必要となります。また、維持管理費も必要となりますので、これらの課題を考慮しながら検討したいと考えております。

以上です。

4 番（浦川和久君）

ありがとうございます。

消防本部としては、はしご車が必要だと、しかし、高額で維持管理もかかるということで、予算面の問題があるということでしょうか。

本当に、はしご車は消防車の中でも高額な車です。しかし、長年、世界中で使われている理由は、火災などの災害防御を行う上で必要であると、有効性があるということだと思います。

消防の部隊にはしご車加わることで、立体的な防御活動の幅が大きく広がります。例えば、4階以上の火災になると、消防車に積載しているはしごでは届きませんので、それで隊員は資機材を持って階段を上って行って、出火室に入って火をたたくわけですが、どうかしたら施錠がしてあると、このケースもよくありますが。それから、ドアの破壊とか、隣室が隣があいていれば、ほかの部屋から入って、ベランダに出て進入を試みたりとか、いろいろと活動するわけですが、こうした活動にはしご車加われば、建物の外側からはしごを伸ばして、直接消火もできますし、またベランダから進入できると。当然、逃げおくれた人がいれば救出もできると。

ビル火災を例に話しましたが、基本的に放水は下から上に向かってやりますが、はしご車の場合は俯瞰注水といって、上から下に向かって放水ができると。わかりやすいところでは、油タンク火災ですね。この火災の場合は、はしご車をタンクの上に伸ばして、はしごを上を伸ばして、油面目がけて放水します。上から下へ放水できる、これは油タンク火災以外でも結構、状況に応じて使えるものでして、例えば、有明海沿岸道路で車両火災が発生した場合、下の一般道路からはしごを伸ばして、直接消火もできると。また、沿岸道路には消火栓がありませんので、沿岸道路上で活動している消防車に、はしご車を使って水の補給もできると。はしご車が1台加わることで、一気に消防の戦術の幅が広がります。

それから、はしご車は上に伸びるイメージだと思いますが、実は水平ですね、水平から、その下のマイナス角度まで、限りがありますけど、伸ばすことができると。例えば、川などに孤立した人がいるとします。そこまで、はしごを伸ばして行って救助もできると。いろんなケースで使えます。

災害防御上のはしごの能力について、いろいろと話しましたが、災害防御以外ではしご車の秀でたところは、何といても、消防車の中で一番人気があるところです。はしご車があれば、子供が寄ってきます。はしご車の搭乗体験とかなったら、それは整理券配るほどの盛況ぶりですが、子供には必ず親がついてきますので、全国一緒だと思いますが、イベント

にはよく、はしご車が駆り出されると。それで、全国的に見ても、はしご車に乗った経験のある子供とか、結構いるのではと思います。柳川市の子供たちにも、はしご車に乗ったよと、そうした経験をさせてあげたいなと思いますし、また小さいころからの防火意識を育む手段としては、はしご車は大きな力を発揮するのではないのでしょうか。

それでは、次の質問に移りますが、消防力とは人、施設、水の3要素ですが、この中の施設、施設には車両も含まれますが、車を動かすには人が要ると、はしご車を動かすには隊員が要るわけですが、そこで、柳川市消防本部職員の条例定数と現状の実数についてお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

柳川市消防本部の条例定数は86名、現有の職員数は81名でございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

条例定数86名に対して、現状5名不足しているという状況ですけど、ちなみに、ことしの5月に広報特別委員会の視察研修で岡山県の総社市というところに行きましたが、総社市の人口約6万7,900人、ほぼ柳川市と同規模程度の自治体でして、ここの消防職員の定数が124人ですね。消防団の定数が1,020人。当然、ここは、はしご車も保有しているわけですが、自治体の規模は柳川市と同規模ですが、消防職員の数、それと消防団の数とも、はるかに総社市のほうが大きいと。消防力というデータ上で比較すれば、柳川市よりも総社市のほうが安全・安心に暮らせると、客観的な事実として、そうなります。

はしご車がないところが県内、わずか4消防本部ですかね。安全・安心のまちづくりと看板を掲げて、隣の自治体と比較して柳川市は劣っていないと、安全・安心だという話かもしれませんが、実は底辺のレベルでの比較をやっていると、そういう話ではないかなと思います。

消防は365日、24時間、常に災害対応の警備人員が必要ですが、定数100人未満の小規模な消防本部で定数から5名不足しているとなれば、警備人員の確保だけでも結構大変ではないのでしょうか。

それでは、人員の関係でもう1点、消防ポンプ車の活動人員について、柳川市、2交代でやってありますが、片班で1部隊何名の配置で、休みの関係もありますので、そのうち最少活動人員は何名で運用してあるのか、お尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

柳川市消防本部では、消防ポンプ自動車の活動人員として職員を5名配置し、そして、その中で最少活動人員を3名としております。

以上です。

4番（浦川和久君）

はい、わかりました。

国が示している消防力の整備指針、これでは消防ポンプ車、それには、それとはしご車とともに、最少活動人員を4名でやりなさいと、そういうふうになっていますが、柳川市は3名、多分に近隣の消防本部も同じく3名でやってあるかなと思いますが、私としては4名が当たり前だと思っていましたので、3名の活動イメージというのがどうも浮かばなくて、ちゃんとした活動ができるのかなと、安全管理は大丈夫なのかなと、逆に言えば、3名で本当に活動して頑張っているかなと思う次第でございますが。

ただ、はしご車は安全管理を徹底しないと、過去にも横転事故もあっています。私としては、はしご車の隊員は、安全管理の面から4名が必要だと思います。

そこで、もし仮に、はしご車が配置になった場合、柳川消防署の各部隊のうち、1部隊をはしご車との兼務部隊と考えて、この兼務部隊の最少活動人員を4名とした場合、現状の内部調整で可能なのか、それとも人員増が必要なのか、お尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、消火隊は1部隊に職員を5名配置して、最少活動人員を3名としております。

御質問のように、最少活動人員を4名とする場合には、1部隊につき2名、もしくはほかの部隊から応援するとしても、最低でも1名の増員が必要となり、先ほど御質問にもありましたように、消防署は2交代でありますので、合計して4名もしくは2名の増員が必要になると考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

少し専門的な話で、わかりづらいかもしれませんが、全国的に見れば、1部隊7名配置で、休みの関係で最低4名の隊員を確保すると、これが4名の隊員を確保するための、これ、4名の隊員確保というのが大体標準的なんですけど。

それで、柳川消防本部は1部隊5名配置の、最少活動人員が3名で現状やってあるんですけど、これをはしご車兼務部隊を7名配置の4名確保するには、1部隊2名の増員が必要であると。そこで、2交代の2部制でやってありますので、2掛け2で4名の増員が必要になります。条例定数の不足分を補ってもらえれば生み出せる数です。

ここで1つ、人員の関係で、私から1点提案したいと思います。

職員の再任用制度がありますが、この制度は消防には適しています。これは、私がい

福岡消防局で再任用の方を見てきた経験で言わせてもらいますが、消防の場合、定年の60歳になっても体力的に本当に強い方が多いと。消防に限らず、近ごろは年をとっても運動をやっている方が結構多いような気がします。福岡消防局では、再任用制度を取り入れて10年近くなると思いますが、福岡市の場合は、あくまでも現場活動の隊員としての採用ですので、管理職でやめられる方は対象外になります。知識、技術、経験があって、体力もそこそこありますので、たとえ60歳過ぎても若手はかなわないと。そして、若手の教育、技術の伝承もできる、しかも、安い給料で消防の最前線で働いてもらえると。本当に、この再任用制度は消防に適しているなど、私が見てきた経験から、そう思います。

そこで、消防職員の再任用制度の活用について、消防本部のお考えをお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

消防本部におきましては、消防吏員についての定年退職者は今後3カ年度はおりません。平成30年度以降に退職を迎える者が出てまいります。

再任用制度につきましては、その時点の組織状況及び本人の希望を勘案して配置してまいりたいと考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

当分、3カ年度は退職者がいないということですが、将来に向けて、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、予算についてお伺いしたいと思います。

本市における平成22年度からの消防費の決算額と住民1人当たりの消防費についてお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

平成22年度、決算額、消防費783,740千円に対し、1人当たりの消防費は10,904円、平成23年度、消防費772,320千円に対し、1人当たりは10,835円、平成24年度、消防費912,600千円に対し、1人当たりは12,914円、平成25年度、消防費918,650千円に対し、1人当たりは13,153円、平成26年度が消防費940,373千円に対し、1人当たりは13,612円になっております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

22年度と23年度の消防費決算額が780,000千円前後ですが、24年度からは1億円以上増額

し9億円台に乗っています。どうしても、その理由をお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

平成24年度につきましては、災害対策費の同報系防災行政無線整備事業によるものであります。

平成25年度から、平成27年度までの3カ年度で、筑後地域8消防本部により119番通報等の通信指令業務の共同指令センター整備を進めておりまして、それに係る消防通信指令システム整備及び消防救急デジタル無線整備、同指令センター庁舎建設事業の負担金によるものでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

24年度が防災行政無線ですかね、これの整備事業と、25年度からは筑後地域の指令センターの共同運用に向けた整備事業ということで、予算関係の資料を見ると、毎年度110,000千円以上の共同運用関係は負担金が発生しているところですが、この事業の完了は27年度でよろしいんですかね。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えします。

筑後地域指令センターの共同運用に向けた整備事業は、平成27年度で完了いたします。

ちなみに、ことし12月1日から通信指令業務の仮運用を開始しまして、来年度、4月1日からは本格稼働を開始いたします。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

今年度で共同運用の整備事業も完了ということですので、28年度からは負担金は発生しないということになりますが、それでは、平成26年度の消防白書の資料に基づき、本市における消防費の適正額について大体どれぐらいの予算規模が妥当なのか、住民1人当たりの消防費、これは全国平均で検証したいと思います。ただ、消防白書の資料が平成22年度から24年度までの3カ年しかありませんので、その点、御了承願います。

まず、平成22年度の住民1人当たりの消防費、これは決算額になりますが、全国平均で14,095円になります。これを22年度、本市の人口7万1,874人に掛けると約1,010,000千円になる。22年度の本市の消防費の決算額は780,000千円ですので、全国平均から割り出した額と比べて、約230,000千円ほど不足しているよというような計算になります。

このようにして、23年度が全国、住民1人当たりの平均が14,518円で、23年度末の本市の

人口に当てはめると1,030,000千円ですね。このときの本市の決算額は770,000千円と、約260,000千円ぐらい下回っている。

24年度が住民1人当たりの消防費全国平均14,853円、本市の人口に掛けると約1,050,000千円程度になります。そのときの本市の決算額は910,000千円です。

このような計算で、住民1人当たりの消防費の全国平均を柳川市の人口に当てはめると、大体10億円台が平均的な予算規模となってきます。

次に、普通会計決算額に占める消防費の割合が全国平均で22年度が3.4%、23年度が3.5%、24年度が3.5%と、全国平均ではこのようになっています。これをざっくりと柳川市の普通会計決算額を300億円として、これを全国平均の割合ですね、消防費の割合3.5%で導き出すと大体1,050,000千円ぐらいになると。ざっくりした計算した値ですけど。

それと、柳川市のホームページからも見られますが、26年度、本市消防費の基準財政需要額が1,065,000千円となっています。指令センターの共同整備事業の関係で予算規模も大きくなり、27年度の消防費の予算額は1,050,000千円が計上されています。しかし、この整備事業が完了しても、柳川市が全国平均的なレベルで消防の責任を果たすには、10億円規模の予算措置があってもおかしくないと考えられます。

それでは、これまで、はしご車の導入に関連して、いろいろと質問しましたが、質問の総括として、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず1点目が、はしご車の導入について。その必要性も含めて、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

2点目が、消防の職員数について。国が示す消防力の整備指針に従って整備した場合、消防ポンプ車の最少活動人員は4名となっています。それに従った場合、本市の場合は定数が100名近くなると考えられます。さすがに、そこまでは厳しいところですが、国が示した基準よりも職員の定数自体が少ない現状で、不足している人員を補い、せめて条例定数を満たす必要があると思いますが、不足した現状でよしとされるのか、それとも充足に向けて進められるのか、お尋ねします。

3点目が、予算について。予算編成は、市長のやる気をはかるバロメーターだと考えます。先ほどから、本市が平均的なレベルで消防の責任を果たすには、消防費10億円の規模の予算が必要だと話しましたが、消防は安全・安心のまちづくりを形成する上で重要な要素であります。土台をなす部分だと考えます。安全・安心に対する市長のやる気を予算という視点で捉えて、消防費の予算規模についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

消防長（橋本祐二郎君）

浦川議員の質問にお答えします。市長にお尋ねですが、まず私から答弁させていただきます。

1点目の、はしごつき自動車の導入につきましては、西鉄柳川駅前開発など中高層建築物

の状況を考えますと、はしご車導入の必要性は十分認識しております。導入費用等の課題もありますので、それらを考慮しながら検討したいと考えております。

2点目の、消防の職員数につきましては、目下、必要最小限の人員で対応しているところではありますが、人員を増強していくことは必要であると考えております。そこで、本年度は消防職員1名の新規採用を実施することにしておりまして、1人増員となる予定であります。

今後とも、消防、救急の出動体制に不備がないように、計画的に人員増強への努力を図ってまいりたいと考えております。

3点目の、消防予算につきましては、先ほど警防課長が本市の消防費の額を申し上げましたが、全体的には年々増額しておりますが、本年度の予算額では1,050,000千円ほどを計上しているところであります。

これらの消防費には、市民の安全・安心につなげるべく、先ほど申し上げました通信無線施設など新規の消防、防災、救急の整備事業にも計画的に取り組んでいるところであります。

浦川議員から、住民1人当たりの消防費の全国平均のお話がありましたが、福岡県下の市町村について申し上げますと、住民1人当たりの平均は24年度で11,768円となっております。本市が同年度、12,914円でありまして、平均よりも上であります。

また、県下市町村の普通会計決算額に占める消防費の割合については、24年度の平均2.6%に対しまして、同年度、本市が3%と、これも県下の平均よりも上でありまして、県下では低いほうではないかと考えております。

このような状況であります。市民の安全・安心のため、緊急対応に備えるべく必要な財源につきましては、今後とも確保し、消防、防災、救急対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

私のほうに質問されましたので、冒頭、消防長のほうがお答えをいたしました。私なりの考え方を述べさせていただきたいと思っております。

述べる前に、冒頭、浦川議員のほうから出ました、昨年12月からことしの6月まで、人家の火災、住宅の火災がありませんでした。そのことにつきましては、消防職員、また柳川市の消防団700名、そしてまた市民の皆さんが火災予防運動をされたことに対して、本当に、そういうことでこれからもそういう運動を展開していかなければならないというふうに思っているところでございます。

1点目の、はしご車の導入でございますけれども、西鉄柳川駅周辺、また市内を眺めましても、高層ビルが今建設をされているところでございます。今、議員のほうから、はしご車があれば多目的に活用できますよという話を聞きました。そしてまた、ないところが大川市とみやま市と柳川市、何かこう、寂しくなるような感じですがけれども、それなりに消防団、

消防署の職員が頑張っておるのかなというふうに思っております。

導入に当たりましては、いろんな事業等が大きな事業がありますので、そういう問題、諸課題も含めまして、これから十分検討しながら、導入に当たっては検討していきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の、消防職員のことについてでございますけれども、現在、今、論議されております通信指令システムのデジタル化ですかね、広域処理を久留米市、そして大牟田市を含めたところで、筑後地区、その集大成をするようになっております。これは、ことしの12月の1日から試行されて、来年の4月、本格稼働ということになっておりますし、そのときの共同処理をする段階におきまして、人員について削減できるのかと、現在の消防署の職員体制は、それについては若干できるんじゃないかということをお話を伺っておりました。今、全ての指令室の職員が全て久留米に移っていくのかということについては、若干、最初の段階では、なれるまで仕方ないけれども、できるんじゃないかと、私は伺っておりました。そのことをちょっと頭に考慮いただきたいというふうに思っているところでございます。

今後とも、必要な人員体制につきましては、出勤状況などを勘案しながら、計画的に対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、消防費の予算でございますけど、消防職員及び職員団員という緊急出動体制の維持及び充実につきましては、常に私の頭の中に、念頭に置いておりますので、それを考慮しながら予算を計上してまいりたいと思います。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

消防長と市長に答弁いただきましたが、まず消防職員の数ですが、本市の条例定数自体が、国が示す消防力の整備指針に基づく整備水準を満たしていないということをしかり認識していただいて、最低限、条例定数は満たしていただきたいと、極力早い段階での充足というのをお願いするところです。

それから、予算の関係で、消防長、24年度の消防費を例に話されましたが、確かに、24年度は住民1人当たりの消防費が福岡県の平均よりも本市のほうが高い状況です。しかし、福岡県が出しているデータで、22年度、23年度を見てみると、本市の住民1人当たりの消防費は、両年度とも県平均を下回っています。なおかつ、はしご車がない大川市、みやま市、両隣ですね、そこ比べてみても、22年度、23年度とも住民1人当たりの消防費は柳川市がこの3消防本部の中では一番下ということになっています。

このように、ちょっと目を移してみると、また状況が違ってきます。そこからどうしたことが言えるかということ、5年ほど前までは大して柳川市は消防費にお金をかけていなかったんじゃないかなと、そのようにちょっと推測できるところかなと思います。

そのようなところで、消防長から、新規の消防、防災、救急の整備事業にも取り組んでいると消防長は言われましたので、せめて県平均は、住民1人当たりの消防費、これは上回ってほしいなど、維持してほしいなと思うところでございます。

次に、応急手当の普及啓発のほうの3項目めの質問に移ります。

まず最初の質問ですが、救命講習の普及啓発に年間を通してどのように取り組んであるのか、それと、応急手当の普及啓発を開始されてから今まで延べ人数で受講者は何名いるのでしょうか、お尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

応急手当普及啓発につきましては、広報紙等での広報を行っております。

講習は、柳川市消防署で受け付けを行っておりますが、市の出前講座も活用いたしております。その他、市内の小学生、これは4年生、5年生、6年生に対しまして、こども救命士授業を行い、応急手当の基礎知識について啓発しております。中学生に対しましては、柳川山門医師会、それとみやま市消防本部、これと連携し、心肺蘇生の実技講習会を行っております。また、幼年消防クラブにおきまして、保育士さんへの普通救命講習を行っております。

応急手当普及啓発事業を開始した平成6年から平成27年7月末日現在の応急手当講習の実施回数は延べ1,863回、受講者数は延べ4万9,291人となっております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

延べ人数で4万9,291人ですかね、柳川市の人口の約7割の方が、単純に計算して、受講しているということになりますが、この数字は平成6年から地道に取り組んでこられた結果だと受けとめております。

それでは続けて、心肺停止傷病者に対する市民の心肺蘇生法の実施状況について、ここ数年のデータで結構ですので、全国平均と比較したところでお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

応急手当の実施状況について、心肺停止傷病者に対する一般市民の心肺蘇生法の実施状況について、全国と本市における統計をお示しします。

平成23年の全国の実施率が43%、本市の実施率は62.1%、平成24年の全国の実施率は44%、本市が60.2%、平成25年の全国の実施率は45%、本市が46.2%、平成26年の国の統計はまだ出ておりませんが、本市が51.7%の割合となっております。

以上です。

4番（浦川和久君）

毎年、全国平均を上回っていますが、市民による心肺蘇生法の実施状況は優秀な数字というところですか。

それでは、ここ数年の救命率についてお尋ねします。これも全国平均と比較して、心肺停止傷病者の数も教えてください。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

まずは、救急隊が搬送した心肺停止傷病者のうち、1カ月後の生存者数の割合を全国と本市でお示しします。平成23年は全国が5.5%、本市が2.4%、平成24年は全国が5.8%、本市が3.8%、平成25年は全国が6.1%、本市が1.2%、平成26年度は国の統計は出ておりませんが、本市は10.3%の割合となっております。

次に、救急隊が搬送した心肺停止傷病者数ですが、平成23年は全搬送者数2,515人のうち82人が心肺停止状態、平成24年は全搬送者数2,557人中、78人が心肺停止状態、平成25年は全搬送者数2,544人中、80人が心肺停止状態、平成26年は全搬送者数2,558人中、87人が心肺停止状態となっております。

以上です。

4番（浦川和久君）

本市では、心肺停止傷病者の数が毎年80人くらいですので、分母の数が少ないので、ちょっとしたことで救命率の上下の数値も変わりやすいと思いますが、26年度で一気に10%になった、ちょっと急激に上がっているんですけど、何か分析してあればお願いします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

消防本部では、柳川市において心肺停止になられた方が倒れたところを目撃されたかどうかという心肺停止目撃率を見てもみると、平成23年から平成25年までは平均で心肺停止目撃率が35.2%でした。平成26年の心肺停止目撃率は40.2%と上昇しております。ちなみに、全国は41%強ぐらいで推移しております。

それと、先ほどお答えしましたとおり、柳川市においては市民における心肺蘇生法の実施率が全国と比較して高いものとなっております。倒れたところを目撃されたということは、発見が早いということでもありますので、早い119番通報と市民による心肺蘇生法が実施されますと、救命の可能性はより高くなるものと考えます。このことも要因の一つではないかと考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

救命に関しても火災と一緒に、早い発見、早い通報と、早い応急処置がポイントになりますが、それでは救命率を上げるにはどうしたらいいのか、ここからが本題になりますが、命を救うには、最初に市民が行う応急手当、そして救急隊が行う応急処置、最後に医療機関が行う医療処置と、ここのところをスムーズな連携プレーで行う必要があります。市民、救急隊、医療機関の連携、これを救命の連鎖と言いますが、今回は救命の連鎖の中で、特に市民の部分に着目して質問を続けます。

そこで、柳川市消防本部では、平成21年に救マーク制度の推進に関する要綱を策定してありますが、この救マーク制度の概要と現状について説明をお願いします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

救マーク制度とは、応急手当の普及啓発と同時に、民間事業者のイメージアップを図るために、平成21年から、要件を満たした事業者を救マーク施設として認定しております。現在、認定施設は7施設で、今後、新たに2施設を認定予定であります。

認定要件につきましては、消防本部で行っております普通救命講習3時間、この3時間の普通救命講習以上を受講した従業員がその施設の公開営業時間中に勤務していること、速やかに応急手当が実施できること、救急事案が発生した場合、救急隊とスムーズな連携が行えるなど、連携体制の計画書を策定していること、自動体外式除細動器を設置していること、以上の要件を全て満たした場合となっております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

この救マーク制度ですが、実は職員の間で、平成15年に福岡市消防局が始めた制度です。当初は観光協会と連携して、救命講習を受講した従業員が常駐していますと、安心して施設を利用してくださいというキャッチフレーズを掲げて、まずはホテル等の宿泊施設から展開して、その後にスポーツ施設や地下鉄の駅舎などに広めていった経緯があります。

私も、この救マーク制度、福岡市消防局で平成16年に担当主査として働いた経験があります。途中、修正を加えながら、福岡市では今もしっかりと事業展開を行っていきまして、福岡市内の645施設が認定交付を受け、事業発足から十数年たちますが、完全に根差した制度となっております。

福岡市消防局のホームページをのぞいてみると、救マーク制度の説明が載っていますが、一番上に「安心施設の目印「救マーク」」と書いてありまして、その下に制度の概要が載っています。その中に赤字で目立つように、「「安全で安心して暮らせる都市」、「おもてなしの観光都市」としてのイメージアップを図るものです」と目立つように書いてあるわけですが、何か知らないうちに福岡市が観光都市になっているのには、ちょっと驚きましたが

ですね。

柳川市でも、平成21年に救マーク制度を始められて、柳川市に安心して訪れていただく、おもてなしの心に通じる、柳川には最適な制度だと個人的には非常に期待していました。

それで、柳川市消防本部では、救マーク制度の発足から7年目を迎えています。市内にはAED設置施設が159カ所ありますが、救マークの認定施設が7施設ですかね、それと認定予定が2施設と、いかに、少ないような感じがしますが、これは本当に1件1件、事業所に出向いて消防から働きかけていかないと、なかなか広がりません。もう本当に積極的なアプローチというか、そういったところを今後お願いします。

それと、市内の24時間営業のコンビニエンスストアの23店舗にAEDの設置の計画がありますが、これは県内初ということですが、せっかくやられるなら事業効果が上がるように、この救マーク制度の活用とか、そういったところをやられたらどうかなということで提案します。

それから、もう1点提案ですが、本市の特色を生かした救マーク制度の展開として、川下りの船頭さんに対する救命講習を提案します。安心して乗れる柳川の川下り、これはおもてなしにも通じるもので、対外的な宣伝効果も得られるのではないのでしょうか。本市の救マーク制度では、AEDの設置を認定要件としてありますが、AEDの設置に関係なく、不特定多数の人が利用する施設や事業所等を加えられたらどうでしょうか。福岡市はそのようになっているんですけど。事業所等で、川下りの船会社への認定も可能になるのではと考えます。

そこで、川下りの船頭さんに対する救命講習の実施と認定要件の一部改正について、消防本部のお考えをお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

救マーク制度につきましては、消防本部といたしましても今後、制度活用に向けて努力してまいります。

それと、船頭さんに対する、川下り観光会社への認定につきましては、非常にいい御提案でございますので、消防本部として、柳川市の特色を生かした認定要件を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

柳川の船頭さんには、救命講習を受講していますと、柳川の船頭さんは救命講習を受講しています、安心して川下りを楽しんでくださいと、これは本当に結構なアピールになるんじゃないかなと思います。観光協会とも連携していただいて、川下りの船会社の研修会など

で活用していただければ、何とかできるのではないのでしょうか。クリアすべき問題も多々あると思いますが、ぜひ、これは進めていただきたいと思います。

それから、柳川市のホームページに「部課長の一分間スピーチ」というのが掲載してありますが、その中で消防長は、改革、改善はやり過ぎるくらいがちょうどいいという思いで住民の要望に応じて、安全で安心して暮らせるまち柳川の実現に向けて邁進しますと述べられております。消防長の仕事に対する前向きな思いを頼もしく感じている次第でございます。

前例とか慣習に陥りがちな中であって、改革、改善を実行するには相当のエネルギーを必要とするのではないかと思います。今まで私のほうからいろいろと質問し、また提案もさせてもらいましたが、この一般質問の最後に、改めて消防長のその思いをお聞かせいただければと思います。

消防長（橋本祐二郎君）

浦川議員の質問にお答えします。

「部課長の一分間スピーチ」を見ていただいて、ありがとうございます。

このスピーチは昨年度より始まりまして、ことしで2年目でありますので、市長からも、それぞれ各部課長、個性を出すようにと言われましたので、私が市役所に入ってから常に思っていることを書いてみました。

行政の仕事は、型どおりに決まったことをしていればいように思われがちですが、市民の方の要望も多岐にわたり、以前とは変わってきております。そのため、今までのようなやり方では十分に対応できないことがありますので、柔軟な姿勢で、大胆な改革、改善をやっていく必要があると思います。特に、消防業務におきましては、火災や災害時はもちろんのこと、救急業務では、なおさら迅速さが求められます。

私は市役所に入ったときから、改革、改善はやり過ぎるくらいでちょうどいいという思いでやってきましたけど、実際やってみるのは、なかなか厳しいものがあると思います。しかし、今後も、この思いで、市民の皆様の要望に応じて、安全で安心して暮らせる柳川をつくるため、全力で邁進していきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございました。消防長の仕事に対する思いということ、しっかりとこの場で聞かせていただきました。

それで、この一般質問の最後に一言だけ、ちょっと述べさせてもらいますが、この質問の中で国が示している消防力の整備指針という言葉をたびたび私、使ってきましたが、この指針自体には拘束力はありません。しかし、国民の安全を守る国の責任において、それぞれ自治体が消防の責任を果たすために、具体的な要求水準や要求内容を数値化したのが整備指針だと考えます。

市長には、もう一度、本市の消防力の実情をしっかりと把握していただくようお願いして、この一般質問を終わります。

どうもありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、浦川和久議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時8分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、14番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

14番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

14番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ました。一般質問をさせていただきます。

私は、昨年10月当選以来、議長の命で教育民生常任委員会所属となりました。私にとって平成13年3月の三橋町議初当選以来、全く初めての教育畑であります。当然ですが、学校教育に殊のほか関心を抱くこととなりました。そこで手始めとして、この夏休み期間中、暇を見つけては小・中学校を回らせていただきました。小学校はもうほとんど休みでしたが、中学校はクラブがあっておりました。時間の制約がありますから、2点について中学校の出来事に対して関係者にお礼と感謝を申します。

ともに文化クラブであります家庭部についてであります。

1つは、ある中学校の家庭部の中で、柳川まりのつくり方を家庭部担当の先生が熱心に指導されておりました。こんなところでも柳川の伝統工芸の柳川まりを守り続けていただいているのかと自身が反省し、頭の下がる思いをしたものであります。さらにまた、部活の一環としてつくったその柳川まりを生徒さんのうちの玄関に飾って、家に見える人たちに柳川まりのよさを啓蒙されているということを知りまして、心から感動をいたしました。

もう1つは市内の中学校、そのときはたしか柳城中学校、柳南中学校、三橋中学校の家庭部の20名ほどの生徒さんが、杉森高校の料理室で食物科の先生から料理の実習指導をいただいたことでもあります。そして、当日習ったドライカレー、サラダ、ジャガイモの冷製スープを生徒さんが家で作られ、お父さん、お母さんはもちろんのこと、じいちゃん、ばあちゃんから大変喜ばれているという、何ともほほ笑ましいことを知りまして、議員の一人としてうれしく思ったものであります。私にとって楽しい夏休みの思い出になったことを関係者の皆さんに重ねて感謝とお礼を申し上げます。

教育の基本は、言うまでもなく、いつの世もただ1つ、先生と生徒、保護者の皆さんが信頼し合ってこそできるものと信じております。これからもよろしく申し上げます。

さて、私は、今回の一般質問は、西蒲池お墓建立の影響、クラゲの水揚げ、ごみ焼却場等建設の“轍”、個人情報保護条例の限界の4点にわたって通告させてもらっております。

あとは自席にて質問をします。議長の取り計らいをよろしく申し上げます。ありがとうございました。

14番（矢ヶ部広巳君）続

まず、西蒲池お墓建立の影響について伺います。

この問題は、さきの6月議会の中でも一般質問をさせていただきました。その中での答弁は、具体的建設時期は業者の関係者の方と管轄課の生活環境課等と協議の途中である。さらには、農振除外、農地転用、霊園許可の手続が必要であると。今後、法令規則に沿って手続が進められていくとなっております。

そこで質問しますが、霊園許可の手続を含め、全ての手続が終わったのか、伺います。

農政課長（林 誠君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

霊園許可の手続を含め、全ての手続の経過についての御質問ですが、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外の事務処理につきましては、6月議会の答弁においては、地権者から申し出を受け、それについて農業振興地域整備促進協議会からの承認をいただいているとお答えしておりました。その後、県の担当部署に意見照会し協議を行いました。今後、農業振興地域整備計画案の公告と農業振興地域の整備に関する法律11条公告を行い、それから、法8条の4項により県との協議後、法12条の公告を行い、農振除外の手続が終了することになります。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ということは、つまり、6月議会で報告された以降については全くまだ進んでいないということで理解をしていいですかね。

農政課長（林 誠君）

先ほど申しましたように、県との協議が、担当部署との協議が現在終了しているところが一つ終了しました。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

県との協議は終わったと。つまり、霊園の許可も終わったということですか。

農政課長（林 誠君）

いいえ、まだ霊園の許可が終わったというわけではありません。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ということは、まだ途中であるということでもありますから、そうなれば、工事はいつから始まって、いつ完成するかということをお聞きしたいけれども、まだ途中だから答えられないということでもありますね。

農政課長（林 誠君）

工事はいつから始まるかとの御質問ですけど、先ほど議員が言われるように、工事は農振除外の手続が終了後、農業委員会への転用の申請や生活環境課への墓地経営許可の申請等全ての手続が終了した後になると思います。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

だから、全ての手続がまだ終わっとらんけん、だめち、前さんは進まんとして理解していいわけでしょう。

農政課長（林 誠君）

議員言われるとおりです。

14番（矢ヶ部広巳君）

さきの農業委員会の中で、墓の建設業者は、墓が外部から見えたらいい感じをしないでしょと、だから、周りに木を植えます、そして、その墓を見えないように囲みますと農業委員会の中で説明がされたら、参加をされている人から私は聞いたわけですが、そんな嫌がられるのを、なぜ農業委員会は住宅地として最適な場所に農振除外を認められたのか、可とされたのか、本当に私は解せません。どうしても不信感を抱かざるを得ません。

そこで伺いますが、もしもお墓ができましたら、お墓は特別なものでありまして、そのお墓には固定資産税、そういうのはかかりますか、どうでしょうか、お願いいたします。

農政課長（林 誠君）

固定資産税についての御質問だと思います。霊園として県等の承認された区域については、霊園の建設のため、全ての手続が終了後、建設された霊園については固定資産税等は非課税と聞いております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ということは、柳川市にとっては大きな損害だということになるわけでありまして。一番、家を建てるに住宅地として最適な場所に全く税金がかからない、非課税の墓場をつくるということは、どうしてもこの柳川市にとっても大きなマイナスであると言わざるを得ないわけでありまして。しかも、お墓ができることで周りの土地の価格は下がってしまう。墓のそばの田んぼで百姓の仕事をするのは嫌だと、そんな声を数多くの人から聞きました。人生は生きていく上で、言いたくても言えない。特に田舎ではそんな風潮が強いものであります。俗人的なつながりもあります。地元周辺の評判が悪い、予想以上のものがあります。そんな声

がいっぱいあることを申し述べておきます。所見がありますれば、お願いをいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

霊園の建設に対しての所見だということですが、現在、法令に伴う手続中でございます。霊園につきましては、四季折々の自然と触れ合い、潤いと安らぎのある憩いの場として公園墓地というふうにお聞きをしております。また、先祖を身近に感じ、心の安らぎの場として霊園にしていきたいというふうに思いますし、また、環境面の配慮もぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

家は建てられんようになった、墓が来る。そして、当然、税金も入ってこない。今の答弁でいけば、そのかわり墓は心の安らぎになるやっかち、そういうところではちょっとなかなか理解をしにくいわけではありますが、執行部がそのような考えであるとすれば、私はそれは間違いであると言わざるを得ません。

いずれにしても、でき上がるわけではありますが、いつでき上がってということがわかれば、もっと突っ込んだ質問をするつもりでございましたけれども、まだその手続の途中であるということですから、ここでやめますが、いずれにしても、地元周辺の人たちはいい気持ちはしていないというのが実態であると、その辺はひとつ理解をしていただきたいと思います。

それでは、次に入ります。

クラゲの水揚げについて、2番の項であります。

森、里、海をつないで有明海を瀕死の海から宝の海に戻す道を探ろうと、第6回有明海再生シンポジウムが5月16日に開かれました。

さて、有明海では、クラゲが豊漁であるということを聞きます。中国へ大量に輸出をされていると、そういうことだそうではありますが、そこで質問しますが、一昨年、昨年、ことしのクラゲの水揚げを教えてください。

水産振興課長（中村正光君）

矢ヶ部議員の質問にお答えいたします。

有明海沿岸では、地元のほうでは通称、アカクラゲと呼ばれている大型のビゼンクラゲが、近年多く漁獲されております。もともとこのビゼンクラゲは、食用としてごく少量で漁獲されておりました。しかし、近年には食材として中国で需要が増加し、輸出されているようです。

一昨年、昨年、ことしのクラゲの水揚げ量についての御質問でございますけれども、統計データとしましては、クラゲの水揚げ量のデータはありませんけれども、有明海研究所に問い合わせいたしましたところ、農林水産統計年報、このその他の水産動物の項目にクラゲの

水揚げ量が含まれていると伺いました。その農林水産統計年報で申し上げますと、平成24年度約3,500トン、平成25年度約2,700トンとなっております。なお、平成26年度につきましては、まだデータは公表されておられません。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

この柳川の近くでとれるクラゲは、アカクラゲだと。ビゼンクラゲで、今までは少量しかとれていなかったと。ところが、この近年、なぜかとれるようになったと。そして、そのクラゲだけの統計はないということですね。大体クラゲ以外のはどういうのが入っているかわかりますか。

水産振興課長（中村正光君）

もともとクラゲにつきましては、水産の対象生物ではございませんので、調査対象生物ではないということなんですけれども、今申しあげましたとおり、農林水産統計の中では、その他の水産動物と、水産生物という項目の中にクラゲが主に入っているということです。クラゲのほかにつきましては、シャツパ、シャコ、そういうものが含まれているそうです。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ということであれば、今おっしゃった24年は3,500トン、25年は2,700トン、大体ほとんどがクラゲと理解していいですかね。どうでしょうか。

水産振興課長（中村正光君）

クラゲ以外はということなんですけど、今先ほど申しあげましたとおり、シャコ、アナゴ、マジックとか、こういうのが含まれているそうですけれども、やはり今の現状ではごく少量ということで、ほとんどがクラゲではないかと思われまます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。クラゲが豊漁ということは、俗にそれだけ魚が不漁であるということを知ります。有明海、柳川市、この近隣のここ5年以内の有明海の魚の水揚げ量、これはどうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

水産振興課長（中村正光君）

ここ5年間の漁獲量の推移について、お答えいたします。

平成22年から平成26年の5カ年間の推移になりますけれども、平成25年までのデータしかございませんので、福岡県の有明海区としての魚類漁獲量のデータを申し上げます。平成22年度515トン、平成23年度465トン、平成24年度271トン、平成25年度249トン。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、22年は515トンやったと、23年が465トン、それから、24年はがたと落ちたと、そして、25年は22年の半分ですね。515トンが245トンにも落ちたと。相当落ちていますが、だから反面クラゲがふえたということにもなると思いますが、そこでクラゲの中国への輸出高は、金額でもいいですが、どうなっているか、お伺いをいたします。

水産振興課長（中村正光君）

中国への輸出高につきましては、税関調査によります。平成24年度約3,300トンで、とれ高が約830,000千円、平成25年度2,500トン、約950,000千円、平成26年度約1,500トンで、とれ高約960,000千円となっております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ちょっと聞き漏れたかもしれんけれども、3,300トンで10,830,000千円ですか、ちょっともう一遍。

水産振興課長（中村正光君）

平成24年度、3,300トンとれまして、金額約830,000千円でございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

24年が3,300トンで10,830,000千円やろう、その次が2,500トンで9億円と、ちょっと済みませんが。（発言する者あり）そうやろう、何か違おう。

水産振興課長（中村正光君）

もう一度申し上げます。

平成24年度、3,300トン、830,000千円です。平成25年度、2,500トン、950,000千円です。平成26年度、1,500トン、960,000千円です。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

といえば、値段がずっと上がってきたということになるですね、単純計算では。そう理解していいですかね。

水産振興課長（中村正光君）

平成24年度と26年度も比較しましたとおり、単価のほうが高くなったと考えられます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、もう24年と26年はたった2年間で倍になったということですね。単純計算ですね。わかりました。これはまた今後の参考にさせていただきます。これでクラゲの水揚げについては終わります。

次は、ごみ焼却場等建設の“轍”について、質問をいたします。

佃町に現在ありますクリーンセンター、その前に、東側の道路を隔てたところに一番口のクリーンセンターがつけられました。旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の一部事務組合で建設をいたしました。当時、建設事業費は幾らだったのか、お伺いをいたします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

質問にお答えをさせていただきます。

現在のクリーンセンターの建設事業費は幾らかという、そういう御質問にお答えをさせていただきます。

まず、施設の建設概要でございますが、施設の敷地面積は1万……（「そのとき一番口につくったときの建設事業費は幾らかやん」と呼ぶ者あり）申しわけございません。資料を見つけないで（「なか。よかよ」と呼ぶ者あり）現在のセンターの概要で（「それはまた聞きます」と呼ぶ者あり）申しわけございません。なら、説明させていただいていいですか。（「もういいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

14番（矢ヶ部広巳君）

私はそのように通告いたしておったつもりではありますが、済みません、私の説明が不足やったかもしれませんから。私のほうが謝っておきます。

その最初にクリーンセンターをつくったときに、残念ながら、もう御存じの方もあると思いますが、クリーンセンター建設に当たって、多くの議員が逮捕されました。その内容はどうだったのか、お尋ねをいたします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

当時のクリーンセンターの建設に当たって多くの議員が逮捕されているが、その内容はということでお答えをさせていただきます。

まず、50年ぐらい前のことございまして、過去の事績を調査いたしました。事件の概略を説明いたします。

現在、稼働しております、議員さっきおっしゃいましたように、クリーンセンターの一つ前のごみ焼却施設を、道路を挟んで東側にあります現在のグラウンド部分に建設をしていた昭和39年末から昭和41年春ごろのことでございます。当時の一部事務組合であった柳川市・三橋町・大和町じんあい処理組合を構成している1市2町の議員4名と元議員2名、そのほか地元の関係者2名の計8名が、特定の業者に焼却施設を受注できるよう便宜を図り、金銭の贈収賄にかかわったとして、昭和42年12月に逮捕されたという事件でございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

現議員が4名、元議員が2名、そして、一般の人が2名、トータル8名。当時、たしか大阪府警に逮捕されております。ほかの事件を調査しよって、これがたまたまメモが出てきて、その汚職事件ということで大阪府警に逮捕されました。本当にこんな事件は二度とあって

はいけません。そこで、建設されようとしておる今度のごみ焼却場と火葬場のそれぞれの総事業費をお願いいたします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

それでは、ごみ焼却施設建設、それから火葬場施設建設のそれぞれの事業費について、お答えをさせていただきます。

まず、ごみ焼却施設の総事業費からお答えをいたします。

平成27年6月議会で藤丸議員にお答えをさせていただきましたとおり、27年度、28年度に行う調査設計が済んでおりませんので、具体的な総事業費は出ておりませんが、メーカー10社を対象としたアンケート調査を実施して、それをもとに試算いたしましたところ、ごみ焼却施設規模1日当たり92トン規模で、外構工事を含め、消費税抜きで約90億円と試算をされております。

次に、火葬施設建設の総事業費についてでございますが、みやま市・柳川市広域火葬建設基本構想策定業務報告書において、火葬場建設部分の用地購入費や消費税を除いて、2,050,000千円と事業費が示されております。

しかし、東日本大震災からの復興事業、それからまた、オリンピック開催に伴う建設需要の伸びなどにより、全国的に建設事業費が高騰しておりますので、今後、整備費については増加するという事も予想されます。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、ごみ焼却場は今の時点では一応90億円、そして、火葬場が20億円と。前もって全協のときでしたかね、報告を受けたのは、その中で火葬場が20億円のうち、柳川市の負担は12億円。ごみ焼却場90億円のうち、柳川市の負担は42億円ということだったが、今言われたように値段がずっと上がっていると。そして、これをかなりオーバーをするかもしれないということで、大変な金額であります。こうなれば、俄然、蜜に群がるアリたちが虎視眈々と狙っているかもしれせん。いや、事実そういううわさをあちこちで耳にしております。組合長、副組合長である金子市長、みやま市長は、ひとつ毅然たる態度で取り組んでもらいたいと思いますが、所見をお願いいたします。

市長（金子健次君）

市長の所見をということでございますので、私からお答えをさせていただきます。

先ほど課長が申し上げましたが、柳川市・三橋町・大和町じんあい組合時代に、ごみ焼却施設の建設をめぐる贈収賄事件があったことは大変残念なことであり、決して、二度とあってはならないことというふうに思います。

事件当時は、指名競争入札が主流で、予定価格や最低制限価格等も非公開でしたので、このことが特定の業者に便宜を図ることにつながっていたのではないかと推測をされます。

しかし、現在では、高額の入札は最低制限価格及び予定価格は事前に公表されています。

また、最近では、単に価格の安さだけで選定したのでは、期待した結果が得られない場合もございますので、価格だけではなく、今までの実績や周辺環境への対応、性能、品質などの技術提案を求め、その中から総合的にすぐれた者を選定するやり方を取り入れた発注者がふえているところでもございます。

今後、有明生活環境施設組合が発注いたします火葬場施設、ごみ焼却施設の建設につきましても、価格だけではなく、環境への配慮、すぐれた性能、安全性、経済性など総合的な評価をいたしまして、最良の施設の整備をする予定でございます。

したがって、業者選定の方法は、各業者からさまざまな施設の整備に関する事項を提案していただき、その中から最優良な整備システムを採用することといたしておるところでございます。

また、ごみ焼却施設整備につきましては、提出された各種の提案書等の審査は大学の先生方などさまざまな分野で専門的な知識をお持ちの外部の委員にも審査をお願いをいたしております。このことにより、外からの介入はできない組織体制といたしております。

さらには、そこに従事する職員等も公共調達の透明性や公平性をより一層高めるよう指示をいたしているところでもございます。

矢ヶ部議員には御心配をおかけしておりますが、私は、柳川市長として、また、有明生活環境施設組合の副組合長として、何事にも毅然たる態度を貫くとともに、市民の皆様から一片の不信も招かないという確固たる決意を持って、組合長であります西原みやま市長とともに、火葬施設及びごみ焼却施設の建設に全力で取り組んでまいります。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

くれぐれもひとつよろしく願いいたします。

クリーンセンターをつくることで汚れとったということになれば、大変な問題になりますから、二度と柳川市から手錠をかけられる人が出ないように、よろしく願いをしておきます。それで3番の項は終わります。

非常に時間が気になりまして、丸々使えば時間が過ぎてしまうということになればまずいと思ひまして、できる限り、あと四、五分で終わりたいと思ひますが、個人情報保護条例の限界について、お伺いをいたします。

御存じのように、この法律、条例は2003年に制定をされました。その運用について質問しますが、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の適正な取り扱いに関する基本理念を定めとありますが、本市ではどのような基本理念を定めてあるか、お尋ねをいたします。

総務課長（白谷通孝君）

本市での個人情報保護条例での理念ということにお答えいたします。

個人情報の保護に関する法律、先ほど矢ヶ部議員が申されました法律につきましては、我が国の個人情報保護制度の基本原則と民間部門における個人情報保護を定める法律であります。同法第3条で「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」ということで基本理念を規定しております。また、同法律第4条、第5条におきまして、国及び地方公共団体の責務が定められておるところでございます。

本市の柳川市個人情報保護条例では、法の趣旨にのっとり「実施機関は、市民の基本的人権を尊重して、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない」こと、及び「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない」ことをその責務として定めておるところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

世の中は、4人に1人が65歳以上という超高齢化社会となっております。靴や傘を間違えて持ち帰る、よくあることであります。取り違えてすぐに気づけばいいわけですが、1週間も10日も過ぎて気づいたときには、その間に立ち寄ったところをたどることになりますが、高齢者同士でもその記憶も曖昧となるわけでありまして。幸いにして、その取り違えた傘とか靴に名前が書いてあったときに、当然、間違いをされた方は電話帳で名前を調べたりするわけですが、それでもわからないときは、やっぱり市役所へ、　　さんは柳川に住んでおるかんもとか、あちこちの市に尋ねるわけでありまして、そこで質問をしますが、返ってくる返事は、どこの市役所も判で押したように、個人情報にひっかかるけんがら、それは教えることはできませんというのが通り一遍の回答であります。個人情報保護条例の目的には、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするとありますが、この目的に傘や靴の持ち主が、おたくに住んでおられますか、どうでしょうかという問いになぜ答えられないのか、なぜ触れるのか、教えてもらいたいと思います。

総務課長（白谷通孝君）

確かに今回の矢ヶ部議員の傘や靴という形でのお問い合わせにつきましては、全くの善意によるものですので、このような対応につきましては、心外に思われたかもしれません。

しかしながら、平成24年度に神奈川県逗子市におきまして、ストーカー被害者が、市役所への電話で住所を探られまして、殺害された事件がございました。一般的に申し上げまして、第三者の方からの電話に対して、市役所のほうが特定の個人の方の情報をお伝えするということはあり得ないというふうに考えられます。

法律の目的で述べられておりますように、個人情報保護制度の最重要の目的につきましては、個人の権利利益の保護でございます。したがって、本人の同意なしに個人情報をお伝えしないといったことにつきましては、何とぞ御理解をいただきたいというふうに考えて

おります。

なお、個人情報につきましては、何でも保護しなければならないと、いわゆる過剰に誤解をいたしまして、必要以上にその利用を控えるという向きもございますけれども、緊急災害時などにおいて、一定の配慮を行いつつ、個人情報を活用するといったことは可能でございます。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

それについても、傘とか靴を取り違えた、持ち主の名前は書いてある、それなのにそういう個人情報問題でひっかかると。何かその辺がですね、逸脱した運用がなされているような気がしてなりません、今の答弁はしようがないわけですが。

だったら、そんならどこで、名前はわかるとるばってん、どこに行けばいいのか、そういうアドバイスがあれば教えてください。

総務課長（白谷通孝君）

アドバイスということでございますが、傘や靴の間違いが生じたであろうという施設の管理者、またはその施設の拾得物、落とし主等の管理者の方に十分事情を御説明されまして、矢ヶ部議員御自身の住所、名前、連絡先等をお伝えになりまして、もし落とし主の方からのお問い合わせがあった場合は、矢ヶ部議員御本人の個人情報を提供しても構わないという申し出をされて、その落とし主の方からの連絡があった場合に、議員御本人にその管理者等から御連絡をしていただくとか、そういった場合が考えられるかと思えます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

もう答弁は要りません。最初言いましたように、すぐ気づけばよかっちゃん。どこでなくしたかね。例えば、婦人会館で持ってきたと。それがやっぱり、そういうときは往々にして1週間なり10日過ぎてから、あらっと思って気づく場合が多いわけですよ。特に傘なんかはね、雨が降るときやなかと差さんからですね。

そういうことで、警察に行けばいいとですかね、そういうアドバイスもできないわけですかね。何かそこが解せんですよ。理解がされますか、されんかも、あなたが言うともじごち思われますが、どうでしょうかね。

総務課長（白谷通孝君）

質問の通告を受けました際に、警察のOBの方に拾得物で名前等入っている場合、警察はどう対応されますかというのをお聞きしました。正式に警察署にお聞きしているわけではございませんけれども、OBの方にお聞きをいたしました。その際は、名前が入っていても、傘等につきましては、その方の名前を調べて持ち主を特定してまでは電話はできないということで、あくまでもなくされたという方の申し出があるまでお待ちいたしますと、傘につき

ましては通常そういった取り扱いをしているはずですという形でお話を伺いましたので、今回、警察の部分につきましては照会をしなかった次第でございます。よろしくお願いいたします。

14番（矢ヶ部広巳君）

何となく、この個人情報保護条例というのは、何か自分の気持ちを早く相手に知らせて、あるいは謝ったりすることができないような法律になっておるのではなからうかという疑問を感じまして、きょうの一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、20番梅崎和弘議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんこんにちは。20番、日本共産党、梅崎です。発言通告に従って行います。

まず、第1点目は、戦争法案に対します市長の見解についてであります。

ことしは戦後70年の終戦記念日です。今の日本の政治情勢は、戦争か平和かの重大な分かれ目に立っている、このように言われております。憲法9条を生かした平和日本を築くために、思想、信条の違いを超えて、平和を願う全ての国民が力を合わせていく必要があると思っております。

安倍政権は、戦後70年の平和な歩みを断ち切り、歴代内閣の憲法解釈を覆して、戦争法案を衆議院で強行し、参議院でも強行しようとしております。日本をアメリカとともに海外で戦争する国につくりかえようとしております。

この憲法破壊に対しまして多くの人たちが抗議の声を上げ、日本各地でデモ行進が行われております。自民党推薦の憲法学者の3人が、集団的自衛権は憲法違反だと言われております。8月30日、国会周辺では12万人のデモ、そして、全国1,000カ所で戦争法案反対、安倍政権退陣の行動が行われております。私たちも城南町交差点を初め3カ所で、横断幕、プラカード、のぼり旗を掲げまして、街頭宣伝を行いました。これに対しましては多くの方から手を振ってもらい、頑張れという激励を受けております。

元自民党幹事長だった古賀誠さん、元自民党副総裁の山崎さんは、安倍政権が進める安全保障法は戦後70年の安倍政権の大転換である、国の最高法規の憲法にかかわる大変な問題であり、専守防衛を捨て、アメリカの戦争に加わることだと言われております。

このような戦争法案の動きに対しましての市長の見解をお願いいたします。

次に、マイナンバー制度についてでございます。

8月31日の全員協議会におきまして、国から発行されましたパンフレット「マイナンバー 社会保障・税番号制度」についての説明がありました。

パンフレットによりますと、マイナンバー制度は期待される効果としては大きく3つ挙げられました。1つ目は、公平、公正な社会の実現により、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになる。2つ目は、国民の利便性の向上により、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。3つ目は、行政の効率化により、国民の行政ニーズにこれまで以上に対応できるようになります。こういうことで、よいことづくめの説明だったんじゃないかと思っております。

このパンフレットの内容につきまして、問題点について5点ほどお尋ねいたします。

この1点目としまして、パンフレットの中に本当に困っている方へのきめ細かな支援ができるとありますけれども、具体的にはどういう支援なのか。

2点目が、日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで全員に12桁の番号をつけ、国が管理し、税や社会保障の手続などに使用する仕組みです。生後間もない子供に対してはどのような対応をされるのか。

3点目は、申請書には本人の写真が必要ですが、この写真ですが、自動車免許証のように何年ごとにその書きかえが必要なのか、また、有効期限はどうなっているのか。

4点目が、市民に対します周知徹底についてですが、どのように考えておられるのか。

5点目としまして、このマイナンバー制度の実施に際しまして、職員の配置、組織機構はどうなっているのか、お尋ねいたします。

次に、介護保険の問題についてであります。

介護保険サービスの負担増が8月から始まっておりますけれども、これまで1割負担だったのが、介護保険制度で初めて一定所得の以上の人は2割になっております。

一般的な介護保険の改定と福岡県介護保険広域連合の方針と当てはまらない面もあると思っておりますけれども、その辺を勘案しましての説明、答弁をよろしくをお願いいたします。

利用料の本人負担は2000年に介護保険が始まってからずっと1割負担でしたけれども、今回の2割負担への引き上げは制度発足以来初めてであります。2割負担になるのは単身で年金収入が2,800千円以上、夫婦で3,400千円以上の方が対象になります。月約15千円の利用料だった場合、今後、夫婦2人で30千円以上にはね上がります。年金収入は実質的に減る一方でありまして、これは大変な負担増だと思います。

1点目としまして、要支援1と2の訪問、通所介護の保険給付外し、特養の入所要件を要介護3以上に限ると言われておりますけれども、こちら辺どうなっておりますか。

2点目、グループ別保険料の問題としまして、CグループからBグループに移行した場合、年間13,864円の値上げになると言われておりますけれども、柳川市の場合は既にCグループからBグループになっておりますけれども、この保険料はどうなっていますか。わかれば、いつから幾らになっているという年代を入れて御答弁をお願いいたします。

3点目が、Cグループに戻ることができるように対策をとるべきだと、このような質問をしてきましたけれども、どのような対策をとられたのか。

4点目が、要介護認定を受けながら2割の方が利用されていない、こういうことをお聞きしておりますけれども、実態は把握されているのか、お尋ねいたします。

5点目は、改悪された介護保険法では、法的には要支援者のホームヘルプ、デイサービスは2017年度までに市町村の総合事業に移行することになっておりますけれども、この市のほうの進捗状況はどうなっていますか。

次に、市民要望につきましてです。いわゆる冷水器の設置状況について。

ことしは大変暑い日が続き、熱中症で死亡されるという大変痛ましい事件が日本あちこちで起こっております。そこで、体育館の冷水器の設置状況はどうなっているのか見に行きましたところ、もう4年ほど前から取り外しているということでした。

まず、体育館利用者の方が冷水器の修理を申し込んだところ、自動販売機のジュースの売り上げが悪くなると、このように言われたそうですけれども、冷水器を撤去された真意はどこにあるのか。

設置責任者はどこなのか。

それから、この冷水器、市内各施設にどれだけ設置されているか。

また、自動販売機への売り上げはどうなっているのか、その売り上げはどのように使われているのか、お尋ねいたします。

次に、市民要望の2番目ですけれども、やながわファミリー・サポート・センターについてです。

この制度は、子供の預かりなど子育てのお手伝いをしたい人、援助会員と、子育ての手助けをしてほしい人、依頼会員が会員として登録をし、地域の中で一時的な子育ての手助けを行い合う会員組織のことであり、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とするとあります。子供は柳川の宝、子育てするなら柳川という、本当に大変役に立っている事業ではないかと思っております。

そこで、パンフレットの中にありましたけれども、なぜ今、子育てに地域力が必要なのか。

2点目、柳川市、みやま市、大牟田市は社会福祉協議会に委託、筑後市、八女市は直営と聞いておりますけれども、それぞれの利用料金はどうなっているのか。

3点目、おねがい会員さん、まかせて会員さんはどれくらいおられるのか。

以上、第1回目の質問です。御答弁をよろしく申し上げます。

市長（金子健次君）

それでは、梅崎議員の安全保障関連法案の質問についてお答えをいたします。

安全保障をめぐる問題については、国の外交、防衛等に係るもので、国政レベルの問題であります。地方自治体の市長である私が安全保障関連法案に対しまして賛成か反対かの見解を述べることは控えさせていただきます。

私は、国会で議論が進められている安全保障関連法案については、市民一人一人が安全保障の問題について関心を持ち、議論を深め、主権者である市民が政治への関心を高めることが重要であると考えています。

安全保障関連法案については、現在、国において議論がなされており、引き続き国民に対する説明も含め、十分な議論を尽くしてもらいたいと思っています。

国の防衛は国の専権事項であり、国会の場で判断されるべきであります。戦後70年の間、日本の平和を支えてきたものは日本国憲法であります。

日本は、戦争の放棄を定めた日本国憲法を守り、今日の平和を維持し続けてきました。この戦後70年の節目の機会に、改めて戦争放棄の意志を強く持ち、世界平和を訴え、次の世代に引き継いでいくことが私たちの使命であると私は認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

市民課長（徳永雅子君）

梅崎議員の御質問にお答えいたします。

1点目の本当に困っている方へのきめ細やかな支援の具体例についてお答えいたします。

平成23年に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された社会保障・税番号大綱の中で、総合合算制度（仮称）の導入や、高額医療、高額介護合算制度の現物給付化など、よりきめ細やかな社会保障給付の実現が可能となると示されております。

しかし、具体的な支援の内容につきましては、現段階までに国から示されておられませんので、具体的な内容が示され次第、適切に対応していくことといたしております。

2点目の生後間もない子供などへの対応についてということについてでございますが、個人番号は住民基本台帳に記録されている全住民に付番されますので、新生児に関しては出生届が提出されましたら、12桁の個人番号が付番され、通知カードによりお知らせすることとなっております。

個人番号は原則として生涯同じ番号を使いますので、通知カードなどの管理については親などにより適切に管理をしていただくこととなります。

3点目の個人番号カードの有効期限はということでございます。

来年1月から希望される方に交付する個人番号カードは顔写真つきですが、その有効期限は、20歳以上は発行から10回目の誕生日まで、20歳未満は容姿の変動が大きいことを考慮して、5回目の誕生日までとされております。

4点目の市民の皆さんへの周知についてでございます。

マイナンバー制度については、国において、ホームページの開設、啓発用ポスターの配布及びコールセンターの設置などにより周知を図られております。市におきましても、市報や市のホームページにより、随時、制度等についてお知らせをいたしております。今後も機会を捉えて、制度についての周知を行ってまいります。

また、10月に通知カードが送付される際には、制度についての説明書なども同封されることとなっております。

なお、本年10月5日から通知カードの送付が開始されることから、10月にマイナンバー制度について周知するためのチラシを全世帯に配布することとしておりますが、わかりやすい内容としたいと思います。

以上です。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、3番目の介護保険についての御質問の1点目、要支援1・2の方の訪問・通所介護の現状と、本年4月から特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上となっておりますが、その状況についてお答えします。

本市では、新しい総合事業への移行、整備等に検討を要するということから、平成29年4月から総合事業を開始したいと考えております。総合事業を開始するまでの移行期間中においては、現行の介護予防給付サービスを利用していただくこととなりますので、要支援1・2の方の訪問・通所介護は昨年度までと同様で変更等はあっておりません。

次に、特別養護老人ホームの入所要件の変更に関してお答えいたします。

本年度から新たに特別養護老人ホームに入所できるのは要介護度3以上となったため、要介護1または2の方については、市町村長の意見が必要となっております。本年8月1日現在で調査した本市の特養入所の待機者数は301人ですが、そのうち要介護1・2の方は35人となっており、全待機者に占める割合は11.6%となっております。

次に、2点目のグループ別保険料についてお答えします。

柳川市は、平成21年度以降、また、前期の第5期においてBグループ、今年度から29年度までの第6期期間においても同じくBグループに属することになりました。したがって、Bグループの第5期保険料の基準額は年額で58,466円で、第6期保険料の基準額は年額66,535円となっており、年額で8,069円、月額で673円の上昇となっております。

次に、3点目のCグループに戻るための対策等についてお答えします。

介護保険料の上昇を抑えるためには、介護サービスに係る給付費をいかにして抑制するかにかかっております。そのためには介護予防事業を充実させ、自分の健康は自分で守り、いつまでも健康で自立した生活を送っていただくことが重要となっております。

現在、柳川市では理学療法士等の指導による運動器の機能向上、栄養士等による栄養改善、

歯科衛生士による口腔機能の向上などを目的とした介護予防教室の開催や、看護師による訪問指導等を積極的に実施しているところでございます。

次に、4点目の要介護認定を受けながら2割の方が利用されていないようだが、実態を把握されているかという御質問にお答えします。

平成26年3月末時点における本市の未利用率は17.9%となっております。この理由といたしましては、要介護認定を受けたけれども、思っていたより介護度が低かったなどによりサービスを利用しない人や、医療施設への入院等が考えられます。そのほかには車椅子や歩行器など福祉用具の借り入れ、手すりの取り付けや自宅の段差解消などの住宅改修を目的として介護認定を受けられる人もあります。

次に、5点目の御質問の総合事業移行の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

議員御質問のように、介護保険の制度改正により、平成29年4月までに要支援1・2の高齢者の方が利用する訪問介護や通所介護は、これまで全国一律である介護予防給付から、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになりました。

このため本市では、本年度から水の郷やサンブリッジにおいて、新しい総合事業の通所型サービスを見据えたプログラムを導入した介護予防教室を開催し、平成29年度からの移行に対応できるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

人事秘書課長（平田敬介君）

ちょっと私の答弁が飛んでおりましたので、職員の配置、組織機構はどうなるのかということで、マイナンバー制度に関する質問にお答えしたいと思います。

まず、マイナンバー制度導入に当たりましては、これまでに関係する市民課、税務課、福祉課、子育て支援課、企画課、人事秘書課など、窓口、税、福祉、電算システム、人事給与の担当者計15名を4回に分けて福岡県市町村職員研修所で開催されたセミナーに派遣したところです。

セミナーでは、制度の内容はもとより、制度導入に向けた課題や留意点、運用上の安全対策などについて研修を受け、それぞれの担当業務上の課題対策について検討しているところです。

加えて、マイナンバー制度の人的リスク管理を徹底するため、制度が導入される今の時点で全ての職員がしっかり制度を理解し、リスク管理とコンプライアンス対策が図られるよう、全職員を対象として10月中に総務省地域情報化アドバイザーを講師に招いて研修を実施し、職員教育について徹底していきます。

また、システム・ハード面の対策として、庁内のパソコンを住民基本台帳システムにつながるものとインターネットにつながるものとに切り分け、職員ごとに参照権を設定して、システム上で人的利用制限をかけるなど情報漏えい対策を徹底し、ソフト・ハード両面から万

全の対策をとることとしております。

以上のとおり、職員教育やシステム対策には万全を期しますけれども、マイナンバーの担当の職員を別に配置したりとか、それから、マイナンバーに関して組織機構を変更したりというようなことは考えておりません。

以上です。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市民要望のうちの冷水器の設置状況について御説明申し上げます。

まず、冷水器を撤去した真意と、当時設置した責任者は誰かという御質問でございます。

まず、市内の体育館の冷水器の現状を申し上げますと、柳川市民体育館では、時期は不明でございますが、故障してからは覆いをかぶせた状態にして、修理せずに利用できない状態になっております。

また、三橋市民体育センターと大和B & G海洋センターにつきましても、かつては冷水器を設置しておりましたけれども、故障を機に撤去をしております。

設置は、いずれも市の責任で行っておるところでございます。

いずれの体育館も冷水器を新しくしていないというのは、衛生面で問題があるのに加えまして、利用者みずからが水筒を持参されましたり、自動販売機でスポーツドリンクを購入されたりして、冷水器の設置を求める声が担当のほうに届いていなかったということでございます。

今回、梅崎議員の御質問を受けまして、体育館の職員には利用者の誤解を招くような受け答えをしないように注意を促してきたところでございます。

次に、2つ目に市内の公共施設での冷水器の設置状況についてお尋ねでございます。

市内の公共施設での冷水器の設置状況でございますが、まず、生涯学習課所管の屋内の施設のうち、冷水器が設置されておりますのは大和公民館のみでございます。ただし、先ほど答弁申し上げましたように、市内の体育館につきましては、かつて設置しておりましたが、故障に伴い更新をしております。

生涯学習課以外の部署が所管する施設では、図書館の昭代分館と蒲池分館に設置されておりますほか、柳川市総合保健福祉センター「水の郷」の温泉施設「南風」内に冷水器が設置されております。

なお、柳川庁舎と大和庁舎、あめんぼセンターにも、かつては冷水器が設置されていたということでございますが、衛生面の問題でありますとか故障に伴いまして、現在はいずれも撤去されておるということでございます。

最後に、自動販売機の売り上げは1缶当たり幾らなのかということで、その利益はどう活用されているかということでの御質問にお答えをいたします。

市内の生涯学習課のスポーツ施設に限ってでございますが、昨年に7台、今年度は新たに

2台ふやしまして、合計9台の自動販売機が設置してあります。いずれの自動販売機も市ではなくて、柳川市の体育協会が設置しております。

このため、販売されます清涼飲料水の1本当たりの利益というのは把握はしておりませんが、平成27年度の同体育協会の総会資料にあります26年度決算書によれば、当時設置されておりました7台の自動販売機から894,430円の売上手数料が収入として上げられ、その収益は事業に充てられておるといふことでございます。

なお、自動販売機の設置に当たりましては、体育協会が市から許可を得た上で行政財産使用料を支払うことが条件になっております。26年度には体育協会から市に370千円が支払われているということをお知らせさせていただきます。

以上です。

子育て支援課長（田中勝裕君）

梅崎議員のファミリー・サポート・センター事業に関する質問にお答えいたします。

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結び、子育てをサポートする事業として平成23年8月から開始している事業でございます。年々利用件数はふえ、平成26年度では738件の利用がっております。

さて、質問の1点目でございます。なぜ今、子育てに地域力が必要なのかということですが、近年、核家族化が進み、さらには少子化が進行する中、身近に相談する相手がいない、身近に子育てをしている人が少なく、子育てを学ぶ機会がないといった理由から、育児に対する不安感や孤立感を感じる親がふえています。

また、祖父母を初めとする親族の子育て中の親子に対する支援のあり方もさまざまであり、子育て家庭の中には全く支援を受けられない家庭もおります。

さらには、就労形態の多様化も相まって、子育て支援に対するニーズは多様化しております。

地域や子育て支援拠点などで実施されている相談や親同士の交流による子育ての不安を軽減する取り組み、また、会員組織で運営されているファミリー・サポート・センターによる子供の一時的な預かりなどの子育て家庭に寄り添った子育て支援は、支援を必要とする家庭にとってなくてはならないものになっていると感じているところでございます。

次に、質問の2点目の近隣自治体の利用料金ですが、月曜から土曜までの午前7時から午後7時までの平日昼間の料金と午後7時から午後9時までの平日夜間及び日曜祝日の料金をお答えいたします。

まず、柳川市は、平日昼間は1時間600円、平日夜間及び日祝日は1時間800円です。大牟田市も同額でございます。

次に、みやま市と八女市ですが、この2市は同額で、平日昼間は1時間200円、平日夜間及び日祝日は1時間400円です。

筑後市は、平日昼間は1時間300円で、平日夜間及び日祝日は1時間400円となっております。

3点目の会員数についてですが、平成26年度末の人数でお答えします。

育児の援助を受けたい人であるおねがい会員が157人、援助をしたい人であるまかせて会員が71人、どちらにも登録されているどっちも会員が23人となっており、合計の会員数は251人となっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

まず、最初の戦争法案に関しまして、市長の御答弁、本当にありがとうございました。

最近では元最高裁長官も集団的自衛権は憲法違反だと言われております。戦争に行くのは若い人たちが中心です。私も男の孫が4人いますけれども、柳川の子供たちを初め、戦場で殺し、殺されないような柳川市民の生命と財産を守るために、これからも頑張っていきたいと思っております。どうか今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

それから、マイナンバーについての2回目の質問でございます。

よかったら、もう少しゆっくり答弁ばしてくれませんか。ちょっとこっち、書こうでしたっちゃん書かれせんし、何ば言いよらっしゃかちいうて、よかったら、ぜひもう少しゆっくり言うてもらわんと、何じゃいっちょんわからんごとになってきた。

2回目でちょっと総括して質問したいと思っておりますけれども、市民の皆さんにこの周知徹底をするとき、国が発行しているパンフレット、また、全員協議会 済みません、ちょっとその前に、失礼しました。

このマイナンバー制度の事業は国が主体でありますので、市当局としてはわからない点も現時点ではあると思っております。いわゆる今後の検討とか問題点を含めて質問をさせていただきますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

ということで、1点目ですけれども、市民の皆さん方に周知徹底をするとき、国が発行しておりますパンフレット、いわゆる議員の全員協議会で説明された資料で行われるのか、もっとわかりやすい資料でされるのか。

今回行われました資料は、8ページが概要説明、そして、10ページが事業者向けになっておりまして、このような資料は市民の皆さんに説明するのは不十分だと思いますけれども、柳川市独自といいますか、国、県からのもっとわかりやすい資料が来るのかどうか、お尋ねいたします。

市民課長（徳永雅子君）

早口で申しわけございませんでした。なるだけゆっくりさせていただきます。

先日の議会全員協議会で使用されたパンフレットにつきましては、国より配布されたもの

でございますが、全世帯分数量がございませんので、世帯配布はいたしません。

市民の皆様への周知は、先ほど申し上げましたとおり、市報やホームページを通じて行っていきたいと考えております。なるべくわかりやすいものを心がけていきたいと思っております。

20番（梅崎和弘君）

市民へのお知らせとして、市報とかホームページ等ありますけれども、このホームページですね、やはり年寄りの方はなかなか使われていないとか、使われないんじゃないかなと思っております。そして、ひとり暮らしのお年寄りの方、理解ができるかどうかは私ちょっと心配をしておるわけでございます。今、やはりこういうことから、ナンバーを盗まれ、こういうことが出てくるんじゃないかなと思っております。

今現在、民生委員さんたちが月に1回、ひとり暮らしの方に家庭訪問をされておられますけれども、このような民生委員さんの協力も得て、ひとり暮らしのお年寄りの方、特に説明をしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

それと、もう1つは視覚障害者の方ですね。どのようなカード、いわゆる点字カードを発行されるのかどうか、お尋ねいたします。

市民課長（徳永雅子君）

視覚障害者の方への対応といたしましては、10月5日から全世帯に簡易書留で通知カードが送付されますが、その封筒の裏面には、マイナンバー通知と点字で表記されるとともに、携帯電話などで簡単な説明が聞ける音声コードもつけられるようでございます。また、通知カード自体につきましては、点字の表記はありませんが、同封される個人番号カードの交付申請書に音声コードがついており、自分の個人番号が何番ということと簡単な説明が聞けるようになっているようです。

なお、個人番号カードにつきましては、申請時に希望されれば、点字の表記ができることとなっているようでございます。

20番（梅崎和弘君）

次に、マイナンバー制度に対応する情報システムの準備を手がけていない企業や地方自治体が8割以上あると聞いておりますけれども、これを予定どおり運用開始すれば、かなり混乱が起こるんじゃないかなというふうにも言われておりますけれども、市における進捗状況はどのようになっておりますか。

副市長（成松 宏君）

ただいまのシステムのマイナンバー制度に係る進捗状況について御説明させていただきます。

マイナンバー制度に対応するシステムの準備につきましては、本市では平成26年5月に柳川市番号制度検討委員会を設置しまして、関係13課で必要となるシステム改修や条例改正の

準備を進めているところでございます。

その中で、平成26年度から27年度の2年間で10のシステムの改修を進めているところでございます。具体的には、住民基本台帳、地方税、統合宛名、生活保護、障害者福祉、児童福祉、後期高齢者医療、国民健康保険、健康管理、国民年金、以上の10のシステムとなっております。

マイナンバー利用開始時である平成28年1月までには、これらのシステム全てが稼働できるように作業を鋭意進めているところでございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

いわゆるマイナンバー開始、それから、通知カード発行、この運用開始によって多くの市民の方が市役所に訪れられることが予想されます。その場合、先ほどは職員の関係は考えていないと、職員の配置とか組織機構は考えていないということでしたけれども、職員の方は日常業務とマイナンバー関係業務と重なることや、また、電話での問い合わせなど、職場が大混乱することも私はあるんじゃないかなと思います。

このようなことに対して、どのような対策を考えておられるのか、お尋ねします。

副市長（成松 宏君）

マイナンバーの発行に当たって多数の方が市役所のほうに来られて混乱することはないのかということでございますけれども、基本的にはマイナンバー発行の場合は市民課のほうで一義的にはまず対応になります。来年の1月以降に本格稼働になっていて、その場合に各課にそれぞれ対応する業務が発生するということでございますので、まず、第1段階では市民課という一つの窓口がはっきりしておりますので、そこは先般、昨日も議会の中でも御報告がありましたけれども、状況に応じて窓口の開庁時間を延長する等の対応をして、しっかり混乱がないように対応していきたいと思っております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

このマイナンバーのためにアルバイトや嘱託職員の方がナンバー管理をされることもあると思いますけれども、いわゆるアルバイトや嘱託職員の方、この方たちにも守秘義務が適用されるのかですね。そこら辺についてお尋ねします。

副市長（成松 宏君）

マイナンバーの取り扱いについて、どこまで臨時職員、嘱託職員まで広げていくかというのは、ちょっと済みません、今、検討しているところでございます。（152ページで訂正）仮にそういう方々がマイナンバーを取り扱うということになれば、当然、守秘義務は課せられるということになります。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

市民の方は、どなたがアルバイトや嘱託職員かわからないと思うんですよね。やはりそこら辺は専門職員といいますか、正職員の方が管理されることが一番ベターじゃないかなというふうに思っております。

2015年の5月に、日本年金機構に対するサイバー攻撃によりまして、年金の受給者等加入者の基礎年金番号や氏名などの個人情報約125万件が流出していたことが明らかになっております。今回の場合は、年金情報以上に広範な情報を収集するマイナンバー制度であります。このような情報漏えいが起きれば、被害は相当なものになるんじゃないかと言われておりますけれども、市当局としてのこのような対策はどのように考えられますか。

副市長（成松 宏君）

情報漏えいの話ですけど、済みません、先ほどの答弁で一部修正させていただきたいんですけれども、臨時職員、嘱託職員につきましては、先ほど私、検討をこれからということでしたけれども、今現段階で検討していることにつきましては、マイナンバーを扱える職員については認証キーというのを所持させるようにしておりますので、その認証キーは基本正職員ということになります。だから、今のところは正職員ということ考えております。

それから、情報漏えい防止の対策ですけれども、本市におきましては、インターネットやメールからの情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ対策を実施しております。一般的なコンピューターウイルスについては、アンチウイルスソフト（ウイルスバスター）により対策を実施しております。

また、外部からの侵入を防ぐため、インターネット回線や国や地方自治体のみが使用できる回線 L G W A N 及び住民基本台帳ネットワーク回線の出入り口に、セキュリティ機器としてファイヤーウォールをそれぞれ設置しております。

そのほか、住民基本台帳システムを閲覧するパソコンとインターネットへ通信するパソコンを切り分けることとしております。

また、人的セキュリティ対策においても、6月初旬の年金機構の情報漏えいが発覚した際には、全職員に対して一斉メールを行い、注意喚起を行ったところでございます。

さらに、10月に総務省地域情報アドバイザーを講師としてお招きし、全職員を対象にマイナンバーの取り扱い及び運用について研修を開催し、理解を促すとともに、特定個人情報保護に努めることとしております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

警察が法律上マイナンバー制度を活用できるようになっておりますけれども、この警察にとってもマイナンバー制度は国民監視の道具として利用価値があると言われております。警

察などからこのような情報提供を求められた場合、市町村としての対応はどうなるのでしょうか。どうするか、お尋ねいたします。

副市長（成松 宏君）

個人番号につきましては、来月10月5日より住民票に記載されます。このため、刑事訴訟法第197条2項に基づき、警察などから個人番号の記載のある住民票の交付請求等があった場合には交付することとなります。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ありがとうございました。

このマイナンバー制度の最大の狙いといいますが、これは国民の収入、財産の実態をつかみ、税、保険料の徴収強化と社会保障の給付削減を押しつけることではないかと思えます。

マイナンバー制度は、行政側からすれば、国民の所得、社会保障の状況を効率よく把握できますけれども、国民にとってはほとんどメリットがない。社会保障に係る国の財政負担、大企業の税、保険料負担を軽減するためではないかと、こういうふうな意見もあります。

アメリカや韓国では共通番号と個人情報セットで大量流出し、プライバシー侵害、犯罪利用、なりすまし被害が横行して、社会問題になっていると、このようにも言われております。

いわゆるこの制度導入に対しましては3,000億円以上の税金が使われると、また、その後の維持管理費も多額の費用が必要だと言われております。私としては、マイナンバー制度の実施を中止しても住民生活には何の支障もない、このような制度に対しましては、大幅な延期をするか、反対することも検討すべきではないかと思っておりますけれども、よかったら市長の見解をお願いします。

副市長（成松 宏君）

市長の見解ということでございますけれども、私が柳川市情報システムの管理運営及び情報資産の保護に関しての最高情報総括責任者を務めさせていただいておりますので、私のほうから御回答させていただきたいと思えます。

マイナンバー制度の導入につきましては、法律で定められております業務でありますので、本市としてもしっかり実施していかなければならないというふうに考えているところでございます。

このマイナンバー制度の導入により、公正な社会の実現、行政手続の簡素化、そして、市民の利便性の向上が図られる一方で、先ほど議員が言われたとおり、市民の方々の個人情報がサイバー攻撃などを受けて漏えいすることが心配されているということも事実でございます。

そのため、年金や医療、福祉、税など国の機関が情報管理している分野につきましては、

十分なセキュリティ強化をお願いしなければならないというふうに思っておりますし、本市が管理している住民基本台帳等のシステム上のセキュリティ強化をさらに進め、マイナンバー等の情報漏えいを防止するため、住民基本台帳等を利用するパソコンとインターネットを利用するパソコンの分離を行うこととしていただいております。

また、システムを運用するのは人間でありますので、マイナンバーを取り扱う部署においては、ヒューマンエラーを起こさないよう、しっかりとした情報管理の徹底を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

どうも副市長ありがとうございました。

じゃ、次に介護保険問題です。

この介護保険制度は、「みんなで支える老後の安心」、これを合い言葉に介護保険料を払うかわりに、いざというときには公的介護保険制度で十分な介護が受けられると、こういうことで発足をしたんじゃないかと思っております。しかし、まだ15年たっても安心できるものになっていないと思うわけです。

今後3年間にわたって行われる介護保険の制度変更は、介護保険料から利用者負担、それから保険給付の範囲など、幅広くわたっていくんではないかと思っております。

今回の主な改悪は、1つが要支援者のホームヘルプ、デイサービスの保険外し、2点目が特別養護老人ホームからの軽度者の締め出し、3点目が利用者負担を所得によって2割負担にする、また、4点目としましては低所得者の施設利用者の食費、部屋代補助の削減などが挙げられております。

介護保険料は国保料と違いまして、年金からの強制天引きであるため、徴収率は98%になっている。このような大事なことにつきましては、介護保険広域連合の役員さんでいろいろ審議をされているんじゃないかと思えます。いわゆるどのような問題があるのか、今後の方針など、審議内容などについて市民に対して報告が少ないと思えますけれども、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

3点ですけれども、この役員は何名なのかということと、どのような方たちがこの介護保険の広域連合の役員かということです。

それから、質問や質疑をされる方は何名くらいおられますかということと、以前も質問しましたけれども、広域連合だよりの発行ですね。以前質問しましたけれども、その後、何回か発行されたと思えますけれども、そのうちなくなってしまっておるんじゃないかと思うわけです。今から先、この介護保険制度、重要な問題があるんじゃないかと思うんです。そのとき広域連合としての問題点、取り組み、このことについて広域だよりを発行していただきまして、市民の皆さんに今から先の介護保険はこうなるよとふうな、そのような広域連合だ

よりをぜひ発行してもらいたいと思いますけれども、この件どうでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

先ほどは答弁の順番を飛ばしまして、申しわけございませんでした。

それでは、御質問に対してお答えいたします。

福岡県介護保険広域連合では、重要な施策の方針決定及び各支部間の連絡調整を主な目的として、福岡県介護保険広域連合運営協議会が設置されております。委員の構成は広域連合長と7名の支部長、それから、広域連合長が必要と認めた関係市町村長2名の計10名となっております。この委員には構成団体の市町村長がなっております。

それから、次の御質問でございます。福岡県介護保険広域連合議会における一般質問の回数につきましては3回まで、質問時間は執行部答弁を除き合計で15分以内となっております。それから、質疑につきましては1議案につき3回までで、質疑時間は執行部答弁を除き合計10分以内となっております。

それから、質問者は何名かということでございますけれども、それぞれの議会によって異なっておりますけれども、大体2名から3名程度の質問等があるようでございます。

次に、広域連合だよりの発行の取り組みについてお答えをいたします。

広域連合が設立された当初からしばらくの間は、連合の組織再編や介護保険制度の内容など広く市民の方に知っておいてほしいという考えから、広域連合だよりを全世帯に配布して周知が図られてきました。

しかし、介護保険制度創設から15年が経過したことと、介護保険法改正に伴う制度や保険料の見直しがおおむね3年ごとに行われることから、これに合わせて広域連合では3年に1度、「みんなで支える介護保険」保存版を全世帯に配布されるようになっております。

広域連合では必要最小限の事項については、この保存版の中に盛り込んでいるということですが、今後は組織再編やその他必要事項等に応じて広域連合だよりを発行されるよう要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

連合だよりはぜひ発行することをお願いいたします。

政府は、2014年4月に、消費税を社会保障に回すということで8%に引き上げましたけれども、2015年度予算では社会保障費は削減、抑制し、その多くは介護保険関係の報酬引き下げや利用者負担増、そして、保険料軽減の先送りをしております。

これに対しまして、防衛費、軍事費は増大をし、実質5兆円を超える規模となっております。今度の軍拡予算では、オスプレイを5機導入し、水陸両用部隊 海兵隊を創設することにしております。この経費だけで610億円を超えますし、これだけで介護報酬削減分600億円と同額であります。それから、対潜哨戒機、これが3,504億円に上りまして、これは介護

報酬削減の5年分、また、介護保険料低所得者軽減の5年分に相当する血税の投入ではないかと思っております。

大企業と高額所得者優遇の税制を改め、必要な財源を確保するとともに、大企業の内部留保を出させ、国民を豊かにする真の財政改革を行うことが大事であると、このように思っております。

このような介護崩壊の危機に対しまして、介護保障を国に求める必要があると思えますけれども、市長の見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

国におきましては、団塊の世代の方が75歳となる平成37年度をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもと、可能な限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう、市町村と地域のさまざまな関係者が連携をいたしまして、地域の医療、介護、生活支援・介護予防などを一体的に提供できるように、地域包括ケアシステムの構築を推進いたしております。

このように地域包括ケアシステムの構築を初め、高齢者の方がいつまでも安心して、生き生きとした暮らしができるように、地域支援事業等をより一層進めるとともに、よりよい介護保険制度となりますよう、支部長として、広域連合運営協議会や支部運営委員会等で取り組んでまいりたいと考えております。そうすることによりまして、広域連合からも福岡県や国に対する意見、要望等へつながっていきますので、今後とも議員の皆様のご理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

最後の市民要望ですけれども、1番と2番一括して質問をいたします。

まず、冷水器の件ですけれども、今後、設置する計画があるのかどうか。さっき答弁あったと思うんですが、何かようわからんやったけんですね。また再度お願いします。あんまり早口ではちょっとでけんばん。

いわゆる熱中症の症状が出た場合なんか、タオルを冷水器で冷やすこともできるし、緊急に役立つことができます。また、故障のためあれとか、体育協会の考え方どうでしょうか。もう冷水器は設置させんぞということでしょうか。

それから、ファミリー・サポートですけれども、いわゆる今後、補助額を増額する考えがあるかどうかです。残業の日や出張の日でも子供を預かってもらえるので、安心して仕事ができますと、仕事が遅くなって保育所の迎えが間に合わないときや冠婚葬祭のとき子供を預かってもらえるので非常に助かるというようなお話をお聞きいたします。若い人たちが安心して子供を産み育てられるということは非常に大切なことだと思いますけれども、よかった

ら市長の見解を含めて御答弁をお願いいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

こまめな水分の補給というのがスポーツ時の熱中症予防の基本でありまして、本来はみずからが飲料水を持参して自己防衛に努めるべきかなと思います。ただ、市民の皆様安心してスポーツを楽しんでいただくためには、体育館への冷水器の設置の必要性を感じております。

ただ、設置するためには今後給排水施設の整備をしなければなりませんし、衛生面も対策を万全にしておく必要がございます。まず、施設の状況を調査した上で、冷水器の設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

課長が答弁するようですが、1分以内でございますので、私のほうでまとめたいと思いません。

少子化が大きな社会問題となっている現在、子育て支援の充実が市が取り組むべき最も重要な課題の一つであると認識をいたしております。

本市で本年度から5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定いたしまして、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることといたしております。特に今回、結婚から妊娠、出産、育児までの切れ目のない支援の推進という観点を持ち、各種施策の充実を図ることとしております。

議員から御質問いただきましたファミリー・サポート・センターの事業も、開始から5年目を迎えております。まかせて会員さんの人数もふえ、より細かいニーズに応えることができるよう充実してきております。

今後は、まかせて会員さんがさらにレベルアップできるよう、研修の充実を図るとともに、事業の周知を図るためのPRにも力を入れていきたいと考えております。

なお、利用料に対する補助金につきましては、先ほど子育て支援課長が答弁いたしましたように、子供の健やかな成長を一番に考え、必要以上に長時間子供を預けるなど、安易な利用につながらないよう配慮いたしまして、慎重に対応をすべきではないかと考えております。

よろしいですかね。

議長（浦 博宣君）

もういいですね。（「どうもありがとうございます」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時11分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、6番荒巻英樹議員の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

6番荒巻英樹でございます。

秋の気配を感じるきょうこのごろですが、ことしの夏は本当に暑い夏でした。そして、私が好きなスポーツの世界でも、高校野球に加え、ロシアのカザンで開催された世界水泳、そして、中国の北京で開催された世界陸上と、熱い戦いを見せていただくことができました。特に世界水泳では、本市出身、早稲田大学水泳部の坂井聖人選手が200メートルバタフライで惜しくもメダルは逃しましたが、4位に入賞しました。来年のリオデジャネイロオリンピックでの活躍が楽しみであります。柳川をぜひ盛り上げてほしいと願っておるところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

本日は、交通渋滞の現状と対応策、マルシヨク跡地の活用策、生活排水処理の3項目についてお伺いをいたしますが、簡潔明瞭な答弁をよろしく願います。

1、交通渋滞の現状と対応策は。

まちづくりを進める上で、住民の利便性及び生活環境の向上、とりわけ日常生活に不可欠な道路の整備が行政に課された責務であることは言うまでもありません。安全かつ渋滞なく、快適に利用できる道路は住民の願いであります。しかしながら、本市では、朝夕の通勤通学時において、交通渋滞が発生している交差点が見受けられます。一言で渋滞と言いましても、捉え方は人それぞれであります。直進にしる、右左折にしる、1回の青信号で通過できないと、ちょっとがっかりしますし、2回引っかかれば、少しはいらいらするわけで、やはり渋滞はないにこしたことはありません。

そこでお伺いしますが、市内の交通渋滞の現状を市ではどのような把握されているのでしょうか。

壇上からの質問は以上で、再質問及びその他の質問は自席より行いますので、よろしく願います。

安全安心課長（松藤敏彦君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

朝夕の通勤通学の時間帯に交通渋滞が発生している交差点についてですが、交差点の渋滞の定義は難しく、個々人の感覚的なものもあります。そのため、信号交差点での渋滞を信号待ちが3回以上になる状態とした場合は、市内の幹線道路の幾つかの交差点で発生をしております。特に歩車分離信号となっている交差点や右折レーンが設置されていない交差点では、信号待ちが3回以上になることが30分程度発生している状況があるようです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

今、御答弁としましては、重点の定義は難しい。3回以上とした場合ということで、歩車分離信号の交差点、それと右折レーンがないところということで、30分程度が幾つかあるということで今御答弁いただきましたが、済みません、できれば具体的にこことここということをお答弁いただけますか。

安全安心課長（松藤敏彦君）

具体例ということでございますけれども、城南町の歩車分離となっている交差点、それと鍛冶屋町の交差点、そのほか御仁橋の交差点、こういった交差点がそういった30分程度の信号、3回以上という交差点というふうに考えております。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

今、3カ所おっしゃいました。城南町の交差点、歩車分離式信号、これは柳川で初めて、県内でも2例目というふうに私は聞いております。それと鍛冶屋町の交差点、これが東西方向に右折レーンがないところですね。それと御仁橋交差点、これは東西南北全てが右折レーンがないかと思えます。

それ以外に私が気づいているのを幾つか申し上げますと、歩車分離信号というのは市内に2カ所しかございませんが、もう1カ所の柳川橋交差点ですね。それと本町交差点、これはこの市役所の東側から南のほうに行ったところですが、本町交差点、布橋と言うほうが通じる方もいらっしゃいますが、こちらは南北方向が右折レーンがございません。それから、城南町交差点を南に下った上宮永の交差点、こちらは東西方向がございません。それから、市役所前の交差点、この市役所の角っこですね、福銀さんがあるところです。こちらは南北方向に右折レーンがございません。それから、筑紫町の交差点、これは鍛冶屋町から西に行ったローソンのある角っこ、3差路。それともう1つ西に行った3差路、そちらが右折レーンがございません。そして、すぐその辻町交差点、こちらは東西南北とも右折レーンがございません。そういったところですね。

あと、市民の方からの御指摘としては、柳川警察署前の交差点で、こちらの西のほうから右折、南のほう、徳益のほうに向かうときに右折レーンが朝短くて、右折レーンが詰まって、直進左折が引っかかるという御意見、同じような感じで徳益の交差点で柳川警察署前の交差点から進んでいって、途中絞られますが、右折レーンが短いので、右折の方が多いときに直進左折がなかなか進まない、そういった私が気づいた点、それと市民の方からの御指摘等がございます。

それで、一応現状はそういった感じかと思うんですけれども、やはり歩車分離以外は右折

レーンの設置により、ほとんどの交差点で渋滞が解消されると思いますが、見解及び対策は
いかがでしょうか、お伺いいたします。

安全安心課長（松藤敏彦君）

交差点の渋滞解消の手段といたしましては、一般的に直線レーンの増設や右折レーンや左
折レーンの整備、信号機の設定調整などが有効というふうに言われております。

本市の場合、右折レーンの設置により、交差点での信号待ちの回数が減少する箇所が出て
くるというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

そのように御理解はいただいていると思うんですが、それに向けての対策等があれば、お
尋ねいたします。

安全安心課長（松藤敏彦君）

対策ということでございますけれども、幹線道路になっております。国、県道、そういっ
た道路が多い。市道も一部含まれておりますが、国、県への要望、お願い等を関係課からま
た出しているというような状況でございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

交差点改良は、もちろん億単位になりますし、下手したら2けたの億ということにもなる
んでしょうけれども、そういったことで一つ一つ国県への要望という形でやっていただきた
いと思っております。渋滞すると、やっぱりどうしても市民の方が少しはいらいらすること
もありますし、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、これからは具体的にお伺いしたいと思うんですが、まず1点目、この市役所前の
交差点なんですが、北向き方向は右折レーンの設置が可能だと思うんですが、これに関して
いかがでしょうか。

建設課長（待鳥 哲君）

荒巻議員の質問にお答えします。

右折レーンのない交差点の交通渋滞を解消するため、右折レーンを新設することは交通渋
滞を解消する有効な手段の一つと考えられます。

今回質問がっております市役所前交差点の南北に延びる市道には右折レーンがなく、片
側1車線となっております。交差点の南西側には、市役所の駐車場があり、その一部を利用
して、片方でも右折レーンを設置できないかとの質問かと思ひます。右折レーンを新設する
など、大規模な交差点改良を行う場合は、交通管理者である警察との協議が必要となります。
片方でも右折レーンを設置することは交通渋滞の解消につながると思ひますが、その反面、

道路幅員が異なる変則的な交差点になりますので、交通事故等の発生が懸念されます。

先日、一般的な事例として、柳川警察署の交通課に確認しましたところ、右折レーンを設置する場合は、特別な場合を除き、双方に設置する計画でないと同意することは非常に厳しいとの回答でした。市としましては、片方だけに右折レーンを設置することは、交通安全上の問題もあり、設置は厳しいと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。双方向じゃないと厳しいという御意見ですね。

それで、先般打ち合わせのときに教えていただきましたが、矢加部交差点はそういった感じで、逆に北から南が3車線、南から北が2車線ということで、こちらも拝見はしたんですけども、特段問題なく行っているんじゃないかなと思ったところでございます。

さらに言いますと、ここの交差点、実は西から東、最終的には5車線になっておるんですよね。逆に東から西は3車線、もっとイレギュラーなんですよ。それでも何とか今、問題なくというのはないんでしょうけれども、とりあえず、スムーズに何とか行っておるところなんですけれども。

次に、本町交差点なんかでも、特にこれは具体的な御指摘がありましたが、水曜日と金曜日の17時半から18時ぐらいが混む。時には高門橋付近まで下って、川下りが通る橋ですよ。そちらまで本町交差点が混むという御意見をいただいたんですが、一昨日の月曜日は、逆に市役所前交差点から高門橋付近まで、南から北が高門橋付近まで渋滞がつながっておったところでございます。そういった形で、あと、矢加部の交差点につきましても、地域の方にお聞きしましたら、北から南に来た場合には、右折レーンが単独で、左側が左折と直進ですね。そういう形で非常に助かっている。これが2年前からちょっと流れが変わったというふうにお聞きしましたが、現状では非常にスムーズでということをお聞きしておりますので、警察の見解はお伺いしましたが、できれば、特にやはり渋滞で困っているとおっしゃる地域の方、この付近の方の御意見を聞く場を何らかの形で設けていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

建設課長（待鳥 哲君）

今、議員のほうから御意見がございました件につきましては、地元の区長さんあたりにちょっとまずお話を聞いてみたいと思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

いずれにしましても、やはり直接関係のある方々の御意見をぜひ聞いていただくようによりしくお願いいたします。

それから、歩車分離の城南町交差点についてお伺いいたしますが、これは渋滞じゃなくて、別の角度なんです、歩行者の立場からお伺いしますが、お年寄りの方が歩行者が青信号のときに対角に渡る場合は、実際は90度、90度ということで行かなきゃいけないんですが、1度の青信号で渡るのが困難だという御意見、それを解決するには、スクランブルで渡ることができれば解決することができると思うんですが、城南町交差点の歩行者がスクランブルで渡れるようにすることができないのかということでお伺いいたします。

安全安心課長（松藤敏彦君）

先ほど城南町交差点のスクランブル交差点化ということでの御質問にお答えいたします。

柳川警察署にお尋ねをしたところ、地元のほうからスクランブル交差点にしてほしいとの要望があり、県警本部に上申をしており、現在、設置に向けた調査検討がなされているとのことでした。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

じゃあ、その辺はよろしく願いたいと思います。

それから、安全安心課長のほうから御指摘がありました鍛冶屋町の交差点、これに関して、やはり私も以前、電車で通勤しているときというのは、昭代のほうからその道、現柳川、前の道でずうっと行きよりましたが、やはり実際には、現状を確認したいと思ひまして、いろいろ調査してみました。ちょっとそのことを御紹介させていただきたいと思ひます。

延べ台が1,300台ぐらいなので、今、分母として多いのか少ないのか別としまして、実際東西は、青信号が1回60秒です。大体17から17.5台ぐらいが平均なんですけれども、全体の中に占める右折車が17%です。ですから、直進左折が多いです。右折車が1台のときは18.3台ぐらいが通過していきます。右折車が2台いたら17.3台。右折車が3台いたときは14.7台という感じで、やはり右折車が多ければ多いほど通過が減るといのは、もうこれは明らかなことなんですけれども、やはりこれは本当に実際結果として、そのような形が出ておりました。

それでそうなったとき、やはり困ったのが、赤信号で渡られる方が平均で7%、私の統計では細かい数字で7.05%、7.1%、だから、十四、五台に1台は、基本的には毎回到近い形で、平均すると毎回1台は赤になってから渡っているんですよ。やはり、焦る気持ちはわかるんですが。

だから、そういったところも事故につながることもありますので、鍛冶屋町が交差点改良が非常に難しいということは承知しておりますが、そういったことでやはり何らかの対策が求められるのではないかなと思ひしているところでございます。

ちょっと赤信号がこうやって多いということに関して、何か 済みません、もう一言

いますと、十四、五台に1台、全体で7%、毎回1台ちょっとが赤信号で渡っているということに関して、安全安心課長として何かコメントがあればお願いします。

安全安心課長（松藤敏彦君）

赤信号で右折なり、渡ってあるという状況であるということで、こちらのほうに御答弁をと言われたんですが、これについては警察のほうにそういった事象があるというお話を、取り締まり等をしていただく必要があるかというふうに思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

警察がいらっしゃれば、もちろん赤で渡る人はいないですが。

それともう1つ、説明ですけど、大体毎回青信号で17台から18台と言いましたが、一番多いときでは26台通過しました。基本的に右折車がなければ、26台までは行きますし、一番少ないときには5台しか行かないですね。これは右折車が2台のとき、3台のときで、1人、2人ありましたが、一応そういったことで御参考にさせていただければと思うところでございます。

それから、これは渋滞とはちょっと違いますが、自転車の右側通行に関しても、非常に気になっているところがございます。やはり自分で車を運転していても気になりますし、こうやって交差点で立っていても気になりますので、これは質問の通告はしていませんので、質問いたしません、やはり学校現場でも、やはり道路交通法の改正によって、自転車等、軽車両が通行できる路側帯は道路の左側に設けられた路側帯に限定されているわけですから、ぜひ教育の現場でもそこら辺の徹底を図っていただくように教育委員会さんのほうには、ちょっとこれはお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これに関しまして、やはり一番財政的に許すのであれば、右折レーンの設置に積極的に取り組んでいただきたいわけなんです、現実的になかなか一朝一夕にはいかないわけで、ということであれば、どうすればいいかということで、これはまたお願いということになりますけれども、まず、フレックスタイムということで、始業時間をいろいろと前後するというのは、なかなか企業さんどうなのかな、サマータイムの議論とかもありましたが、そういったところはなかなか厳しいんでしょうけれども、お願いしたいのは、やはり市民の皆様へ何らかの形でお願いしてほしいのは、公共交通機関の利用、そして自転車等の利用、そういったことで、車の利用を減らす。そして、右折を極力なくすルートを利用していただくとか、できれば、そういったのをもうぜひ皆さんに、全く右折なしで目的地にたどり着かないということもあるんでしょうけれども、そういった工夫をしていただくというふうな形で、ぜひ市のほうでそういったことを何らかの形で市民の方にお知らせ、告知をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

安全安心課長（松藤敏彦君）

通行量を減らす協力を市民の皆様をお願いをしていただきたいと御提案をいただきました。通行量が減れば渋滞は減少をするわけでございます。ただ、しかしながら、本市の場合、どうしても公共交通機関の整備関係等で自家用車をどうしても利用せざるを得ないというような状況もございます。通勤通学に際しましては、個々人がそれぞれに通勤通学をスムーズにするために目的地に到着する時間を前提に、交通手段や経路、出発する時間など、それぞれ工夫をされていることだと思っております。

議員御提案の市民の皆様への協力のお願い等については、どのようにしたら効果があるのか、御提言も含めまして研究したいというふうに思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

とにかく交通事故がないということが一番求められるものでありますので、それとやっばりゆとりを持って移動するということも含めて、ぜひ何らかの形でお知らせをいただければと思います。

あと、きのう近藤議員の質問で、高橋、正確に、信号は西蒲池と言うんですかね。あれから昭代、西浜武のほうのそういった御質問等あっておりましたが、昭代のほうも西浜武から、高橋から小井出橋のほうに行くことができれば、鍛冶屋町、ですから、北の久留米のほうとか行くときには、やはり普通に行けば、鍛冶屋町まで来て左折して、北上してきますが、西浜武から高橋、小井出橋と行ければ、そういったことで車の通行量も減っていきますので、そういったところも関係の部署の方にはぜひ御尽力をいただければと思っているところでございます。

渋滞に関しては以上といたします。

2項目めなんです、マルシヨク跡地の活用ということで現状をお尋ねいたします。

昨年の購入は3月ですかね、4月ですかね 購入後、5月23日にマルシヨク跡地活用検討委員会、これは柳川地区区長会、同じく婦人会、柳川小PTA、NPO団体、地区幼稚園、保育園代表者、商店街振興組合、商工会議所、市商工観光課で組織、また、7月には、30代から40代の地区住民の皆さんと跡地活用について議論をされたということはお聞きしております。昨年度26年度末をめどに検討なさるということでしたので、その検討結果について、お伺いをいたします。

商工振興課長（古賀和明君）

先ほど荒巻議員のほうからマルシヨク跡地の活用策の検討結果についてお尋ねがございました。これまでの経過について、少し御説明をさせていただきたいと思っております。

柳川市商店街振興組合は、NPO法人WING福岡と共同で、マルシヨク跡地を商店街活性化の拠点とするべく、地域住民のニーズと商業者の意向を把握し、的確な事業計画を立案

するため、平成25年11月に地域状況アンケート調査事業を実施をいたしました。この結果を踏まえまして、柳川商店街振興組合の主催のもと、地域の関係団体の代表の方で組織をいたしますマルシヨク跡地活用検討委員会が開催をされております。

また、同組合では、それと同時に行政区長会、地域婦人会など、関係地域団体の方々とも意見交換を行ってきたところでございます。

そして、その中で、マルシヨク跡地の活用方策につきまして、短期的なビジョンと長期的なビジョンの両面からの活用策を検討してきたところであります。

短期的なビジョンによる活用としましては、既存のイベントを拡充し、充実させること。そしてまた、地域コミュニティ創出のために、商店街振興組合以外の団体等の活用促進を図るという2点からそういう策を講じたところでございます。

少し詳しく申し上げますと、巨大さげもんの展示、辻門市場、5月には、しょうぶ祭り、7月には、このほど正式に官学連携をいたしました九州大学、九州産業大学観光学科の生徒の皆さんと連携して、地域の子供たちと触れ合うきらきら祭り、8月には地元地域婦人会なども参加しての夏まつりを開催いたしております。秋以降におきましては、生鮮市場を週1回程度行くと、そういう計画があるというふう聞いております。

また、商店街振興組合以外の団体の利用としましては、8月に地元保育園の盆踊り大会、また、民間団体でのサマーフェスティバルなどの（「結果」と呼ぶ者あり）はい、もう結果に行きます を開催したということでございまして、次に長期的な活用については、柳川商店街振興組合の抱える空き店舗の増加や、経営者の高齢化による後継者不足等の問題解消を含め、マルシヨク跡地をどう活用していくのかということについて検討をしてきたんですけども、現在のところ、具体策がまとまっていないということでございます。長期的なビジョンによる活用につきましては、もうしばらくの時間をいただきたいということでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

済みません、次は簡潔にお願いします。

それで、結論はまだ決まっていないということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それだけ確認します。

市民アンケートでは、要望施設について、肉、青果、鮮魚などの生鮮食料品売り場を望まれる回答が最も多く、次いで喫茶、飲食などのくつろぎの場に活用してもらいたいという意見や、高齢者や子供の憩いの場に活用してほしいなどという多くの意見があったとなっているようなんですけども。

とにかく市の土地ですから、一般的には市が建設するのが普通なんだろうけれども、用途から考えれば、民間に建設から運営までお任せする選択肢もあるかと思うんですが、そう

いう考え方についてはいかがでしょうか。

商工振興課長（古賀和明君）

先ほど荒巻議員のほうから言われましたアンケート結果については、そのとおりでございます、しかしながら、先ほども申しましたように商店街振興組合の中での議論において、具体的な施設建設と、そういうところまでには至っておらないと、そういう状況でございます。

先ほど議員のほうから要望施設について、建設から運営まで、民間にお任せしたらどうかと、そういう方法もあるのではないかというふうな御意見がありましたけれども、議員が言われる方法があるということについては承知をいたしてはおりますけれども、議員の御提案については、御提言として承っておきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

最近では、東京の豊島区役所が、非常に今、自前、財源を使わずに、簡単に言うと下が公共施設、公役所で上がマンションですね。そういった形、今、脚光を浴びているかと思えますし、岩手県の紫波町、こちらのほうも東洋大学に御相談されたということも聞き及んでおりますけれども、民間のほうで建物、ですから、民間で建てていますから、やはりまず最初に入居者を募集して、身の丈に合った施設をつくって運営をされておるみたいですので、そういった先ほど言いました豊島区役所というのは大き過ぎますけれども、小さな事業という言い方もなんですが、やはりそういったところからぜひPFIですか、そういった事業にも取り組んでいただけたらどうかということを再度申し上げたいと思っておりますし、やはり具体的には、1階がそういった物販とか飲食等の施設で、2階から4階、景観条例の関係で、4階建てまでだと思えます。市の施設になれば、対象外とは聞きますけれども、そういった感じですね、ぜひ。

ですから、上が民間のアパートでもいいし、考え方によっては、隅町、南団地の建てかえということで公営住宅を持ってくるという考え方もあるじゃないかと思えます。そういった場合には、駐車場もなかなかとれません、そういった条件、とにかく駐車場を基本的には来客用だけだけれども、そういった感じの公営住宅というのも選択肢としてあるんじゃないかなと思っております。

それと1つ御紹介なんですが、辻町のセブンイレブン、これが買い物に見えて、おしゃべりなさるお年寄りの方が非常に多いそうです。本来セブンイレブンとしては、一々そういったお相手はなかなかよしとされないんじゃないかなと思えます、そういった企業のマニュアルと申しますか、そういう感じでは。ただ、フランチャイズですから、オーナーさんの御判断で、ぜひ、お年寄りの話し相手、どんどんやっていいよと。とにかく誰かと話したい、しゃべりたいということでやっぱり見えているわけですね。もちろん、買い物も必要ですけ

れども、そういった感じで、そういった方が多くいらっしゃるということもお聞きしておりますので、ぜひやはり、これも地元の方々の意見を集約して、早目に結論をいただきたいと思っております。

購入から1年半たっておりますし、細かく言いますと、購入した後は固定資産税分も入ってきていないわけですので、一日も早い結論をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これに関しては、以上といたします。

最後の項目に移ります。

生活排水処理についてということなんですけれども、項目としては合併浄化槽の維持管理、それと公共下水道事業の現状と課題はということをしておりますが、これは途中で絡むこともありますので、御担当の課長はちょっと一番離れていらっしゃるんですけども、よろしくお願いいたします。

公共下水道のほうがすぐれているとか、あと合併処理浄化槽のほうが安上がりだと、そういった議論があったりすることもあるみたいなんですけれども、そういったのは置いて、とにかく水郷柳川が、もうその名のとおり、中身が伴うように、ぜひ努力、皆さんのほうでは御尽力いただきたいということで幾つかお尋ねしたいと思っております。

まず、合併処理浄化槽なんですけど、この設置につきましては、本市のホームページもありますが、既設住宅における合併処理浄化槽への転換が課題ということで、本年度から平成29年度までの3年間、改築に限って本市独自の上乗せプラス200千円を実施されております。

そこで、設置後は、適切な維持管理が大切になるわけですが、市の施設以外での維持管理が確実に行われているかどうかの把握はなさっているかどうかをお尋ねいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

市の施設以外での合併浄化槽の維持管理が確実に行われているかを把握しているかとの御質問にお答えいたします。

設置後の合併処理浄化槽につきましては、議員御指摘のとおり、適切な維持管理が重要でございます。このため浄化槽法では、浄化槽の管理者に対しまして、設置の年に行う7条検査、それから、2年目以降に行う法第11条による検査、そして、法第10条による浄化槽の保守点検及び清掃の実施を義務づけております。

本市におきましては、県の指定検査機関であります一般社団法人福岡県浄化槽協会、県に登録を行っている保守点検業者及び大川柳川衛生組合の許可を受けた浄化槽清掃業者が検査や維持管理を行っているところでございます。

なお、浄化槽の維持管理、定期検査に関する指導等につきましては、県知事の権限でありますことから、本市の維持管理の実施状況につきまして、福岡県浄化槽協会にお尋ねをしま

した。

合併浄化槽において、平成26年度に法第11条の法定検査を行った件数でございますが、空き家等で使用されていないものも含めまして、平成25年度末現在の設置基数約8,600基に対しまして、その67%に当たる5,801基となっております。

また、第10条に基づく保守点検及び清掃を実施している件数は、把握していないとの回答でございました。

法第7条検査につきましては、福岡県南筑後保健福祉環境事務所に浄化槽設置届を提出する際に、あわせて水質検査の検査依頼書を添付するように指導されておりますので、この設置時の法第7条の検査につきましては、ほぼ100%が実施されていると考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

第7条検査というのは、使用開始後、3カ月から8カ月ということなので、ほぼ100%、これはそのとおりだと思いますが、2年目以降ですよね、この第11条検査が67%というのは、3分の1が受けられていないということで、これは正直言って、私としては驚きの数字ではあります。悪くても九十四、五%なのかな。同僚の方にお聞きしましたら、そりゃ100%と思よかったという御意見もありました。非常にこれは67%、3分の2の方は、ちゃんと検査、そして清掃をお願いされているということですが、3分の1の方はされていないということ。

まず、お伺いしますが、そういった形で、各それぞれの所有者さんというんですかね、管理者さんといいますか、が、それを含めてこの設置されたところの台帳というんですか、誰々さんが住所、どこのメーカーで何人槽で、どこの清掃業者さんとかなんか、そういった台帳みたいなのがあるのかどうか、まずそれをお尋ねします。

生活環境課長（松嶋真一君）

今、議員が御質問になられた分につきましては、福岡県の浄化槽協会のほうでデータを持っておるというところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ということは、市のほうでは、そういったデータというのはお持ちじゃないという理解でよろしいわけですかね。（発言する者あり）

もちろん、申請書はそれぞれ設置の時点で何種類かの申請書なり補助金の、設置の申込書、補助金の申請書、もろもろ、完了のやつとか、いろいろあるかと思っておりますので、できればそういったやつ、平均すると年間に300基とか350基ですかね。そういったので、ぜひ管理台帳というか、パソコン上、ちゃんとデータとして管理されたいかと思うんですが、いかがでしょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

議員が今お尋ねの件につきましては、補助金の関係もございまして、その分については、市のほうでデータとして管理をしております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

いや、データとして、ちゃんと入力をされているということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございます。

そしたら、それで結局、Aさんのところはどこどこ業者、Bさんのところはどこどこ業者というのが、やっぱり最初にそういったデータであれば、後でその業者さんを通してでも、結局、補助金のときにはいろんな形で誓約書を提出していただいているわけですから、そういったところでちゃんと保守点検がされているかということを業者さん側から確認することができると思うので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

その前に1点、この保守点検が67%ということに関して、非常に私はショックを受けておるんですが、それに関してちょっと責任者である金子市長に、この数値に関しての御見解をお願いします。

市長（金子健次君）

11条関係が67%というのは非常に低い数字であります。水郷柳川、10月4日が西鉄の旅列車「水都」が入ってくるときに、柳川の実施率が67%と大変低い数字で恥ずかしいような感じがいたしました。

福岡県の平均でも、現在78.7%という数字をお聞きをしたところでございます。全国的に見ますと、県下の平均が岐阜県が94%、そして、岡山県も94%ということで100%に近い数字ではないかというふうに思います。その縛りをどうやってしているのかというのも参考にしたいと思います。そのことが福岡県が指導するにいたしましても、本市といたしましても、水の都ですので、そういうことを進言しながら、この67%、空き家があると思いますけれども、100%に近い数字で、柳川と言え、もう95%とか、そういう数字でなければならないので、福岡県を下回っているのは非常に残念であるというふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

深く受けとめていただいてありがとうございます。ぜひこれは改善に向けて御尽力いただきたいと思っております。でも、岐阜県とか岡山県はすごいですね、94%。

それで、そのことに関してなんです、維持管理が確実に行われているかどうかを、これは法定検査や清掃費用に今度補助金を出すことによって把握することが可能になるのではないかなと私は思います。

具体的には、これは全国の事例を調べました。全国的に見ますと、全国千七百幾つの自治

体で10.何%、1割強がそういった補助金を出しておりましたが、やり方としては、管理者、個人個人が市へ請求する場合、そうなった場合は8,600件ということで事務作業が大変かと思いますが、県の浄化槽協会や清掃業者さんから市へ請求することになれば、一括してということが可能になりますが、そのどちらかというのは、私が判断することじゃありませんが、いかがでしょうか、そのような考え方に関しての御見解をお尋ねいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいま荒巻議員が質問されました浄化槽の法定検査や保守点検、清掃費に補助金を出して、法定検査等が確実に行われるかどうかを把握したらどうかという御質問にお答えいたします。

本市におきましては、浄化槽を設置された場合、事前協議書を提出していただき、適切な維持管理を行うことの誓約書を出していただいております。また、補助金の対象地域の方々にも補助金の交付申請書を提出される際にも、同様に誓約書を提出していただいております。

また、財政面から考えますと、5人槽における年間の一般的な維持管理費は、おおよそ40千円から50千円程度となっておりますことから、仮にこの50千円の維持管理費の半分、つまり、25千円程度を補助した場合の市の負担額でございますが、平成25年度末現在の設置基数、8,600基で試算いたしますと、215,000千円の多額な費用が必要となります。このため、議員提案の維持管理費への補助制度につきましては、適切な維持管理に向けてのひとつの方策であると考えますが、ただいま申し上げましたとおり、財政的な面などから、導入につきましては、困難な状況であるということをお報告申し上げます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

半額の25千円が妥当かどうかはちょっと別としましても、ですから、市民の皆さんが直接補助金の申請ということになれば、やはりある程度の金額じゃないといけないと思うんですが、県の浄化槽協会とか清掃業者さんからいえば、これが仮に5千円であっても、10千円であっても、きっちりと請求は入るわけで、25千円で215,000千円とおっしゃいましたが、10千円であれば86,000千円という計算になりますが、これはそれだけ見れば、決して小さい数字ではございませんが、これは公共下水道との比較を申し上げますと、下水道の使用料の月平均は18立米とお聞きしておりますが、上水道と下水道と同じ金額ですかね。18立米だと2,980円なんですね。3千円としても、年間で36千円ぐらいですから、合併浄化槽の維持管理が先ほど40千円から50千円とお聞きしているという御答弁でした。私が聞いたところでは、45千円から47千円というところが一番多かったです。

ですから、ちょうど下水道の家庭の御負担と合併浄化槽の家庭の御負担で10千円の差が現実出ておりますので、ひとつの目安としては、よろしいじゃないかなと。参考になるんじや

ないかな。

ですから、結局、公共下水道に対しての、いろんな、これからまたお尋ねしますが、そういった莫大な投資をもとに、今、事業が行われ、進められているわけなんですけど、もちろん、これは全く同じ土俵で比較するわけにはいきませんが、そういった直接各家庭が負担する額というのが、これがやはり差があるというのは、余り好ましいことではないと私は考えております。一つの目安として、もちろん、合併浄化槽の維持管理は、そう大きく差がありませんが、上下水道の使用料は差がいろいろとありますので、そこら辺でどの辺が妥当かというのは、まだ詰めなきゃいけないんでしょうけれども、やはり平均としての差額10千円前後を負担することによって、最初に出ましたこの67%が改善することができれば、結局、合併浄化槽の3分の1は残念ながら、BOD値が具体的に、結局、維持管理をしないことによって、その水質がどれだけ悪化するかという数値的なあれを持ちませんが、少なくともきちんと維持管理をされているところの排水よりは劣っているわけですから、それをまた、その水質を、クリークの水を、そんな水をまたきれいにする、そういったところでの負担もまた増すわけですから、トータルすれば、仮に10千円としてのトータル86,000千円というのは、投資してもおかしくはない数字ではないかなと私は考えておるところでございます。これに関しては、ぜひ御検討をいただきたいと思いますが、仮に86,000千円でもなかなか課長として御答弁難しいですかね。一応お尋ねします。

市民部長（石橋眞剛君）

今現在、合併浄化槽と下水道との比較10千円ということを言われました。そしたら、こっちを10千円と86,000千円が上がってくると。そのときに財政的に非常にきつくなるということで、公共下水道と合併浄化槽を比較するのは個人的にいかがなものかなということを一言申し上げておきます。

それと、課長のほうからちょっと言葉足らずのところがありましたが、法第11条検査を受けていない浄化槽の加入者の方に対しましては、今年度中に県の南筑後保健福祉環境事務所から検査を受けてくださいというような通知をやるということの今計画をやっております。そういうことにして、未実施者の解消に努めるということでございますので、よろしく願いしておきたいと思います。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

課長、御答弁結構です。

それで、私も言いますが、私も補助金を出していただくのがメインじゃないんですよね。御理解いただきたい。とにかく67%を100%にさせていただく、そのことを私は言っていることとありますので、ぜひその辺は御理解いただければと思います。

それと、ちょっとくどいんですが、先ほど10千円の負担が大きいと言いましたけど、あと、

さらに細かいですけれども、フロアの電気代というのがまたさらに浄化槽の方には必要になっておりますことをつけ加えたいと思います。

それで、ちょっと時間が押してきましたので、公共下水道の現状と課題ということでお尋ねいたします。

事業開始から35年ほど、供用開始から13年が経過。事業の完成、平成47年度まで、残り20年ほどの長い長い事業なんですけど、現状と課題をお伺いします。

下水道課長（安河内一章君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

本市の公共下水道事業は、昭和56年度に事業を着手いたしまして、平成13年度から一部地域の供用を開始いたしております。下水道事業の全体計画は、計画面積から706ヘクタール、計画人口は1万6,300人で、平成47年度の完成を目指しておるところでございます。

現在の整備状況についてでございますが、平成26年度末で整備面積が351.3ヘクタール、処理区域人口が1万2,297人で、面積ベースで全体計画の49.8%、人口ベースで75.4%の整備が完了いたしております。

また、下水道への接続人口が8,953人、接続率が72.8%となっているところでございます。

公共下水道は、トイレの水洗化など、生活環境の整備、地域の公共用水域の水質保全など、生活環境を守る上で重要な役割を担っておりまして、豊かな市民生活を実現するためには欠くことのできない基幹的な都市施設であると認識いたしております。

下水道事業は、受益者が宅内工事を行いまして、下水道に接続し、使用することにより、事業効果が発現することから、より多くの受益者に下水道を接続していただくことが必要と考えております。

また、下水道会計の健全性を向上するためにも、接続率を向上し、使用料収入をふやすことが下水道事業の着実な推進とともに重要な課題と捉えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございました。

一番のポイントは接続率が72.8%ということだと思いますけれども、やはりいろんな御負担をいただく分、経済的な理由が主だと思いますけれども、改めてお伺いします。接続していただけない主な理由ということでお尋ねいたします。簡潔にお願いします。

下水道課長（安河内一章君）

お答えいたします。

本年の2月に、平成21年度供用開始分で未接続の62軒に対しまして、下水道への接続のお願いと下水道接続に関する実態調査を実施いたしまして、33軒の回答を得ております。

接続できない理由につきましては、経済的理由が43%、家屋の老朽化が23%、空き家、長

期不在が18%、その他が16%となっております。また、回答者のし尿処理方法の内訳でございますが、くみ取りが11軒、簡易水洗便所が6軒、単独浄化槽が6軒、合併浄化槽が9軒、接続済みが1軒となっております。し尿処理方法がくみ取りの場合は家屋の老朽化、浄化槽等、設置者の場合は経済的理由を接続できない理由としている受益者が多い傾向でございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

43%がやはり経済的でありましたけれども、とにかくやはりお願いするしかないと思うんですよね。やはりこちら先ほどの浄化槽のメンテナンスをされていない方が約3分の1ということで、同じようにやはり下水道も地域の環境保護ですね。もうとにかく水をきれいにということが目的でありますので、その分、つないでいただけないところの分に関しては、やはり水環境が、汚染という表現はあれなんです、将来の住民にさらにツケが回ってくるということにもなりますので、ぜひ1軒1軒、事情を御説明していただいて、ぜひお取り組みをいただきたいと思います。

それから、最後になりますが、エリアの問題なんです、今、着手認可地域をされておりますし、最終的に全体計画区域の見直しがどうかというのを考えるわけなんです、私自身、やはりこれはそういった全体計画区域を見直す時期に、この場にいらっしゃる方はもう少し少ないんでしょうから、この場で御判断を求めませんが、私自身はやはり今後の人口減少、本当だったら、もっと多くの人口のエリアでやったほうが効率は上がるんでしょうけれども、全体の投資額を考えれば、やはり縮小すべきであるんじゃないかなということを最後に申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時21分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

今回は3項目について、お尋ねいたします。最後の登壇者になりますけれども、最後まで

よろしくお願いいいたします。

まず初めに、改正公職選挙法による18歳選挙権に対応する行政の取り組みについて、お尋ねいたします。

選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正選挙法が、ことし6月17日、参議院本会議で全会一致で可決、成立し、6月19日に公布されました。試行日は公布から1年後、平成28年6月19日となります。18歳選挙権の実現で新たに有権者となる18歳、19歳の未成年者は240万人です。これは全有権者の2%に当たります。日本で選挙権年齢が変更されたのは、1945年に、25歳以上の男子から、現在の20歳以上の男女となって以来70年ぶりです。世界に目を向けると、国立国会図書館が2014年2月に調査した結果、191カ国地域の中で18歳までに16歳、17歳を含みますけれども選挙権を付与している地域は176カ国の92%に上っています。G7の各国では、日本以外の全ての国が18歳です。また、OECD加盟30カ国では日本と韓国が19歳を除く全ての国が18歳までに選挙権を付与しています。

今回の改正で、来年夏の参議院選から、来年18歳、19歳を迎える現在の高校2年生、3年生などの多くの未成年者が投票を初体験することになります。また、同時に、選挙運動で政治活動も認められるようになっていきます。このため、法案の附則には買収など重大な選挙犯罪にかかわった場合には、少年法の特例措置として成人と同様に処罰されると明記されております。本市においても、初めて選挙を経験する高校生や未成年者のために、若者の政治参加への意識を高めるための環境整備が必要だと思っております。ことし9月には文部科学省が選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実施例を載せた政治教育の副教材を全高校生に配付する予定ですが、本市においては、若者の政治参加の意識を高め、10代でも投票の判断ができるように小・中学生への主権者教育を強化する取り組みを期待いたしております。

そこでお尋ねいたします。

ここ数年間に実施されました選挙の投票率を、できれば年代別にお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わり、2回目からの質問は自席より行いますので、よろしくお願いいいたします。

選挙管理委員会事務局長（白谷通孝君）

御質問の、ここ数年間に実施されました選挙の投票率、特に年代別はということでお答え申し上げます。

年代別投票率のデータがあります過去3回の投票率を申し上げます。

なお、県及び国の統計調査の関係で、年代別の投票率につきましては、知事選及び国政選挙となります。また、年代別投票率は、本市全体での数値ではなく、抽出いたしました一つの投票所の数値でございますので、御了承ください。

まず、本年4月12日執行の福岡県知事選挙について申し上げます。

この選挙の本市全体の投票率は25.4%でした。年代別では、20歳代13.0%、30歳代16.6%、

40歳代22.3%、50歳代30.7%、60歳代35.2%、70歳代35.4%、80歳以上15.3%です。

次に、昨年12月執行の衆議院議員総選挙について申し上げます。

本市全体の投票率は46.0%でした。年代別では、20歳代17.1%、30歳代24.7%、40歳代35.2%、50歳代47.9%、60歳代57.8%、70歳代56.5%、80歳以上26.4%です。

次に、平成25年7月執行の参議院議員通常選挙について申し上げます。

本市全体の投票率は48.6%でした。年代別では、20歳代25.2%、30歳代27.3%、40歳代37.1%、50歳代48.6%、60歳代59.3%、70歳代51.0%、80歳以上27.8%です。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。それでは、これまで本市の小・中学生における主権者教育に、教育委員会、または選挙管理委員会はどうのように望まれてきたのか、お聞かせください。

学校教育課長（武田真治君）

熊井議員の質問にお答えいたします。

将来の有権者である児童・生徒に対して、政治や社会の活動に理解を深める主権者教育は、とても大切なものであると認識をしております。現在、学校では、学習指導要領に基づき、主権者教育として憲法教育や政治教育を実施しているところです。具体的に申しますと、小学校6年生の社会科で、地方議会や国会の役割、選挙の仕組みなどを学んでいます。そして、中学校では3年生の社会科で、憲法に基づく政治の大切さ、選挙の意義、住民の政治参加のあり方を学んでいます。さらに特別活動では、生徒会長の選挙等を通して、体験的、実践的な学習も行っています。このように、社会科や特別活動等で学習指導要領に基づき、主権者教育の取り組みを行っているところです。

以上です。

選挙管理委員会事務局長（白谷通孝君）

選挙管理委員会について申し上げます。

選挙管理委員会では、市内の中学校及び市内の高等学校の、いわゆる生徒会の選挙等につきまして、投票箱等の機材の貸し出しを行っているところでございます。

また、小・中学校への選挙啓発ポスターコンクールの作品募集を行っているところです。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先ほど投票率についてお伺いいたしまして、過去3回の選挙についての投票率を公表していただきました。まず、投票率から鑑みたときに、今までの主権者教育がきちんと出ているかということ、本市だけの問題ではないかもしれませんが、ちょっと疑問に残るかなと思いました。18歳選挙が決まってから、いろいろ先進地を調べたところ、ある先進地では、12年前から中学校では国政選挙の時期に合わせて模擬投票を行っ

たり、ある小学校では自治体の選挙管理委員会が出前事業として、6年生の児童が有権者となって、給食のデザートを選ぶ模擬投票が実施されているようです。これは、数人の候補者から一押しデザートの演説を聞いた後に、児童が自分で考え、選択して投票するという方法で、実際に最多得票のデザートが給食に登場するということです。投票箱なども実際の選挙で使われている実物を使用しているようです。結果、投票への関心は高まり、デザート選挙のアンケートでは、20歳になったら これは2005年から始まっていますので、そのときのアンケートだと思うんですけど、20歳になったら投票に行くと思えた児童は9割超に上っているそうです。

先ほども申しましたように、2005年から開始してありますので、結果的にいい結果が出ているため、参加校を年々拡大し、新しい自治体にも広がりを見せているというふうな結果も出ているようです。本市においても、市独自の教育指針を作成して、犯罪などに巻き込まれない政治教育を含め、政治参加意識を高める主権者教育が必要だと思っております。今後の教育現場での主権者教育の充実への取り組みについて、お聞かせください。

学校教育課長（武田真治君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、選挙権の拡大に伴いまして、主権者教育の重要性はさらに増すものと考えております。

国におきましても、平成30年度改訂予定の次の学習指導要領において、主権者教育の充実が検討されております。

今後、教育委員会といたしましては、国からの情報やほかの都市の先進的取り組みを参考にしながら、主権者教育を柳川市教育施策に反映させ、あわせて各学校の年間指導計画に位置づけ、児童・生徒の主権者としての自覚を育む教育の充実に努めてまいります。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。柳川市の教育施策に含んでいくということですが、教育現場でなかなか今の政治の内容を読み解くような教育というのは非常に難しいかもしれませんが、先ほど言いましたように、たかが投票の仕方かなと思いますけれども、少しずつでもやっぱり政治に触れさせていく、今度は政治活動ができるようになりますので、そのことについて巻き込まれないような教育は、いち早く必要だと思います。

教育長にお伺いいたします。そういう政治選挙運動とかができるようになりますので、犯罪に巻き込まれないような教育の指針というのも、もちろん今後、柳川の教育指針の中に盛り込んでいただけたらと思うんですけども、その犯罪に巻き込まれないための教育というのはどういうふうなところをお考えでしょうか。

教育長（日高 良君）

熊井議員の御質問にお答えをいたします。

犯罪に巻き込まれない子供をいかに育成するかというような御質問かと思えますけれども、市の教育委員会が預かっております義務教育段階での子供と申しますと、御承知のように小学校、中学生でございます。発達段階から考えますと、小学校1年生から中学校3年生まで大きな発達段階の違いがございます。まず、発達段階に応じて、例えば、小学校の低学年であれば、何が正しいのか、正義と悪と申しますか、正しいことと間違っていることの判断力、そういうのを子供たちの日ごろの経験の中や遊びの中を通して、身近な子供たちの言動をもとに指導することが大事だろうというふうに思っています。

一方、小学校の高学年に参りますと、友達関係というのが非常に複雑化と申しますか、深まってまいります。ここはちょっと私個人の考えでございますけれども、そういった小学校の高学年においては人間関係をもとにした、例えば、自分がされたら嫌なことは人にやらないとか、そういったことをきちっと指導することが重要だろうというふうに思っています。

さらに中学校に参りますと、やはり発達段階で考えたときに、組織のリーダーとして、いわゆる組織体を引っ張っていくような、全体を見ていくような判断力、そして、考え方を指導する必要があるだろうというふうに思いますので、先ほど課長も申しましたけれども、生徒会活動や、そういったことをもとにした、みんなで目標を立てて、それを正しく守っていくというような指導をしていくことが大事だろうというふうに考えるところです。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。2016年に新しい教育の指導要領が改正されて、実施になるのが小学校が20年から、中学校が21年から、高校が22年からなので、やっぱりそれに少し時間が、開きがありますので、ちょっと教育長にお聞きいたしましたけれども、しっかり理念を持って取り組んでいただけるということを確認いたしましたので、今後とも、よろしく願いたします。

次に、教育現場での主権者教育も、選挙管理委員会と連携して実施したほうが効果が得られることも多いと思うんですけれども、選挙管理委員会にお聞きいたします。学校現場への出前授業はできるんでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（白谷通孝君）

学校のほうから依頼があれば、できます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。どんどん学校現場も選挙管理委員のほうに出前講座をお願いしていただきたいと思います。

もう一度、選挙管理委員会のほうにお尋ねいたしますけれども、若年層の政治への関心や

投票意識を高める狙いで、高校生を投票事務に臨時雇用する先進的な取り組みを開始した自治体があります。雇用するのは高校2年生16人で、1日当たり2人、放課後を活用した勤務時間は三、四時間として、市議会選挙の期日前投票の投票用紙配りや、宣誓書の記入方法案内に当てようです。この取り組みは、継続していく予定になっています。賛否はいろいろあるとは思いますが、初めて選挙を経験する直前の高校生が、直接選挙にかかわることによって政治に関心を持つきっかけになるとは思いますけれども、本市にこういう方式を導入するというか、そういう取り入れるとしたならばということで見解をお聞かせいたします。

選挙管理委員会事務局長（白谷通孝君）

選挙は私たち国民が政治に参加をし、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる、最も重要かつ基本的な機会であります。高校生などの若い方たちが、実際の選挙事務に携わることは、熊井議員おっしゃるとおり、御意見のとおり、政治への関心を高めて、その後の選挙に関しての投票行動の動機づけ等にも大変有効であると考えているところでございます。

一方、高校生でございますので、部活動や勉強に支障が生じることがないように配慮することも必要になると思います。また、季節によっては、午後6時過ぎには日が暮れて暗くなってきますので、自転車等での帰宅が想定される高校生でございますので、安全面の配慮も必要であると考えます。さらには労働基準法及び民法等の規定によりまして、未成年でありますので、保護者の同意も必要になってきます。実際に実施するとなると、幾つかのクリアしなければならない問題もあるようでございます。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、短期間、短時間ではありますけれども、高校生が選挙事務に携わることの効果も大変大きいと考えているところでございます。

高校当局の御理解と御協力及びに保護者の方の御同意が得られるようであれば、選挙管理委員会といたしまして、この件につきましては前向きに検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先進地のこの事例を見たときには非常に驚きましたけれども、すごいことを考えられるなと思いましたが、やっぱり一番現状に近づけた体系をさせることが一番早道かなというふうにも思いました。前向きな検討をしていただくという御回答をいただきましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後の質問になるんですけれども、本市はこれまで本当に投票率アップに向けていろいろな取り組みをしていただけてきました。それ以上にまた、例えば、市民の利用が多い駅や図書館、ショッピングモール等での期日前投票の実施はできるのでしょうか、見解をお聞かせください。

選挙管理委員会事務局長（白谷通孝君）

投票率アップのために、駅、図書館、ショッピングモール等での期日前投票所の開設はできないのかということについてでございますけれども、まず、総務省につきましては、総務省は、平成26年5月から投票環境の向上方策等に関する研究会というものを設置いたしまして、選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的方策等につきまして、研究、検討を進めてまいっております。この研究会が本年3月にまとめられました中間報告の中に、商業施設等への期日前投票所の設置について検討がされているところです。中間報告では、柔軟性や機動性のある期日前投票をさらに効果的に活用することができれば、有権者に有効な投票機会を提供できる可能性があり、投票環境の向上を図る有効な選択肢として、期日前投票を最大限活用することが求められると、その有用性について評価をされております。しかしながら、一方では、ネットワークの構築、投票所スペースの安定的な確保、投票の秘密を確保するためのスペースの確保・創出、投票箱・投票用紙の保管場所の確保、従業員の確保、投票所の混雑を実施する上での共通課題として挙げられております。

これらの課題のうち、ネットワークの構築についての考察においては、投票所における選挙人名簿の対照は、投票所にある紙の名簿または電磁的記録媒体に記録された名簿データと対照することとされておりまして、オンラインによる名簿対照はできないと、制度上の問題点を指摘されております。

期日前投票におきましては、期日前投票所を複数設ける場合、原則として有権者はいずれの期日前投票所でも投票できることから、選挙人名簿の対照に加え、二重投票を防止するため、有権者の投票済み情報を各期日前投票所で共有する必要があるがございます。このような投票済み情報の共有の方法として、補助的にオンラインによって行うことができるとされておるところでございます。

現在、本市では、柳川庁舎、三橋庁舎、大和庁舎間は、セキュリティーが確保されました専用の庁内LANが構築をされておりますので、この補助的なオンラインによる投票済み情報の共有による二重投票防止の措置が図られておるため、現在3カ所での期日前投票所を設置することが可能となっているところでございます。

報告書におきましては、セキュリティーの確保に留意しつつ、通信事業者が提供する安全かつ比較的安価なネットワーク・サービスの利用可能性等を踏まえ、より効率的なサービスの利用可能性を探っていくことが重要であると、今後さらに研究、検討が必要である旨がまとめられているところでございます。

なお、県内での事例ですが、ことしの4月の統一地方選挙で大学構内に期日前投票所を設けられました自治体におきましては、二重投票防止のための投票済み情報の共有の手段といったしまして、投票所で選挙人名簿確認の段階で、その都度、携帯電話を用いて選挙管理委員

会との確認が行われたとのことでございます。

議員御提案の趣旨及びその効果は十分に理解をいたします。しかし、3庁舎以外での期日前投票所の開設につきましては、クリアしなければならない課題が数多くございます。

今後も、調査、研究を行ってまいります。現状では新たな期日前投票所の開設につきましては慎重にならざるを得ないと考えているところでございます。何とぞ御理解をお願いいたします。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本当に、うちは3カ所で行われて、セキュリティがしっかり3庁舎管理されていて、だからこそ、3カ所の期日前投票が行われるということはよくわかりました。また、本当に18歳に引き下げられたことで若者が多く集まる場所での期日前投票というのは望まれるところであるかもしれませんが、セキュリティの面からとか、まだ今のところは難しいということも理解できました。今後も、いろんなアイデアを生かしながら、一人でも多くの方が投票に行っていただけるようにしていただきたいと思います。この選挙権年齢の引き下げは、国民的な重要事でありまして、この機会に、この国、またこの社会に長い間責任を持つことになる若者に、政治に目を向け参加してほしいと思っております。

また、今後、主権者教育の充実によって、若者の社会参加意欲や政治参加意識が向上することで、政治に無関心であった親世代の意識が変わり、考える有権者、賢い市民がふえていく取り組みがなされることに期待をいたしまして、1点目の質問は終わらせていただきます。

次に、2点目の質問でございます。

高齢者の薬飲み残し改善への取り組みについて、お伺いいたします。

高齢者宅から、処方された飲み残しの薬が大量に見つかる事例が社会問題となっております。飲み残し（残薬）の発生は医療費を圧迫するだけでなく、何より人の命に密接にかかわる問題です。残薬と服用すべき薬を混同すれば、飲み合わせによっては健康を害する危険があります。

事実、最近では飲み合わせにより体調を崩し、病院に緊急搬送されるケースも多くなっているようです。また、処方された薬を適切に飲まないという症状が改善せず、医師がさらに薬の処方をふやすといった悪循環に陥る場合もあります。治療効果を上げるためにも、残薬をなくさなければなりません。厚生労働省は残薬発生理由の調査をしておりますけれども、飲み忘れが積み重なったが7割を占めております。新たに別の薬が処方された、自分で判断してやめたがともに2割を占めております。高齢者は1回に10種類以上の薬を飲んでいる人も珍しくありません。個人任せの取り組みには限界が来ていると思っております。

日本薬剤師会の調査で、75歳以上の在宅高齢者だけでも残薬は500億円に上ると推計され

ております。国が調査に乗り出しておりませんので、これくらいでとまっておりますけど、国が調査するんであれば、1,000億円に上るだろうとも推計されております。

今や国の医療費は39兆円、数日前に発表されたところでは40兆円を超えたというふうに表示になっておりましたが、そのうち薬代は8兆円、2割を占めております。医療費の適正化及び高齢者の健康を守るためにも、残薬の改善は急がれます。本市においても、残薬の現状を調査、把握し、適切な改善策に取り組む時期ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

本市の残薬の現状や残薬を減らす取り組み等、把握されておられましたら、お聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

それではまず、高齢者等が処方された薬を飲み残したり、飲み忘れたりする残薬の現状について、お答えします。

この件に関しまして、健康づくり課にも確認をいたしました。福祉課を含め、本市においては残薬調査等を実施したことはございません。

また、柳川山門薬剤師会にもお尋ねしましたところ、残薬の現状について把握されていないとのことでありましたが、議員御指摘のように、相当数量の残薬があるのではないかとということでした。

次に、残薬を減らす取り組み等について、お答えいたします。

厚生労働省によれば、薬の飲み残しや飲み忘れは、処方された薬全体の二十数%に相当すると推計されております。なぜこのような状況になっているかといえば、特に高齢者等の場合、多種類の薬を処方されても、何をいつ、どのように飲めばよいのかわからないというのが主な原因と考えられております。

このような残薬対策としましては、1回に飲む錠剤、粉末剤など数種類の薬を、朝昼夕などに分けて1つの袋に入れてもらう一包化という方法によって、飲み間違いや飲み忘れの防止策として対処されております。そのほかには、お薬カレンダーや服薬ケースなどを活用して、あらかじめ薬を仕分けしておくことにより、残薬防止や服薬管理につながっているようです。

また、かかりつけ医や薬局の薬剤師等による適切な服薬指導をいただくことが残薬を減らすことになると考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。なかなか行政で残薬の調査をするということはなかったし、私たちの普通の考えとしたら、薬のことは病院に、また薬局に任せておけばいいというふうであったと思うんですけれども、ここまで残薬が多くなってきて、それが医療費を圧迫したり、

健康を阻害するようになるとするならば、やっぱり何かの手だてを見つけながら、行政は取り組んでいかなければいけないんじゃないかと思います。本当に行政が調査をするのは難しいというか、できないだろうなというふうに思います。だから、関係機関からの情報収集しか知り得ることはできないだろうと。でも、先ほども言いましたように、やっぱりこれが社会問題になっている、しかも、市民の健康を害する危険が高いというのであれば、やっぱり正しく知るべきだろうと、調査するべきだろうと思います。

今、本市は将来に向けて、包括支援システムの構築のために多職種による審議会が行われていると思います。残薬の解決に向けて連携した取り組みが提案できないかというふうに思っております。在宅の高齢者の全てを把握することは難しいかもしれませんが、それぞれの機関が把握している高齢者の現状を知り、そして、連絡をとり合い、問題があれば改善に向けて担当機関が取り組む体制を築けばいいことですので、どうかこの連携体制をつくっていただきたい。そうすれば、残薬解消だけじゃなく、本来の目的である包括ケアシステムの構築がなお一層進むのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えいたします。

高齢者等の薬の飲み残しや飲み忘れがある場合、処方された調剤薬局に持参して相談されるよう薬剤師など周囲の人が声かけをする必要があると考えております。このような保健医療関係者による声かけに関しまして、現在、柳川山門医師会が主催されている多職種連携協議会の中で、医師、薬剤師を初め、保健、福祉、介護などの幅広い職種による活動や連携について協議が進められているところでございます。

議員御指摘されておりますように、在宅医療や介護等のサービスを一体的に提供する体制を構築し、推進していくことが地域包括ケアシステムの施策となっておりますので、この中での取り組みは大変有効な手段であると考えております。

また、処方せん等の指示により、在宅訪問される調剤薬局が本市内には10カ所ありますので、高齢者や障害があつて、一人で病院等に通院することが困難な場合など、調剤薬局の薬剤師が自宅を訪問する取り組みも行われております。そして、飲み残しの薬や何の薬かわらなくなった場合や、飲み合わせ、副作用のチェックなど服薬指導が行われていると伺っております。このような取り組みがさらに広がっていくよう多職種連携協議会に提案をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。ぜひ要請をしていただいて、連携を結んだ取り組みを推進していただくようよろしくお願いいたします。

2016年、診療報酬の改定が進めば、治療の場は確実に病院から在宅へと移り、在宅療養の高齢者はこれまで以上にふえてきます。そういうふうなときにはやっぱり多職種間の連携が本市でも今以上に重要になってきます。よりよい連携体制ができることを期待いたします。

国は残薬自体を減らす取り組みとして、複数の病院で処方された薬をまとめて管理したり、患者を服薬指導する取り組みのかかりつけ薬局の普及を促す方針を打ち出し、大変期待してあります。先ほど課長も述べてありましたように、10カ所ぐらいの調剤薬局が現在もこういうふうな取り組みを進められているということで、大変ありがたくうれしく思うところでもありますけれども、このかかりつけ医を、厚生労働省は勧めているんですけれども、あくまでも、かかりつけ薬局を持つかどうかは個人の判断に委ねるしかありませんので、行政の取り組みとしては、広く市民の方へかかりつけ薬局を持つ利点とか重要性を周知する努力が必要だと思っております。見解をお聞かせください。

また、既に先ほども申してありましたように、取り組んでおられる薬局もあるかもしれませんが、薬剤師からも必要性を伝えていただく努力をしていただくように薬剤師会に要望していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、お聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えいたします。

ただいま議員から御提案いただいておりますかかりつけ薬局を持つということは、残薬を減らすだけでなく、高齢者の方に適切な服薬をしてもらうことで治療効果を高めるという意味からも大変重要なことであると考えております。

薬の飲み残しがある場合、かかりつけの薬局に残薬を持参されますと、まだ服用できるものと服用できないものとの整理してもらうことができます。そして、必要に応じて、かかりつけ医に相談して服用される薬がある場合は、次回の薬を減らすなどの調整をしてもらうこともできます。また、薬剤師の方が調剤情報で飲み残し等が考えられる患者には声をかけているということでございます。

このようなことから、かかりつけ薬局を持ち薬剤師会等との連携を図ることについて、先ほどの多職種連携協議会の中で要望してまいりたいというふうに考えております。

高齢化が急速に進む中、今後、在宅での医療や介護のニーズはさらに高まっていくものと思われます。高齢者とかかわる介護関係機関等も薬剤師の取り組みや医療情報等を把握することにより、残薬の問題についても啓発周知を図っていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。しっかり取り組みを課長が述べていただきましたけれども、本当にこれは真剣にやっていただくと、かなりの医療費の節約にもなりますし、高齢者の健康を

守るためにもなりますので、よろしく願いいたします。

福岡県の薬剤師会では、節約バッグというものを皆さんに配って、今、飲み残しのものがあつたら持ってきてくださいというふうなことを2カ月間調査をされたことがあるそうです。2カ月間で二百数十名の方が薬を持ってきていただいて、840千円分ぐらいの薬が残っていたそうです。それを九州大学と共同で仕分けをしたところ、780千円ぐらい再利用ができたという統計も近々見ておりますので、しっかり残薬解消には取り組んでいただきたいと思います。

今後も高齢者が住みなれた地域で、元気で安心した生活が続けられるよう、また、少しでも医療費の安定化につながる努力を今後ともつなげていってほしいと要望しておきます。

では、次、最後の質問に移らせていただきます。

次は、市民サービスで、手元に残る記念品つき婚姻届導入について、お伺いいたします。

昨日、樽見議員も各種書類の申請とか発行についてお尋ねの際に少し触れられましたけれども、私も通告をしておりましたので、質問させていただきます。

全国で提出される婚姻届は昭和47年の110万通をピークに少なくなってきております。戦後最小となった昨年、平成26年度では、約64万3,700通が提出されております。近ごろは婚姻件数の減少だけがクローズアップされていますけど、見方を変えれば、新しく64万組のカップルが誕生したことになります。大変喜ばしいことだと思います。

婚姻届を受理されるときは、事務手続だけにとどまらず、もっと祝福の気持ちをあらわすおもてなしの心のこもった住民サービスができないかと考えております。

最近、結婚情報誌の付録に、法的に提出できる華やかな婚姻届が話題となっております。一般的に市役所でもらう婚姻届は、人生の中でもトップレベルで重要な書類でありますけれども、特別感はなく、黄色っぽい感じで、まさに書類といった感じです。

私も、重要であるがゆえに、これまでの書類に全く違和感もなかったし、むしろ当たり前だと思っておりました。しかし、余り知られていない婚姻届の意外な事実というものに触れたときに、どういうことかということ、自分の住民票がある市役所以外でも提出できることや、婚姻届を発行してもらった役所以外でも必要な書類が整っていれば提出が可能なこと、また、婚姻届はフォーマットが全国统一されているため、フォーマットを崩さなければ、用紙や枠の色を変えたり、記入欄外にキャラクターの絵やメッセージ等の記入欄を設けるなど、地域オリジナルの婚姻届の作成が可能なことを知りました。

そこで、先進地のサービスを調査してみました。窓口に出したら二度と返ってこない婚姻届の常識を覆した取り組みが観光促進につながるということで、アイデアを凝らした婚姻届を作成し、配布している自治体もありました。本市もぜひ住民サービスの向上につながるように婚姻届の工夫をしていただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。本市の婚姻届受理状況、婚姻届に関する市民要望等の声があり

ましたら、お聞かせください。

市民課長（徳永雅子君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

婚姻届は、議員御説明のとおり、本籍地、住所地、一時滞在地などにおいて提出することができることとなっており、本籍地以外に提出された婚姻届は、受理した市町村から本籍地の市町村へ送付されることとなっております。

本市の平成26年度の婚姻届の受理件数は1,044件で、このうち286件が本市の窓口に出され、758件は他市町村の窓口に出され、受理した市町村より本籍地である本市に送付されたものです。

また、婚姻届に関する市民要望等につきましては、特に把握してはおりません。

なお、婚姻届を提出される際に、市窓口に出される前に、婚姻届を写真に撮られる方、また、コピーをされる方があるようでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先進地の取り組みを調査して改めて感じましたけれども、婚姻届が受理された瞬間は、法的に他人から夫婦となるメモリアルな瞬間です。そんな人生の一大イベントにもかかわらず、手元には何も残らないということも改めて考えると味気ない話だと思いました。普通そんなものなのでしょうという固定観念に縛られていたことに気づかされた思いでした。本市でもこの貴重な瞬間が夫婦の手元に残る婚姻届のデザインにしてはいかがでしょうか。婚姻届を複写式にして、自筆で記入された1枚目は行政に提出、控えの2枚目を持ち帰っていただくなど、柳川市から二人への思い出に残るプレゼントになるようなデザインを工夫していただきたいと提案いたしますけれども、見解をお聞かせください。

市民課長（徳永雅子君）

婚姻届を複写式にし、思い出に残るデザインを工夫してはどうかとの御提案について、お答えいたします。

現在、婚姻届を出された際に記念になるものとしましては、有料で婚姻届受理証明書を発行いたしております。しかし、この受理証明書は、横型の賞状のような形式のもので、デザイン性に乏しく、また、このような証明書自体を御存じの方も少ないため、希望される方はほとんどない状況でございます。

このため、本市としても、結婚を祝福する気持ちとして、議員御提案の記念としてのデザインを工夫した自筆の婚姻届の写しをお渡しする方法を含めて、今後、どのようなものが婚姻届の記念となるのか、昨日、樽見議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、実施に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。前向きな回答をいただいたということでありがとうございます。

先進地では、その婚姻届のデザインが好評で、他県から旅行しながら婚姻届を提出するために訪れるケースも多くなっているという報告をしてある自治体もあるようです。また、魅力的な婚姻届は観光促進の武器になるとアイデアを凝らしている先進地もあるようです。本市もぜひいろいろと検討していただき、市民の皆様から喜んでいただけるような、手元に残る婚姻届を作成していただきたいと思います。

また、市民の皆様にご好評であれば、出生届け等にも広げていただき、明るい話題をふやしていただけるような、そういう取り組みをしていただきたいと思うんですけれども、総まとめで市長よろしくをお願いします。

市長（金子健次君）

最後の一番いい質問だなと思って回答いたしますけれども、今驚いたのが、1,044組の婚姻届があって、柳川市に提出されたのが286件、いわゆる4分の1しか届けていないと。私は、これを上回るような、1,044件を上回るような形で、逆に周りの人とか、ほかの人たちが柳川の婚姻届というか、そういうことを、かっこいいとか記念に残るとか、そういうやつを考えてみたいと思います。

きのう樽見議員のほうからも御質問等が要請がありましたけど、ぜひこれを実現していきたいというふうに考えて、また、議員の皆さんにも御提案をしたいというふうに思っています。

ありがとうございました。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。提案に対して実現に向けてという前向きな、本当にいい御回答をいただきまして、早期の実施を期待しております。

今回、婚姻届に関する取り組みについて先進地を調べてみて、本当に感じたことは、どこの自治体も地域活性化に向けて必死だなと、ちょっとしたアイデアでも地域経済の拡充につながっていくという積極的な、また、意欲さえ感じました。本市においても、柔軟な発想の展開を生かし、さらに住民サービスの向上に取り組んでいただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は、あす9月10日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす9月10日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、あす9月10日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時9分 散会

平成27年 9 月25日（金曜日）

柳川市議会第4回定例会会議録

平成27年9月25日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次												
副市	長	成松宏良												
教	育	長	日高良											
総務	部	長	高崎祐二											
会計	管	理	者	田尻主範										
市	民	部	長	石橋眞剛										
保	健	福	祉	部	長	石橋正次								
建	設	部	長	野田彰										
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	樽	見	孝	則		
消	防	長	橋	本	祐	二	郎							
人	事	秘	書	課	長	平	田	敬	介					
総	務	課	長	白	谷	通	孝							
企	画	課	長	椛	島	謙	治							
財	政	課	長	島	添	守	男							
税	務	課	長	木	下	隆	子							
健	康	づ	く	り	課	長	大	石	涼	昭				
福	祉	課	長	原	忠	治								
学	校	教	育	課	長	武	田	眞	洋					
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	哲					
建	設	課	長	待	鳥	誠								
農	政	課	長	林	治									
水	路	課	長	松	永	泰	治							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第50号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第55号 柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定について

議案第57号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

2．建設経済委員長報告について

議案第51号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 平成26年度柳川市水道事業会計決算の認定について

議案第62号 市道路線の認定及び廃止について

3．教育民生委員長報告について

議案第47号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について

4．決算審査特別委員長報告について

議案第46号 平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案第66号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第67号 教育予算の拡充を求める意見書について

日程（4） 議会改革特別委員会の設置について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成27年第4回柳川市議会定例会最終日の日程等について、9月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第66号及び第67号の2議案の上程であります。提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにしております。再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決といたします。

日程4が議会改革特別委員会の設置についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

委員会開催日時、場所、委員の出欠について、執行部出席者、傍聴者、案件については、報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1)議案第50号 認定

本案は、平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成26年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の過程で、当該会計の目的及び存在意義についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第53号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正前の予算額「299億1,102万9千円」に「7億8,785万8千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「306億9,888万7千円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳入18款1項1目繰越金、歳出3款2項1目児童福祉総務費の学童保育事業費での延長保育事業、6款1項6目クリーク管理費の機械借上料、同款2項1目水産業総務費の県漁港漁場協会負担金、7款1項1目商工総務費の損失補償費、同項2目商工振興費の企業立地等促進費での企業立地用地適地選定調査業務委託料、8款3項1目河川総務費の福岡県海岸協会負担金、10款5項18目市民文化会館（仮称）整備推進費での委託料や債務負担行為の市民文化会館（仮称）設計業務委託料や取得用地について質疑がありました。

なお、質疑終了後、本案に対する修正案が別紙のとおり提出されました。

修正内容は、歳出の10款5項18目市民文化会館（仮称）整備推進費「6,306万7千円」を減額し、歳入ではその財源であります13款2項1目総務費国庫補助金「501万5千円」、18款1項1目繰越金「1,915万2千円」及び20款1項5目の教育債「3,890万円」をそれぞれ減額し、併せて債務負担行為での市民文化会館（仮称）設計業務委託料「1億150万円」、及び地方債での市民文化会館（仮称）整備推進事業費「3,890万円」を減額修正しようとするものであります。

修正案提出者の主旨概要は、用地買収がなされないまま設計に着手するのは順序が間違っただけのものであり、売買契約締結後から当該予算の提案がなされるべきで、用地の購入予定価格の根拠が薄く、価格も高いため、今後の土地取引に与える影響があまりにも大きいという説

明でありました。

修正案については、審査の結果、当委員会としましては、賛成少数により否決と決定いたしました。

続いて、本案については、審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第55号 原案可決

本案は、柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定についてであります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の試行に伴う関係法律の整備等に関する法律」で住民基本台帳法の一部が改正され、住民基本台帳カードに係る規定がなくなることに伴い、柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止するものであります。

審査の過程で、新たに通知される「通知カード」の送付先についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第57号 原案可決

本案は、柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、個人番号を含む個人情報の取扱い等を定めるため、柳川市個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第59号 原案可決

本案は、柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の試行に伴い、各種届出用紙等への個人番号や法人番号に係る項目の追加、及び「地方税法等の一部を改正する法律」の試行に伴い、たばこ税に係る特例税率の縮減措置を講じるため、柳川市税条例等の一部を改正するものであります。

審査の過程で、個人番号等の項目が追加される書類の届出対象者についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第60号 原案可決

本案は、柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の試行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カード再交付に係る手数料等を定めるため、柳川市手数料条例の一部を改正するものであります。

審査の過程で、マイナンバー制度の実施に向けた対策と運用、セキュリティ対策について

の意見要望がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第63号 原案可決

本案は、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

事業の進捗等に伴い、大牟田市との間で締結している定住自立圏形成協定の一部を変更するものであります。

審査の過程で、定住自立圏に関する国からの財政支援措置についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告は終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

9月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第51号 認定

本案は、平成26年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額「10億4,983万4,997円」に対し、歳出総額「9億8,643万8,606円」で、歳入歳出差引額は「6,339万6,391円」の黒字となっています。

審査の過程で、一般会計からの繰入金等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第52号 認定

本案は、平成26年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受け、審査の過程で給水原価と供給単価の推移について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3)議案第62号 原案可決

本案は、中山団地跡地の整備に伴い、新たに道路を認定する一方、既存の路線を廃止するものであります。

審査の過程で、分譲区画数や道路幅員及び公募の時期について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命により、教育民生常任委員会の報告をいたします。

9月2日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに、9月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりであります。

4 結果

(1)議案第47号 認定

本案は、平成26年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額「96億4,193万6,135円」に対し、歳出総額「96億3,851万6,784円」で、歳入歳出差引額「341万9,351円」の黒字となっています。

審査の過程で、国保税の減少要因、レセプト点検強化やジェネリック医薬品推進の具体案、医療費増加の予防策等についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第48号 認定

本案は、平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額「9億4,016万7,204円」に対し、歳出総額「9億3,675万604円」で歳入歳出差引額は「341万6,600円」の黒字となっています。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3)議案第49号 認定

本案は、平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額「336万4,841円」に対して歳出総額「63万5,644円」となっています。

審査の過程で、諸収入及び全体の戸数等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(4)議案第54号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。予算規模としては、歳入歳出それぞれ「6,078万2,000円」を追加し、補正後の予算総額を「107億2,778万2,000円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)請願第2号 採択

本件は、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（荒木 憲君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月4日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1)議案第46号 認定

本案は、平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算収支といたしましては、歳入総額「333億5,195万6,896円」、歳出総額「320億6,781万6,766円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「12億8,414万130円」となっております。そのうち、翌年度への繰越財源「2億8,999万4,413円」を差し引き、実質収支額は「9億

9,414万5,717円」となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出決算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、生活保護費返還金、はり・きゅう・あん摩等助成金返還金、中小企業損失補填補償金返納金、生活保護受給者就労支援事業費の対象人数等について質疑がありました。

歳出審査では、再任用職員の費用、地方バス運行補助金の算定方法、地域支援事業費の活発化、敬老会事業委託料の算定方法、保育所入所支度金及び通所奨励金、不法投棄及び不燃物処理場の状況、生産振興作物調査費、交通誘導及び案内対応に関する人材育成業務委託料、アンテナショップ委託料及び販売状況、プレミアム商品券事業補助額の根拠及び商品券の販売方法、災害対策費の非常食の内容とその対処、学力向上支援講師の内容と効果、要保護・準要保護児童生徒、校区コミュニティセンターの改修状況、学校給食費の滞納状況と滞納者への指導方法、合併特例債の元金と利子等について質疑がありました。

なお、総括で主要施策事業の再構築と補助金の見直し、職員の再任用、指定水利等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第50号 平成26年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、別紙のとおり白谷議員、緒方議員から修正案が提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。議長のお許しがありましたので、早速提案の説明を行います。

まず、修正の概要について御説明をいたします。

お手元に配付しておりますように、補正予算の総額を歳入歳出それぞれ787,858千円から724,791千円に、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ30,698,887千円から30,635,820千円に修正するものです。

なお、歳入歳出の予算額の修正内訳は、歳入に計上されている13款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金の補正予算額を5,015千円減額し、11,206千円から6,191千円に、18款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金の補正額を19,152千円減額し、543,817千円から524,665千円に、20款・市債、1項・市債、5目・教育費の補正予算額を38,900千円減額し、38,900千円からゼロ円にそれぞれ修正するものです。

歳出に計上されている10款・教育費、5項・社会教育費、18目・市民文化会館（仮称）整備促進費の補正予算額を63,067千円減額し、63,067千円からゼロ円に修正するものです。

また、第2表 債務負担行為補正の市民文化会館（仮称）設計業務委託料と第3表 地方債補正の市民文化会館（仮称）整備推進事業費をそれぞれ削除するものです。

次に、提案理由の説明を行います。

今回の補正予算に計上されている市民文化会館（仮称）整備促進費の測量委託、地質調査業務委託、基本設計及び実施設計委託料等は、建設用地が確保されていることが大前提であります。市が説明する建設用地は、現市民グラウンド及び市民グラウンド東側にあるゴルフ練習場2,344.44平方メートルを充てるとし、そのゴルフ練習場の買収費用は、用地購入費97,330千円、練習場補償費5,500千円、計102,830千円としています。

そうした中で、今回、私が市民文化会館設備推進費の修正案を提出したのには3つの理由があります。

まず、1点目は用地購入費にあります。

この用地購入費に当たり、市が行った不動産鑑定は坪単価91,800円で、総額65,518千円となっています。にもかかわらず、今回の買収費用は坪単価137千円、総額で97,330千円、実に31,812千円の差があり、不動産鑑定の約1.5倍になります。市は、昨年8月から交渉を

開始したが、金額面で折り合わず仕方なかったと言いますが、果たしてそれでいいのでしょうか。そう言いながら、一方では近隣の宅地の売り出しが坪138千円、あるいは135千円となっており高くはないと言いますが、本当にそうでしょうか。同じところに坪90千円で売り出されている土地もあります。そして、それらは売り出し価格であり、売買価格ではありません。

また、60坪や80坪の土地と710坪の土地が同じ単価で議論していいのか疑問があります。そのため、近隣の実勢価格や土地の広さや形状などを考慮して不動産鑑定は行われているはずですが、市の担当者によれば、これまで不動産鑑定を超える価格で購入した記憶はないと言います。今回の買収価格を認めれば、これからの用地取得の交渉において不動産鑑定価格は有名無実となってしまう、今後の市政運営に大きな混乱を残すこととなります。そればかりか、今回の措置そのものが大きな問題を引き起こすかもしれません。もし用地購入費について住民監査請求が起きたとき、あるいは住民訴訟が起きたとき、それに耐え得ると考えているのでしょうか。また、それによって逆に地権者に迷惑はかからないのでしょうか。

また、市長は今回の買収交渉に際し、相手方から土地の譲渡所得の税金対策として50,000千円の特別控除を受けられるようにしてもらいたいと言われ、今回、県との事前交渉のため基本計画の必要が生じ、その予算を計上したと説明されますが、果たして問題はないのでしょうか。

2点目は、補償費の問題です。

市の説明によれば、練習場の解体費用が4,000千円、営業補償が1,500千円となっています。営業補償は当初1,000千円を提示したが、あと500千円加えてと言われ、1,500千円にしたと説明します。その根拠は、営業者が月140千円の家賃を地権者に支払っているもので、それ以上の利益が上がっているものと考えたと言いますが、利益が140千円以上という根拠は何でしょう。本来、営業補償は営業状況に基づき算出されるべきものであるはずですが、しかも、補償期間は明らかでなく、1,000千円と提示したが、あと500千円と言われ1,500千円にした。これでは納得はできません。解体費用の4,000千円についても、建築された方から市長が個人的に見積書をもらったというだけで、何ら具体的な根拠は示されておりません。そして何より、地権者と営業者の契約がどうなっているのか、それも明らかになっておりません。

3点目は、市民文化会館の維持管理費が明らかにされていないことです。

今回の補正予算には測量費、地質調査費、基本設計、実施設計など164,567千円が計上されており、もう既に事業は始まっております。にもかかわらず、いまだ維持管理費の見込みも示されておりません。維持管理費はある意味、施設建設費より重要な要素となります。建設費は補助金、あるいは合併特例債等で財源の手当てがつかますが、維持管理費は施設がある限り必要となります。しかも、補助金などはなく、全額一般会計から支出することになり、将来の財政運営に大きく影響します。ある自治体では施設の管理費の増大が財政再建団体へ

の引き金になったことは皆さん御存じのとおりです。後でこんなはずではなかったでは遅過ぎます。

私たちは今議会の2日目、9月4日、議会基本条例を全員一致で可決しました。その基本条例第8条、そして第8号で、議会は、市長が提案する重要施策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、将来のコスト計算を求めるとしています。もちろんこうした条例があろうがあるまいが、議会の責務として当然のことではありますが、今回、条例まで制定したのに、これでは議会の責任は果たせません。

私は、今回の補正予算には、今まで申し上げたとおり、多くの問題があると考えております。このようなずさんな場当たりの対応は、これからの市政運営に大きな禍根を残すこととなります。いま一度今回の市民文化会館整備推進費の補正予算を精査していただき、改めて予算の提出をお願いしたいと思います。

議員の皆様のご賢明な判断をお願いして、私の提案理由の説明を終わります。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、修正案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

修正案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について討論に入ります。

討論は、原案と修正案を一括して行います。

討論の順序は、修正案に反対、すなわち原案に賛成の討論、次に、原案及び修正案ともに反対の討論、次に、修正案に賛成の討論の順で行います。

なお、討論される方は、討論冒頭に修正案に反対、修正案に賛成など、自分の立場を明快にしてから討論されるようお願いしておきます。

初めに、修正案に反対討論される方はありませんか。

7番（熊井三千代君）（登壇）

おはようございます。7番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について、修正案に反対、つまり原案に賛成の立場で討論させていただきます。

この予算には、10款・教育費、市民文化会館（仮称）整備推進費として補正額63,067千円が計上されています。計上予算の概要としては、市民文化会館（仮称）について基本計画が完了したことから、今後の本格的な建設に向けた基本設計、実施設計委託料及び施設オープン後の有効活用に向けた調査に伴う経費であることと説明を受けました。

なお、市民文化会館（仮称）建設に係る設計業務委託料については、平成28年度にかけて2カ年で実施されることから、債務負担行為予算もあわせて計上されているとのこと。

本事業を進めるに当たっては、駐車場として利用される用地購入がなされていないのが問題ではありますが、用地購入に至っては、担当課職員及び市長が何度も交渉に当たり、地権者からの同意を得て書面を交わしていると伺っております。

また、用地購入金額についても、土地評価額、近隣の売買状況等を参考に交渉に当たり、地権者からも柳川市民の皆様のためになればとの思いで歩み寄りいただき同意に至った経緯からして、用地購入金額は許容範囲であると判断いたしました。本契約成立に向け粛々と作業を進めていただきたいと思います。

そもそも市民文化会館（仮称）建設に当たっては、議会では同意を得て進められている事業であります。建設に当たっての財源は合併特例債の導入を予定されていますが、この合併特例債の利用期限が過ぎれば、市の財政負担は莫大になり、市の財務を圧迫するのみならず、建設さえ危ぶまれる状況になるのではないのでしょうか。

以上のことから、私どもは今回計上されている補正予算の執行に賛成し、市民文化会館（仮称）建設が平成32年4月の完成に向けて作業がスケジュールどおり進められますことを期待いたしまして、修正案反対の討論とさせていただきます。

なお、執行部におかれましては、今後、作業計画、予算計上には時間に余裕を持ち提案されますよう申し添え、これを要望として終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

次に、原案及び修正案ともに反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

15番（緒方寿光君）（登壇）

おはようございます。緒方寿光です。私は、議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算に対する修正案、つまりは白谷議員より提案されました修正案に賛成をいたします。

そこで、なぜ修正案に賛成なのか、その理由を3つ述べます。

この9月議会に市民文化会館建設に向けての市民文化会館整備推進費が金額にして63,067千円執行部より補正予算として提案されております。その執行部から提案された補正予算、市民文化会館整備推進費の内訳を申しますと、1つ目に、専門員報酬として1,377千円、2つ目に、その社会保険料として198千円、3つ目に、プロポーザル審査員謝礼及び二次審査対象者謝礼、また、有識者会議謝礼、管理運営計画策定委員謝礼で報酬費総額として1,912千円であります。4つ目に、旅費、プロポーザル審査員費用弁償、有識者費用弁償、専門員費用弁償、総額で1,552千円、5つ目に、消耗品費、食糧品費合計で68千円、6つ目に、基本実施設計委託料43,500千円、また、測量業務委託料3,000千円、地質調査業務委託料7,600千円、さらには、ホール整備関連事務委託料1,800千円、文化活動者育成プログラム実施委託料2,000千円で、委託料総額で57,900千円が執行部より計上されております。7つ目に、会場冷暖房料60千円で、補正予算総額63,067千円の提案となっております。

以上が執行部から提案された補正予算の内訳ですが、なぜ今回、この補正予算の減額の修正案に賛成なのか、1つ目の理由です。

今回、執行部より市民文化会館の建設に向けて、敷地内の駐車スペースが250台前後しかとれないなどの理由でゴルフ練習場の用地買収の方針が出されました。さらには、12月議会に予算提案の予定ということであります。

そこで、現時点においてこの用地買収の手続が完全に完了していないにもかかわらず、この9月議会に基本実施設計委託料43,500千円、測量業務委託料3,000千円、地質調査業務委託料7,600千円、ホール整備関連事務委託料1,800千円などが執行部から提案されております。

そこで、私は、ずばり建設計画を進めていく上で議会への予算の提案をされる順序が違うのではないかと強く考えるからであります。仮に執行部としてゴルフ練習場の用地買収の予算案を12月議会に提案する予定とされているならば、12月議会の結果を見られた上で、その後設計委託、測量委託、地質調査料などの予算案は提案されるということが常識的な計画の進め方であると強く考えます。特に40億円もの公共施設を建設する計画です。一つ一つ課題を解決した上で次のステップに進むということは当然のことであると考えております。

そこで、執行部提案の今回の補正予算、市民文化会館整備推進費については、今回、提案される機会ではないと強く考えております。

次に、2点目の理由です。執行部提案でありますゴルフ練習場の買収計画、つまりは、およそ710坪の用地を補償費を含めて102,830千円で買収したいとの計画が執行部より全員協議会において9月17日に説明がありました。この件については、現時点で改めて議員及び市民の方々から、購入予定価格が高過ぎるのではないかと、このことが将来的に悪い前例になるのではないかと疑問の声が多く出ている中、また、執行部としては12月議会での予算提案をしたいとされている中で、この9月議会での市民文化会館整備推進費63,067千円の提案は大

変疑問であります。

また、多くの市民より、なぜ課題解決も行わずにそんなに先を急ごうとするのかという多くの声が上がっております。

また、執行部の施設建設に向けての基本計画では、基本実施設計は平成28年度、着工予定が平成29年度、開館予定が平成32年度とされております。そこで、今後のタイムスケジュールを考えたときに、まだ時間は十分残されておると考えております。

以上の理由から、9月議会での基本実施設計委託料などを含めた63,067千円の補正予算の提案は、改めて時期尚早であると強く考えております。

3つ目の理由です。今回の建設計画で現在の市民グラウンド、市民体育センターがなくなるわけですが、現時点においてもいまだにそれぞれの施設の代替施設の方針すら出ていない。そして執行部としては、現在、利用されている市民の方々との協議を行い、平成27年度中に方針の結論を出すという考え方のようであります。この点についても、本来であれば、9月議会に補正予算として市民文化会館整備推進費の63,067千円の提案をされるのであれば、当然のことながら、同時に市民グラウンドと市民体育センターの代替施設の方針を執行部として提案されることが、本来、事業計画を進めていく上で当然のあり方ではないかと強く考えております。

さらには、基本計画の内容にも不透明な点が多いという理由からであります。平成26年7月に市長が市民グラウンドに市民文化会館を建設すると決定され、あれから1年と2カ月が既に経過しようとしております。私は当然のことながら、事業を計画する上で全てに共通することは、この事業に幾らの金を投資し、どれほどの成果、効果が出るのかということであり、つまりは、事業の内容と投資と成果の3つの要素は事前に押さえた計画でなければならないということだと強く考えております。

具体的に言いますと、計画段階で事業の趣旨、事業の内容、運営方法と集客の計画、事業の収支計画、そして維持管理費の試算を含めた計画は当然ですが、同時に、現時点での問題点を最優先で解決することは当然の流れであります。その上で総合的に判断し、オーケーであれば、そこで初めて事業の着手となります。特に多額の税金を投入する大型事業については、計画を練りに練り上げた上で事業の着手の結論を出すということは当然のあり方あります。

そこで、執行部の建設計画の内容にはいまだに多くの不透明な点があり、特に施設を利用し、それと同時に多額の維持管理費を担っていく柳川市民に、いまだに収支計画の試算、また維持管理費の試算、さらには、柳川市民の将来の財政負担も示されないという中で、執行部よりこの9月議会において市民文化会館整備推進費63,067千円の補正予算が提案をされております。およそ40億円の施設建設計画です。当然、計画段階で収支計画や維持管理費の試算などは市民に堂々と提示すべきと考えますし、計画内容も事業を着手する前にもっと練り上

げるべきであると考えます。

私は、今回はこの補正予算、市民文化会館整備推進費の提案は、改めて時期尚早と強く考えております。

以上3つの理由により、今回、市民文化会館整備推進費63,067千円の補正予算の減額の提案をされた修正案に賛成をいたします。

以上です。

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

6番荒巻英樹でございます。私は、議案第53号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第3号）の10款・教育費、5項・社会教育費、18目・市民文化会館整備推進費の修正案に賛成の立場で討論をいたします。

ここで改めて申し上げますが、私は、現在の市民グラウンドに市民文化会館の建設を行うことに関しては賛成でございますし、これまで御担当された職員の方々の御尽力には感謝を申し上げる次第でございます。また、立派な施設が完成することを切に願っております。

さて、今回の補正予算資料の事業概要には、市民文化会館整備推進事業について基本計画が終了したところであり、今後の本格的な建設に向けて基本設計、実施設計及び管理運営計画の策定等を行うものとありますが、問題は、市が購入を予定しています隣接するゴルフ練習場の購入後の地権者の方の特別控除の手續に必要という理由で設計委託料が計上されている点であります。やはり用地の買収後に設計業務に入るという適切な順序を踏まなければならないわけであります。

また説明では、隣接地710.44坪の不動産鑑定価格は坪単価91,800円で、総額は約65,220千円、しかしながら、購入予定価格は坪単価137千円で、総額97,330千円、おおよそ1.5倍の価格で32,110千円の差額があります。さらに、本来ならば地権者が負担すべき解体費用として4,000千円、それから、ゴルフ練習場の営業補償として1,500千円を別途予定しており、全てを合わせれば総額102,830千円、坪単価144,700円ほどになります。

市が購入する場合は不動産鑑定価格が基準であり、残念ながら地権者の方には市の御意向を御理解いただけなかった模様ですが、現状の価格では市民の理解は得られませんし、私も到底納得できません。不動産鑑定価格以外の購入の事例は示されませんでしたし、今後、市がかかわる土地売買のあしき前例になることは絶対に避けなければなりません。

将来、損害賠償請求の裁判が起こされても不思議でない議案をストップするのは二元代制の一翼を担う議会の責務だと考えます。幸いといえますか、市民文化会館の座席数は当初の最大1,000席から800席ほどに縮小されており、また、現在の市民温水プールが利用できなくなった場合は解体して駐車場にされると聞いております。

参考までに、市民からは、そんなに高い土地を買うのなら屋上を駐車場にしたらどうかという御意見もありました。地権者の方から市長の熱い思いを御理解いただけなかった以上は、私はゴルフ練習場の購入を断念して、現有のスペースで知恵を絞るべきだと考えます。少なくとも隣接地取得の是非を議会に問うた後に設計等の予算を再度提案されることをお願いし、今回の修正案に対する賛成討論といたします。

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

初めに、修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成少数であります。よって、本修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第55号 柳川市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第57号 柳川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第60号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第63号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第51号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第52号 平成26年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第62号 市道路線の認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第47号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第48号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第49号 平成26年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第54号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第46号 平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、20番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎和弘議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

20番梅崎です。議案第46号 平成26年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

“生きがいと活力に満ちた自然と共生する住みよいまち”の実現を目指した取り組み、市長のマニフェストであります「災害のないまち柳川へ」「農・漁・商工業がにぎわうまち柳川へ」「観光と文化の薫り高いまち柳川へ」「子育て福祉のまち柳川へ」「便利で住みよいまち柳川へ」「市民目線で行革のまち柳川へ」、これに沿ったまちづくりのための支出につきましては大いに賛成であるということをもまず申し上げます。

今回、労働者派遣法の改悪が与党だけの賛成多数で採決強行、可決されております。直接雇用の大原則を侵し、低賃金、使い捨ての労働者派遣を当たり前の働き方にする雇用破壊法案であり、派遣は臨時的、一時的業務に限るという大原則も投げ捨て、生涯派遣、正社員ゼロを進める歴史的な大改悪と言われております。

また、食の安全性、国民の命と健康を危険にさらしかねないTPPがあります。このTPP断固反対、ぶれない、うそをつかないと言って政権をとった人たちがTPPに突き進んでおります。オーストラリアの農家の1戸当たりの経営面積は5,800ヘクタール、日本ではせいぜい140ヘクタールであります。既に米の輸入拡大も検討されております。

討論の第1点ですけれども、民生費、教育に関する同和問題への支出です。このことにつ

きましては何回も指摘をしておりますが、同和事業特別措置法以来33年間継続した特別対策は、平成14年3月の地対財特法の執行に伴い、全て終了し、一般対策へ移行されるべきです。同和事業に対する活動報告書は正式な了承をつけるべきだと思っております。

第2点は農漁業の対策です。長い間続いた米の減反政策を廃止することが検討されております。これでは米余り状態、暴落がひどくなると思います。米の値段がお茶わん1杯たったの20円、これでは農家が幾ら頑張っても米をつくり続けるのが難しくなります。柳川市の農業政策は米、麦、大豆が主流ですけれども、米にかわる転作作物を本気度を出して取り組んでいく必要があると思っております。

漁業問題に関しましては、ノリの生産は順調でありますけれども、このノリの生産の取り組みと同様、アサリ、アカガイ、それから、魚とりの漁業者の方たちに対するこの取り組みも必要である、このように考えております。

第3点は、マイナンバー制度は、行政側からすれば国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、国民にとっては分散していた個人情報が一たび外部に漏れ出せば悪用される危険は大きくなります。検診情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけるなど、民間分野へ拡大することを盛り込んでおります。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、マイナンバーにつきましては、実施中止の決断をすることも必要ではないかと思っております。

第4点以降は詳しいことは省略しますが、まず、子供の医療費無料化の拡大、国民健康保険税の一般会計からの繰り入れ、介護保険料がBグループから保険料が安いCグループへ移行できるような対策を今後も大いに取り組んでいってほしいと思っております。また、観光客の増大、また柳川に行きたいと言われるような観光政策の取り組みなどがあります。

以上、27年度の予算編成に取り入れていただきますようお願いいたしまして、私の討論いたします。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

それでは、これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案第66号～議案第67号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第66号及び議案第67号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（亀崎公德君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。（「議長、休憩動議を、休憩しましょう。休憩」と呼ぶ者あり）休憩しますか。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時26分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第66号について説明をお願いします。

16番（藤丸正勝君）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、全国市議会議長会の標準市議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、柳川市議会会議規則の一部を改正するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

次に、議案第67号について説明をお願いします。

12番（高田千壽輝君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、議案第67号 教育予算の拡充を求める意見書についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書が採択されたことを受け、議長を除く教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

日本は、OECD諸国に比べて一クラスの児童生徒数も多く、教育予算は31カ国中GDP

に占める割合は最下位であります。

将来を担う子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就職の拡大につなげるため、政府へ意見書を送付しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。

提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第66号及び議案第67号の2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第66号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第67号 教育予算の拡充を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議会改革特別委員会の設置について

議長（浦 博宣君）

日程4．議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会2日目に議会の基本理念、議員の活動原則等を定めた柳川市議会基本条例を制定したところでありますが、議員定数や議員報酬等、今後市議会として協議を重ねていく必要があります。

そこで、全議員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これら議会改革についてをこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本件については、全議員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、議会改革についての件をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員22名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました全議員22名を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に議会改革特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行いたいと思っております。

次に、緒方寿光議員及び金子健次市長より、9月8日の本会議における発言について、会議規則第64条の規定により、発言の一部を取り消したいとの申し出があり、お手元に配付のとおり発言を取り消すことにいたしましたので、御報告いたします。

これもちまして、本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成27年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 熊 井 三千代

柳川市議会議員 藤 丸 正 勝